

第二部 佛師組織の研究

清水善三

第二部 佛師組織の研究

清水善三

# 一、造東大寺司における工人組織について——官工房

清水善三

天平時代における造東大寺司の構成・経済についてはすでに多く論ぜられ余すところがないとも思われるが、畫師・仏工・木工などの技術者（特に畫師を中心として）がどのような編成の仕方をもって造営に参加したかの問題とその意味を、飛鳥時代以後の技術者系統の展開の流れに置いていま一度考え、大方の御批判を仰ぎたい。

(一)

先ず正倉院文書およびその他の資料に名が見え、造東大寺司に参加したと推定される工人≡技術者（畫師・仏工・木工など）は四二(註1)ページ以下の附表の如くである。

畫師を例に挙げてみると、河内畫師・管秦畫師・黄文畫師などの畫師姓氏族は、繪畫技術をもつ帰化人が六世紀の後半、技術の世襲を基本形態とする部民制的畫師集団として設置されたもの(註1)の後裔で、河内畫師は河内国丹比郡土師里を本貫とし、管秦畫師は秦氏と同系の帰化氏族と考えられ、本貫は近江国犬上郡火田（斐田）である。また正倉院文書に黄文畫師として名の出る畫師氏族は前掲の推

古十二年黄畫畫師として設置された畫工集團の後裔と推定されるもので、山背国久世郡と大和国山辺郡の二本貫が判明する。この他に倭畫師・牛鹿畫師などの存在が判明し、後者は牛鹿足嶋の名が知られ、前者は畫師淨足と名の出る畫師がそれに当るのではないかと推定されるが、多くは技術者としてよりも事務官として活躍していた(註2)ようである。

これら畫師姓氏族出身の畫師のうちで所属官司の判明するものはいずれも畫工司畫師（河内畫師七名、管秦畫師三名、黄文畫師三名、牛鹿畫師一名、(註3)倭畫師一名）であり、残る所属不明の畫師畫師（河内畫師五名、管秦畫師五名）の多くも畫工司に所属する畫師であったとの推定が可能である。畫工司に所属する全畫師三十六名に対する畫師姓氏族出身の畫師十四名の割合は三十八%に(註4)のぼり、これら畫師姓を有する畫師が人員の点からも畫師集團としての長い伝統から考えても、畫工司内の中核を成していたことを推定させるに充分である。(註5)

ところで造東大寺司における工人組織の仕方は、或る一つの制作

第二表

開始日	最初からの参加者	廿七日からの参加者	廿八日からの参加者	廿九日からの参加者	四月一日からの参加者	二日からの参加者
第一厨子 三月十八日 (華政)	阿部大蔵 高橋公方		能登男 河内広道	高益国		
第二厨子 三月十八日 (法相)	笠間家足 第泰大市			柏原佐美方		
第三厨子 三月十九日 (三論)	相堅魚 紀部荒嶋		河内久治良		備前浄人 下出八津	
第四厨子 三月廿日 (律宗)	高橋公方 大島豊穂 高橋佐美方 上道入足 (四月四日退)					郡足 平若御吉野 群道足
第五厨子 三月廿日 (薩婆)	赤染佐美方 刑部大岐方		箸泰豊收			牛鹿足 大石龜田方 河内息方 赤染吉方
第六厨子 三月廿日 (成実)	勝老足 大原志我方				丸部人主 春日持方 客人木持	

(註) 大日本古文書十二ノ二四二に依った。この他に画縁を君佐治方呂が画いた(校正有院文書)。またこの他に且下部広道が第四厨子、上道人足が第五厨子、高秋長が第六厨子に参加したらしいが日付不詳のため省略した。

第三表

河内画師	画工司造東大寺	里人	不明	計
4	0	0	0	4
河内画師	箸泰画師	(添)画師	その他	計
2	0	0	1	17
0	0	0	2	2
0	0	0	5	5
0	0	0	3	3
4	2	1	10	27

たのではなく、初め各厨子に三名乃至四名の画師が配属され、のち四回に分けて他の場所での制作が終了したらしい画師が逐次追加された(第二表)。この

には或る一個の画師氏族が参加するという単一な構成ではなく、いくつもの、したがって技術的系統を異にする技術者集団の集合があり、それに諸国から随時必要に応じて召集された個人単位の技術者(画師の場合には里画師と呼ばれる)を加えて再編成されるのである。その際、河内・箸泰・黄文などの画師姓氏族出身の画師、すなわち推古年間部民制的画師集団として設置され、降っては律令官制の画工司の中核的役割を果たした血縁的画工集団が造東大寺司という拡大された技術者組織のなかでどのような在り方をしてきたかの問題は、造東大寺司の組織的・技術的性格を考察する際の不可欠な問題点となるであろう。以下最も資料に恵まれている画師編成を中心に(必要に応じて他の工人も加えて)二、三の観点から考察したい。

[1] 先ず造東大寺司内の技術者編成の際に、河内画師・箸泰画師などの画師姓氏族出身の画師の独自性がどのように認められているかという問題から入りたい。

(4) 天平勝宝四年閏三月十八日に始る

「六宗厨子彩色帳」(三ノ五六六、十二ノ三四三)には、四十一名の画師歴名の記載があり、それを姓別に整理すると第一表の如くで、画師姓氏族に属する画師(七名)の割合は十七%にすぎない。つぎに各厨子別に画師配置の仕方をみると、彩色の始った当初四十一名の画師の全員が揃って分担が定められ

第一表

河内画師	箸泰画師	牛鹿画師	その他	計
3	3	1	34	41

うち河内・箒秦両畫師姓についてみると、当初からの参加者では第三厨子に箒秦麻呂・箒秦大市の同姓畫師二名がいた。廿九日あらたに河内姓二名、箒秦姓一名の畫師が追加された際、河内広道は第一<sup>(註8)</sup>厨子、河内久治良(鯨)は第三厨子を担当し、箒秦豊敷は第五厨子に配属された。すなわち河内姓畫師二名は同一の厨子に配属されず、箒秦豊敷も当初から箒秦姓畫師二名の担当している第二厨子には配置されなかった。また翌月二日、あらたに他の六名の畫師とともに制作に参加した河内息万呂は河内広道および河内久治良の加わっている第一、第三厨子のいずれでもない第五厨子に配属されている。このことから、この厨子彩色に際しての畫師配置の仕方には、特定姓の畫師が集中して制作するという事実是指摘出来なかったし、伝統的畫師姓氏族出身の畫師が相互に結合するという傾向もとくに指摘できないようである(第一厨子二名、第三厨子二名、第五厨子三名と分散している)。また技術面から考慮しても、この厨子<sup>(註9)</sup>繪の畫様は高善君万呂、もしくは君佐治万呂が担当したと推定されるが、この両畫師とも畫師姓集団に属するものでない事を指摘しておく必要がある。

(四) 天平勝宝九年四月七日付「西南角領解」(四ノ三三七)として東大寺仏殿の西南角らしい部分を彩色した畫師の歴名帳がある。廿七名の畫師を姓・所屬別に分類すると第三表の如くである。歴名帳の筆頭者は河内畫師次万呂であり、畫工司長上工・正七位下というこの場合最高の地位にある彼がこの西南角彩色の技術的指導者であっ

第四表

計	その他	黃文画師	箒秦画師	河内画師
17	9	2	2	4

畫師四名、箒秦畫師二名、倭畫師一名)の占める割合は四一%で、これら畫師姓畫師の優位は変らない)

(イ) 天平宝字二年三月四日付「畫工司移」(四ノ二五七)に記載される畫師十七名の歴名を分類すると第四表の如くで、これも(四)で指摘したことを補うものである。

(二) 前述天平勝宝九年四月七日付「西南角領解」(四ノ三三七)は大仏殿の西南角らしい部分の彩色に従事した畫師二十七名の歴名を伝え、天平宝字二年三月付「畫師行事功錢注進文」(四ノ二六五、二六六)は大仏殿の左・右の須理板彩色に従事した畫師三十六名の歴名を、また宝字二年四月の同じく「畫師行事功錢注進文」(四ノ二六九、四ノ三七〇)には大仏殿花実蓮華彩色を担当した畫三

第五表

計	辛国	上	大宅	息長	勝	河内
7	1	1	1	1	1	2

師十二名の歴名を、また天平宝字三年三月「大仏殿廂絵畫師作物功錢帳」(四ノ三五)には大仏殿廂の彩色に従事した四十六名の畫師の歴名を記載している。これら個々の場合を(イ)(ロ)で行った観点から考慮すると、いずれもほぼ同傾向が指摘されるのである。

そこで観点を換えて、これら日付の異なる四個所の制作のいずれにも参加している畫師群、言い換えるとこれら三十名から四十名におよぶ畫師群のなかで、天平勝宝九年(宝字元年)から宝字三年にかけて同一の集團<sup>(注10)</sup>をなして行動している畫師群は僅かに七名を数えるにすぎない。この七名の畫師の姓別は第五表の如くで、そこには種々の姓の畫師が集合して特定の畫師姓出身の畫師群がその私的な結合性を生かして編成されている事実、および畫師姓畫師群が相互に結合して構成されている事実も認め難いようである。

以上、二、三の資料の示すところ次のようにまとめることができる。

(一) 畫工司畫師の中核を占めるものは河内・箸秦・黄文などの伝統的畫師姓氏族出身の畫師である。

(二) しかし造東大寺司において、造東大寺司畫師、里畫師などの徐々に増加する非畫工司畫師とともに再編成される際には必ずしも右の集中性・結合性が保たれているとは言いがたい。

(三) すなわち造東大寺司における工人組織の編成には畫工司畫師のみが結合する事実、もしくはそれを中核として編成される事実は認め難いようである。このことは河内畫師・箸秦畫師などの特定の

血縁的畫師集團に問題を限っても、畫師姓畫師集團相互の結合性の問題に拡大しても指摘できるようである。

(二)

それにもかかわらず右の指摘とは著しく相違する傾向、言い換えると特定の血縁的畫師集團の結合性・主導性が技術者編成に際して強くあらわれるという一面についても看過すべきではあるまい。

(イ) 前述の天平宝字二年三月大仏殿須理板彩色に従事したと思われる「畫師行事功錢注進文」(四ノ二六五、二六七)に記載される畫師三十

第六表

		畫工司	造東大寺	里畫師	式部位子	計
	右方	5	7	7	1	20
	左方	6	3	7	0	16
計		11	10	14	1	36

六名の歴名の分類は第六表の如くである。右班二十名、左班十六名に分属される際の仕方は、

造東大寺司畫師の右七名、左三名とやや差が目立つほかは畫工司畫師・里畫師とも左右ほぼ同数に二分したと考えられる。にもかかわらず河内畫師三名はいずれも左班に、また右京九条四坊に本貫を持ち戸主・戸口の関係にある上村主牛養(甘)および上村主宮万呂の兩名とも左班に配属され、美濃国不破郡宇保に本貫をもつ勝継人、同じく不破郡新居に本貫を有し同系統の血縁的氏族に属すると推定される勝若万呂の兩畫師も同じ右班に加わっており、同じ血縁的集

団出身と推定される畫師で左右に分属されている例は見当らないようである。そこに特定の血縁の氏族出身の畫師が結合し易いという一面の傾向も見逃せず、またこの「功錢注進文」に署名する上牛養・河内石嶋(右班)の両畫師が技術面での指導者であったとすれば、<sup>(註11)</sup>特定の畫師集團の結合性と技術的指導性との関聯も指摘されるのである。

(四) 天平宝字二年四月同じく大仏殿の部分らしい右方花実、左方蓮華の彩色に従事した畫師の「行事切錢注進文」(四ノ二六九、二七〇)は前掲宝字二年三月「功錢注進文」に後続するものと推定され畫師三十四名の歴名を伝えるが、左右両班への畫師配属の仕方は両資料に大差なく同様の指摘が可能である。

(五) 天平宝字二年二月十四日付「畫工司移」(四ノ二五九)および同二年廿(不詳)日付「東大寺司召文」(四ノ二六〇)によると、畫工司所屬畫師十六名が東大寺に召集され、その後の文書の記載からして東大寺大仏殿の彩色に従事したと推定されるが、そのなかに近江国犬上郡に本貫をもつ「籌奏君万呂、籌奏豊次の兩畫師、および本貫は異なるが同系統の血縁氏族出身畫師と推定される黄文三田(山背国久世郡)、黄文川主(大和国山辺郡)の二組の畫師群が見出せる。しかしそれに続く大仏殿彩色関係の文書(前掲イ、ロ、および宝字三年三月「畫師作物功錢帳」<sup>(四ノ三五三)</sup>)にはこれら二組の畫師群の歴名は一切記載しないのである。このことは右の二組の畫師が大仏殿彩色以外の作業所で共同して制作に従っていたのではないかとの推定を

可能にさせるものである。

以上、造東大寺における畫師編成に際して、一方では特定の血縁的技術氏族出身の畫師(畫師姓を有する畫師に代表される)の結合性・指導性、さらには彼らを中核とする畫工司所屬畫師の結合性・指導性が否定されて行く傾向があり、他方には右に考察したように、それとは著しく反する傾向の存在が指摘されるのである。この相矛盾する二面の現象をどのように解したらよいであろうか。

(三)

造東大寺司の畫師編成に際しての、河内畫師・籌奏畫師・黄文畫師などの畫師姓氏族出身畫師および彼らを中核とする畫工司畫師の持つ意味については、右の畫師編成の結合の問題とともに、技術的側面、すなわち彼らが従事した「作物」の具体的な制作内容の側面からも併せて考慮するべきであろう。

(四) 作業内容が判明する資料は、(一)宝字二年三月十七日・十九日付「畫師行事功錢注進文」(四ノ二六五、二六七)、(二)宝字二年四月九日付「畫師行事功錢注進文」(四ノ二六九、二七〇)、(三)宝字三年三月十日付「畫師作物功錢帳」(四ノ三五三)である。右を分類すると第七表A、Bである。彩色作業には「木畫」「界畫」「界朱沙并花墨」<sup>(註12)</sup>「塗白土」「塗白土、綠青同黄」「彩色」などの区別があった。「塗白土」が胡粉下地塗り、「彩色」が種々な絵具を用いての色つけであることには問題ない。「界畫」「木畫」の内容については明





第七表 (B) 「彩色」のみに従った画師

氏名	所属	彩色
河内直万呂	○	●
息長川守	△	●
河内広川	△	●
辛国広山	○	●
下道吉備	×	●
坂田国益	△	●
上宮万呂	△	●
泰朝万呂	△	●
勝継人	×	●
野原毛人	○	●
丹波船人	×	●
勝若万呂	×	●
大原祖万呂	○	●
大宅広足	○	●
上道人足	△	●
新羅殿万呂	○	●
忌部諸君	△	●
掃部真弓	△	●
息長広長		●
柏原秋人		●
委文浄当		●

確でないが、「木畫」は畫く対象の大体の位置をつける作業、「界畫」は朱や墨によって対象の輪廓線を畫く作業と解されている。<sup>(註13)</sup>

これらの作業には畫師姓氏族出身の河内畫師のなかから古万呂、広川、石嶋の三名が従事した。古万呂、広川の兩名は、(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)いずれも「彩色」のみで、他の作業は行なわなかったが、これは約廿名におよぶ約半数の畫師と同様であった(第七表B)。一方河内石嶋は「木畫」「塗白土」「彩色」の三種の作業を支持したが、これも大伴子松、穴太石勝をはじめとする他の多くの畫師の作業と大差はない(第七表A)。また右京九条四坊を本貫とし戸主・戸口の関係にある上牛養(廿)、宮万呂の場合、後者は「彩色」のみを、前者

は「界畫」「木畫」「塗白土」「界朱沙」の四種の作業を行ったが、これも彼らがとくに特定の作業を支持したとは言いがたい。これから畫師姓氏族出身の河内畫師がとくに際立った役割を果たしたとは認め難いようであるし、このことは他の血縁的畫師集団(上村主)の場合に拡大しても、指摘できるようである。

(四) 繪畫制作に際して図柄を決めたり基本的な畫様(下繪)を畫いたのはどんな立場の畫師であったかという問題を明らかにする資料はほとんどない。ただ前掲の「六宗厨子彩色帳」は高善君万呂、もしくは君佐治万呂の兩畫師が図様を畫いたことを伝えている。<sup>(註14)</sup>また天平宝字六年前後、造石山院所に出仕して丈六觀音塑像および脇侍神王像を彩色し、仏經奉写状図、阿弥陀仏像一鋪などを制作した上村主楯万呂は正倉院に現存する鏡背文様の下繪をも畫いたのではないかと推定されている。<sup>(註15)</sup>上楯万呂は造東大寺司畫師として従八位下の地位にある熟練畫師であったが、前者の兩畫師は畫師姓氏族出身の畫師でもなく、そこに伝統的畫師姓畫師の技術的指導性が漸次後退しつつあった傾向は先に指摘した通りである。

(四)

以上の考察を経て、造東大寺司においては河内・筒奈などの畫師姓氏族出身の畫師、その他の畫工司畫師、造東大寺司畫師および必要に応じて随時諸国から招集された里畫師などを包摂して編成される際にどのような組織的・技術的独自性が指摘できるかという問題

第八表

V	IV	III	II	I	出典					
					西工司 師	西里西師 式部				
ク	天井西彩色	四ノ三五五	10	11	17	2	5	0	3	
彩	宝字三年大仏殿	四ノ三三三	9	10	10	10	14	1	0	3
彩	花裏蓮華彩色	四ノ二七九	9	10	10	14	1	1	3	0
彩	宝字二年須理板	四ノ二六五	11	10	10	14	1	0	0	3
彩	宝字九年四月西 角彩色	四ノ二二七	17	2	5	0	3			
										計
			42	36	32	36	27			

に移らねばならない。この問題の考察は天平芸術の作風解明への側面からの照明を与えるものとして看過できないであろう。既述のうち一、二触れるところがあったが、その個所は重複を避けて要点のみを列挙するにとどめ考察を進めたい。

(イ) 造東大寺司に参加した畫師の所属は「畫師司畫師」「造東大寺司畫師」「里畫師」「式部位子」などであるが、彼らが共同して一つの制作に従事する際所属別による比率には一定の基準は見出し難いようである。勝宝九年四月「西南角彩色」以下五資料に記載する畫師の所属分類は第八表の如くである。(一)の畫工司畫師十七名が目立って多く、(一)の造東大寺司畫師が際立って少ない。これらの現象はただちには説明し難いが、少なくとも里畫師数は漸次増加の傾向にあると判断してよいであろう。もちろん宝字元年(勝宝九年)から同三年に至る短期間に表の如き顕著な変化がただちに實際の里畫師総数にもおよんだとは推定し難いが、天平盛期以降、造東

大寺司の各作業所において技術者の不足・作業の停滞を訴える文書が時代の降るにつれて増加している事実を考慮するとき里畫師と呼ばれる在野の繪畫技術者を動員する(註17)必要に一層迫られたことは容易に推察しうる。第八表によれば勝宝年間頃までは畫師人数の上からは畫工司畫師が主体を占めたが、以降は漸次里畫師にその位置を譲ることとなった。里畫師が他の所属畫師に比して特に雑役的な作業を担当した事実は見出され難いから(後述)、造東大寺司の畫師編成の仕方も里畫師の増加につれて絶えず変化を受け、一貫した編成上の独自性を保つことは困難であったと解される。

(ロ) 右に閔聯して、造東大寺司に参加した畫師間に常に行動をとにもする特定の畫師集団が編成されていなかったらしい事実も指摘される。要求された造寺・造仏造營の作業量の多寡に応じて組織が拡大・縮小せざるを得なかった造東大寺司の、いわゆる令外官的性格そのものに基本的原因が求められようが、天平盛期以降造營事業の増加に伴って拡大された組織はほとんど飽和状態を示し、技術者工人の不足、加えて雑役夫の逃亡(註19)などから計畫的・合理的な技術者編成が困難であったことも推察される。既述した天平勝宝四年閏三月「六宗厨子彩色」畫師歴名帳が示しているように参加すべき全部の畫師が作業の当初から編成され得ず、他の場所での制作の終了をまって前後五回に分けて逐次配属しなくてはならなかったのも右の一面を物語るものといえよう(註20)。また宝字五年十一月より始まった「造石山院所」での作業に従っていた木工十名(長上工船木宿奈万呂

以下丈部真犬、勾猪万呂、甲賀深万呂、紀黒弓、泰九月、丸部男公、秦広津、穂積河内)は宝字六年五月四・五日「作業暫く停止」のため奈良に向けて返向を命ぜられたが、その一人丸部男公が私物を運ぶ必要からたまたま石山院に來たのを僧房の板敷を造るために「項日の間留め役使せし」められるということさえあつた<sup>(註21)</sup>、同年一月同じ造石山院所に出所した木工丈部真犬、県主石敷および領<sup>うら</sup>秦足人の三名は「その身有ると雖えども物を作る能はず、仍ち替を請う」たのに対し、造東大寺司からは県主石敷の替人として秦広津一人を派遣して來たのみで他の二名は充分な作業を果せないことを承知でなお作業に従事させなくてはならぬという事態さえあつた<sup>(註22)</sup>。

こうした状態に置かれていた当時の造東大寺司内の技術者相互間に常に共同して制作に従う特定の集団が成立し難かつたことも推定可能である。既述した天平勝宝九年「西南角彩色」、宝字二年「須理板彩色」、宝字三年「大仏殿廂彩色」は東大寺仏殿彩色に従つた畫師の姓名を記載するが、二、三年の短期間でさえ集団をなして制作した畫師は三十数名中僅かに七名を数えるにすぎない事実、またその七名の畫師ですら宝字二年「大仏殿須理板・花実蓮華彩色」において左右両班が置かれた際には右班(二名)左班(五名)に二分されていることは特定の集団が成立する難かしさを物語っている<sup>(註23)</sup>。これを横の關係とすれば、縦の關係、すなわち師弟關係の成立し難いことも推定可能である。部民的形態をもつ技術者内部にあっては繪畫技術は世襲的に伝承されたであろうが、造東大寺司内において

はその血縁的氏族出身畫師の結合性が否定される傾向に向い、加えて新たな形での畫師集團の成立が指摘し難いことは師弟關係の生れ得る基盤も見出し得ないのである<sup>(註24)</sup>。

(イ) 技術的内容の面でも畫師各自に適応した作業が与えられることもなかつたようである。畫師の作業内容を分類した前掲第七表A Bについてみる。彩色作業は「堺畫」(「堺朱沙」を含める)「木畫」「塗白土」(「塗緑青并同黄」を含める)および「彩色」であつた。

「堺畫」を「木畫」によって対象の大体の位置を示したあとに畫く輪廓線と解すれば、「堺畫」と「彩色」の順序の如何にかかわらず仕上げとしての技術的意味をもつものと判断すべきもので、その点<sup>(註25)</sup>位階を有し熟練した技術者と推定される上牛養(從七位下畫工司長上工)、牛鹿足嶋(從八位上畫工司畫師)、および上榎万呂(從八位下造東大寺司畫師)が「堺畫」を畫いたことの意味も理解される。

また第七表を基礎として畫師の所屬と作業内容を關係させた第九表によれば、畫工司畫師による「堺畫」の五名、「堺朱沙」の二名などが顯著である。その点畫工司畫師の技術的主導性がこうした面に保たれている事実も看過すべきではない。また同様の意味から、単調な作業と推定される「木畫」<sup>(註26)</sup>を畫工司畫師、造東大寺司畫師などの不足を補うため、諸国から動員された里畫師が比較的多く行っている事実も理由のないことではない。しかし右の反面、「堺畫」「堺朱沙」などを畫いた畫師(上牛養、山広万呂他)が「木畫」「塗白土」などの単調な作業も行っていること、また位階を有し(正八

	造東大寺		里画師	
	画工司	画師	画師	式部位子
塀画	5	4	1	1
塀朱沙	2	0	0	1
木画	2	3	5	0
塗白土	2	4	1	0

手を染めていないことには、やはり造東大寺司の技術的性格の非個性的・畫一的性格の一面を指摘しなくてはならない。

さらに絵像彩色に伴う細密的技術と建築裝飾の文様彩色に伴う技術の区別も特に考慮されていなかったらしい点も指摘しておく必要がある。前述勝宝四年閏三月に始る「六宗厨子彩色」は華嚴宗以下奈良六宗関係の尊像を六具の厨子に畫く作業であったが、その畫題は記録に残り、またそれに相当するのではないかと推定される遺品も指摘されている。<sup>(註27)</sup> それによると一扇の大きさ縦一尺三寸乃至三尺五寸、横六寸乃至八寸の漆地の扉に金銀泥に朱丹黄土緑青を加えて仏・菩薩・天部像を細かに畫いた絵像であり、他方勝宝九年以降に行なわれた「大仏殿彩色」は建築裝飾に伴う文様彩色で、両者は別趣の技術を要したと推定される。しかし前出の歴名帳の記載によると、多くの畫師(判太稻村、河内久治良(鯨)が右の両者の制作のいずれにも従っている。また宝字六年造石山院所で造立された仏像は唵觀世音菩薩一軀、神王二軀および磯形(台座)一条であり上栴万呂、等秦豊次がその彩色に従った。<sup>(註28)</sup> 仏像彩色は現存の仏像(例

位上)この文書に技術

者系の代表者として署名している畫工司畫師河内石嶋が「木畫」「塗白土」を畫くにかかわらず「塀畫」には全く

えば東大寺三月堂諸像)の文様彩色から推察するところ細い縹網彩色・切金文様などを加えて前二者とは別趣の技術を要したであろうが、両畫師とも勝宝九年に始る東大寺大仏殿の建築裝飾に従った畫師であり、とくに上栴万呂は仏像彩色終了後石山院所にとどまて阿弥陀仏像一鋪を畫いた。<sup>(註29)</sup> 「鋪」と記載するのみで絹本・紙本のいずれか明瞭でないが、上述の諸制作とも違った技術を要するものであろう。さらにこの間造石山院所において仏像彩色に従った上栴万呂は彩色畫師不足を補うため造東大寺司に宛て「畫師雀部浄人、尾張古(太)万呂」の両名を派遣されたい旨要請している<sup>(三五ノ三三)</sup>。この要請は結局受け入れられなかったが、本来ならば石山院に出仕して仏像彩色を行ったはずのこの両畫師のうち尾張太万呂は勝宝四年「六宗厨子彩色」に参加して尊像絵を畫いていた畫師であった。

上述したところ造東大寺司においては同一の畫師が漆地金銀泥絵・仏像彩色・建築裝飾などの多様な技術を要する制作のいずれにも従事していた点、その性格の一面が指摘されるのである。<sup>(註31)</sup>

(二) 右に閃聯して畫師の報酬においても作業内容の相違がとくに考慮されていないようである。報酬の単価では作業の種類による格差が認められ、宝字二年三月「大仏殿須理板彩色」(西ノ二六五)の際の「彩色」は須理板一枚五文、「塀畫」は一枚一文、「木畫」は二枚一文、「塗白土」は八枚一文という相違はある。しかしこれらの格差は「彩色」が最も高度の技術を要し、「塗白土」が技術的に軽視

されたことを意味するものではなく、むしろ一定期間に成し得る作業量を基準として定められたと判断すべきものようである。即ち上述「大仏殿須理板彩色」において「左方須理板」四〇八枚を彩色する際、「木畫師」辛子大雪は総数に當る四二二枚の「木畫」を独りで仕上げ二二六文を支給され、「堺畫師」上牛養は二六八枚の「堺畫」を畫いて二六八文、同じく「堺畫師」別乙万呂、委文大宅はそれぞれ一一五枚、三〇枚の「堺畫」を畫いて一一五文、三〇文を支給された。ついで河内石嶋以下十五名の「彩色畫師」が二十三枚乃至五十六枚の「彩色」を畫いて一一五文ないし二八〇文を給されている。<sup>(註33)</sup>その際、「堺畫師」別乙万呂、委文大宅の兩名も「堺畫」終了後「彩色畫師」に加わってそれぞれ十三枚、三十六枚を「彩色」して、六十五文、一八〇文を給された。「彩色畫師」の最高額は河内石嶋の二八〇文であり、それに対し「堺畫師」の最高者上牛養は二六八文を給されてほぼ等しい。また別乙万呂、委文大宅の「堺畫」「彩色」の双方の給与合計はそれぞれ一八〇文、二一〇文となり、<sup>(註34)</sup>「彩色」のみに従った「彩色畫師」の報酬の平均額(一八八文)とほぼ等しく、これはまた「木畫」のみに従った辛子大雪の二二六文と大差ない数字である。これらの事実から作業の種類に応じて単価に差はあっても、一定期間(この場合は三月七日から十六日に至る十日間の作業であるが)に成し得る作業に対する報酬はほぼ等しくなるように考慮されていると解すべきであろう。この事はただちに地位の高低に伴う相違、経験の多寡に伴う相違も存在しないことと

なる。伝統的な畫師氏族出身の畫師と他の畫師との間に相違が指摘できないことも言うまでもない。

以上、考察して来た諸点から、畫工司畫師、造東大寺司畫師、里畫師などの所屬を異にする畫師群を集合して造東大寺司という組織に再編成する際、それに独自の統一性が成立していたことは認め難いようであり、以上の諸例のいずれもが、むしろ非個性的・画一的在り方を示していると解されるのである。

けれどもこうした現象を、否定的な観点からではなく、むしろ飛鳥・白鳳を経て天平時代に至る技術者系統の歴史的展開の流れに置いて、それを造東大寺司の性格として積極的に位置づける観点からもう一度考察し直してはどうだろうか。

#### (五)

六世紀中頃の仏教傳來に伴って始る仏教美術の制作の主役が中興・朝鮮系の帰化人もしくはその後裔であったことに異論はない。その際、四世紀から五世紀にかけて渡来し活躍していた新羅系の帰化人(例えば木工では猪名部)に代って、五世紀末から六世紀にかけて進歩した技術をもって來朝した百濟系技術氏族(その中核は東漢氏系の技術者)がしだいに主役に登場し、以降、彼らは氏族制度下の職業集団として編成され、朝廷・有力貴族の諸技術面を担当することとなった。<sup>(註35)</sup>当時の記録は東漢系技術者の華々しい活躍の跡を伝えるが、推古朝の仏師として名の高い止利(鳥)仏師を輩出した鞍部氏

は東漢氏に属すると解されている。<sup>(註36)</sup> これら帰化技術氏族は帰化した

当初は最新の技術をもって文化の創造面で活躍したのであるが、氏族制度の枠の中で世襲的に伝承される技術がそれ自身で発展する可能性はほとんど求められず、これら氏族に対してその後進歩した技術・技能をもって帰化した氏族および新しい外来の技術・文化、

技術者の摂取に努力した氏族などの間にさまざまな技術的系統の相違がしだいに表面に表れて来たことと推定されるのである。美術制作を担当した技術者氏族にも当然こうした現象が生れつつあったと解さねばならない。法隆寺金堂四天王像は飛鳥彫刻の持つ平面的・抽象的作風から白鳳彫刻の立体的作風への転換を示す萌芽としてしばしば指摘されるものであるが、その制作を担当した山口直大口は東漢氏出身であり、この四天王像において新しい作風をいち早く取り入れた技術者集団が漢氏一族のなかにもいたことを示している。また古代氏族の中でも、西文氏に属する船・白猪・津などの王辰爾の後裔氏族は七世紀以後の文化史上とくに進歩的な役割を果たしたとき、遺品に残らないが西琳寺縁起によれば彼らの氏寺西琳寺（河内国古市郡）に斉明五年（六五九）造立の阿弥陀如来像が安置されており、これは文献に残る阿弥陀像造立の最古の記録の一つであることからして、当時の中国での浄土教流行にこれら氏族がいち早く反応を示したことを物語っている。<sup>(註37)</sup> 或は飛鳥時代から天平時代前期にかけて多くの遺品を伝える旧御物四十八体仏はその作風上、北魏様、北周様、隋様、唐様など多系統に分けられ、また技法上においても多く

の相違が指摘されており、加えてそれが我が国での作風発展を示すより外来様式の多様性との関係において取り上げられている事実<sup>(註38)</sup>はとりもなおさずそれら多系統の仏像を制作した技術者集団の間に技法・作風上の多様性が存在していた事実を物語るにはかならない。

絵畫技術者に眼を移すと、推古年間作畫機関として部民的形態をもつ河内畫師・黄書畫師・箒秦畫師が設置されたのは右の如き歴史的段階にあったと解さるべきであろう。けれどもこの様な技術者集団が各自の伴造に率いられて造寺造仏に参加するという小規模で単純な段階<sup>(註39)</sup>はやがて止揚されなくてはならない。推古期後半以後の仏教保護、官寺の指定に伴う造営事業はいよいよ繁く、加えて恒常的となり、技術者側にもそれに耐えうる拡大化と組織化が著しく要求された。すなわち前述推古十二年の河内畫師・黄書畫師などの作畫機関としての「畫師」組織の設定となり、<sup>(註40)</sup>降っては律令制度下「畫工司」という国家機構の一角として組織化に至るのである。それに伴い畫工司の組織内でも特定の血縁的集団が、その私的な結合性と独自の技術的系統を生かして制作するという単一な形態は否定される傾向に向い、他の畫師氏族・畫師群と共同して制作する傾向が通常となり、やがて各集団のもつ技術的系統の相違は漸次解消されつつあったと解される。加えて天平年間におよび造東大寺司を始め、造藥師寺司、造大安寺司、造法華寺司などの官營の造寺司が相ついで設置され、畫工司畫師、造東大寺司畫師、さらに必要に応じて諸国から動員された里畫師などの所屬を異にするもの、したがって技

術的系統を異にすると推定される畫師群が集合して再編成される結果、単一な結合性・独自性が一層否定的に向うのは当然であろう。

外来の新しい技法・作風の摂取の仕方もそれに応じて大きく変化した。部民的形態をもつ技術者集団が単一的に意味をなっていた段階では前述のように各集団自体がその主体であったが、律令制下では畫工司という一つの官工房が、また造東大寺司が設置されて以後は多様な技術者系統を集合した造東大寺司というより拡大された官工房組織がその主体であったと解さねばならない。当時の中國文化の粹をそのままに伝えている正倉院御物の繪畫遺品の作風に、天平宝字年間頃、「畫工司様式」とも云うべき一つの作風が存在するという注目すべき指摘も(註)こういう観点から考慮されなくてはならない。

#### 六

以上の技術者系統の展開の観点から既述した造東大寺司の工人組織の分析の問題をふり返ってみたい。

第一章、第二章において、血縁的集団出身工人の結合性が作業編成に際して強くあらわれる面と、これが否定される面との相矛盾する二つの傾向が指摘された。その意味は次のように考えたい。造東大寺司という官工房は、律令国家組織のなかにあって強力な国家統制をうけつつ、加えて膨大な造寺・造仏事業を果すために拡大された組織的作業形態を構成せざるを得なかった。したがって原則的には

参加技術者の血縁的技術氏族の独自性が抑圧される傾向を含みつつ、なお造東大寺司という官工房が存立するためには、繪畫技術者の場合、部民的形態をもつ畫師姓集団出身の畫師（それはとりもなおさず畫工司の中核を占めるものであるが）の技術的生産力を基礎にしなくてはならなかったところに起因するものであり、その結果例外的に畫師姓氏族出身の畫師の結合性・指導性が強く指摘されることもあったと解さねばならない。

しかし上述して来た技術者系統の展開という大きな観点からすれば、伝統的畫師集団の独自性は結局解消されつつある傾向として把握しなくてはなるまい。三章以後の分析で指摘された工人編成上および具体的な作業内容の画一的性格はこの展開の方向を示すものである。

如上の技術者系統の展開は、具体的には畫師姓氏族出身以外の畫師の進出という形で把握することができる（後述）。この非伝統的畫師の進出に付随する編成上および機能上の畫一的性格、これを造東大寺司の工人組織の性格として位置づけることが可能である。

このように構成された造東大寺司は工人の不足・作業の停滞にやまされつつ精力的な活動を続け膨大な造寺・造仏事業をつぎつぎと完成させて行つたのであるが、天平時代盛期以降の美術の多くのもの（東大寺三月堂諸像・正倉院繪畫など）が、その作風上の観点から云って個々の作品の個性が強烈に働きかけると云うよりも天平時代の美術に普遍する類形的作風、すなわち作風上の統一が多くの

論者によって指摘されている事実は、以上の造東大寺司における工人編成上および機能上の画一的性格と決して無関係ではあるまい。

(七)

前章までにみたように造東大寺司の技術者組織を画一的性格として位置づけることができるのであるが、それにもかかわらずこの組織自体に徐々にはあるが胎動しつつある新らしい傾向にも眼を向けないわけにはいかない。

(1) 造東大寺司の性格の画一化を果した畫師集集団出身以外の畫師および里畫師と呼ばれる在地的技術者の増加それ自体に伴う技術者系統、したがって技術的内容の変質の問題である。

(4) 造東大寺司に参加した技術者の本貫は左京・右京・山背・河内など畿内を中心に周防・美作・伊予などの周辺にもおよんでいる。これら地方より参加した技術者が、その地方独自の技術的内容を造東大寺司へ伝播させる役割を果したのではないか、との問題も看過できない。当時の地方の技術生産力は従来考えられてきたほど低い水準のものではない。地方の造寺造仏に関する能力（その量および質）が中央に匹敵する高度を維持していた事実は地方有力豪族（郡司層）の氏寺らしい寺院の存在（三重塔・嚴堂）を伝える出雲風土記大原郡条の記事、および全国に散在する八・九世紀のものと同推定される廢寺の存在が雄弁に物語っている。したがって、しだいに増加の一途をたどった在也自身の支持者が口にする「つたつた

た地方文化・技術の、造東大寺司への伝播者となった面も考慮されなくてはなるまい。

(四) 右と関聯して、地方出身の技術者が出身地へ帰国する際に造東大寺司で修得したより高次の技術を逆に地方に伝播させるといふ一面も看過されないだろう。そこに中央・地方間の技法、作風の伝播・交流の事実が推定できる。<sup>(註43)</sup> こうした過程を経て中央・地方間の技術的内容は漸次その差をちぢめて行ったであろう。天平末期から平安初期にかけて唐突として花開く木彫・地方仏成立の問題もこうした地方文化抬頭の観点から考慮するとき多くの示唆を与えるであろう。

(2) 造東大寺司による造管時代の末期に至ると、徐々にはあるが組織内部に新らしい主体性を求める動きが芽生えつつあったようである。

(4) 天平宝字六年二月「造石山院所」は安居堂造管のため木工五名（山子相、川瀬田使、秦九月、他田小豊、勾猪万呂）を派遣するよう造東大寺政所に要請している。<sup>(註44)</sup> その際、若し山子相が不在なら佐伯佐留を、また川瀬田使が不在なら勾羊を派遣されたいと特定の木工の姓名を指定して要請するのである。結局右五名のうち秦九月、他田小豊、勾猪万呂の三名が派遣されたにすぎなかったが、こうした要請の仕方は全く新らしい傾向と認められる。

(四) 天平宝字六年七月九日造石山院所において菩薩彩色を行って



師雀部浄人を差し向けられたならば後十日間で彩色を終るであらう」と造東大寺司に牒を送り、その際「若し雀部浄人が不在ならば尾張太万呂を派遣して欲しい」とこれも畫師名を指名するのである。<sup>(註45)</sup>これに対し指名された畫師二名いずれも派遣されなかったらしく後続の文書によると管秦豊次なる畫師が作業に加わった。右の二つの文書の示すところ、作業現場から造東大寺司政所に宛て特定の畫師名を挙げて要請する事実は、これまで考察してきた造東大寺司の画一的工人組織を内から破る新らしい傾向として指摘されねばならない。

こうした工人組織における新らしい胎動が成立してくる際の、具體的な基盤としていたものは何か、明瞭ではない。畫師姓から判断して血縁的集団を基盤としていたのではないことは明白である。また(1)の場合、他田小豊および秦九月は造東大寺司木工であるが、勾猪万呂は散位寮所屬であり、所屬官司を共通基盤とする集団でないことも推定できる(山子相、川瀬田使、佐伯佐留の所屬官司は不明)。同様のことは(2)にも指摘可能である(上楯万呂は造東大寺司畫師、雀部浄人は式部位子、尾張太万呂は不明)。この新らしい傾向が(1)で触れた在地技術者の問題と何らかの關係があるのではないか、との問題も現在の段階では推定の域を出ないが、(2)の造石山院所における畫師の場合、上楯万呂は近郷の近江国出身であり、雀部浄人、尾張太万呂の代人として参加したと推定される管秦豊次の本貫は近江国犬上郡であることから、地域的近親性が技術者組織の新

らしい基盤となりつつあったのではないかとの推察も可能である。それは必ずしも血縁的集団およびそれに付随する閉鎖的近親性を意味するものではなく、居住地を近くすることから生ずる広い意味での共通の地域的基盤と解すべきであらう。もちろん右は一つの解釈にすぎないが、このように解すれば、この問題は(1)で触れた在地性の問題と深い關聯をもってみることもできるのではないだろうか。

以上、いろいろの問題を取りあげたが、こうした造東大寺司の技術者編成における新らしい傾向、いわば個性的性格の成立の問題は天平末期より平安初期への彫刻史の展開の問題(例えば天平末期の造営になる唐招提寺金堂・講堂諸像の作風の成立の問題など)と關聯させて考えるべき問題であり、具體的な作品の歴史と対比させて取りあげねばならない。今は問題点を指摘するに止めて今後の課題として残したい。

#### 註

(註1) 日本書紀推古天皇十二年九月条、および聖德太子伝曆。

(註2) 続日本紀天平十七年四月廿五日養德(倭)画師楯戸弁麻呂授外従五位下。神護景云三年五月廿七日左京人正六位上倭画師種麻呂等十八人賜姓大岡忌寸。

(註3) 河内画師広川は里画師として出仕しているときもある(四ノ三五五)。

(註4) 河内・管秦姓で所屬不明の画師をいずれも画工司画師と推定すれば六十六%にのぼる。

(註5) 位階を有する画師をこの画師姓集団から多く輩出している事実(河

内次方呂、牛鹿足嶋)、また画師ではないが画師出身と考えられる官人外  
従五位下河内画師祖父方呂、外従五位下東大寺判官河内画師祖足、正八位  
下東大寺史生河内画師年継、外従五位下西市正簿秦画師等麻呂、正七位上  
画工司合史黄文連乙麻呂)を多く輩出している事実はこれを補うであろう。

(註6) この小論では技術という言葉で、技法・形式・表現などを広く含め  
て考えている。

(註7) 一見個人単位で召集された如くみえるが、部民的系譜をもたない一  
般豪族ないし有力戸から技術者・事務官として数人宛輩出する場合が多  
い、との説がある。(浅香年木「手工業における律令制成立の一樣相」北  
陸史学第七号)

(註8) 河内国成と同一人物か(三ノ五六六、十二ノ二四二)

(註9) 大日本古文书(十二ノ二四二)および校訂正倉院文書。三ノ五六六。

(註10) この場合も厳密な意味で「特定の集団」というるか否か問題であ  
るが(後述)。

(註11) このうち上牛養は従七位下の位階をもち、熟練技術者と推定され  
る。

(註12) 「堺朱沙并花墨」「塗緑青同黄」についてははっきりしない。

(註13) 野間清六「奈良時代の画師に関する考察」(建築史一ノ六)。久野健  
「法隆寺金堂天井板落書」(美術研究百四十号)。河本敦夫「天平芸術の創  
造力」。

(註14) (註9) 参照。

(註15) 亀田孜「古代の絵画」(平凡社世界美術全集日本一) 福山敏男「日  
本建築史の研究」

(註16) 大日本古文书(四ノ四二二、十五ノ二二三)

(註17) 例外的に、画工司に所属していた河内画師広川が別の機会には里画

司として出仕することもあった。(四ノ三三三)

(註18) 木間正義「天平時代の仏師と造仏所」(仏教芸術十六号)

(註19) 大日本古文书天平宝字六年三月十三日文書(十五ノ一六六および十  
五ノ二四三、二五七)

(註20) 画師の一人「上道人足」が遅れて廿七日作業に加わりながら、翌月  
五日作業の終了をまたずに他の作業所に転出して行ったらしいこともこの  
一面を物語るといえよう。

(註21) 大日本古文书十五ノ二〇五。

(註22) 大日本古文书十五ノ一四一。

(註23) 広足、継人(以上右方花実彩色)、古方呂、辛国、川守、宮方呂、  
広川(以上左方蓮華彩色)。

(註24) 特定の師弟関係が成立し難い理由として、このほかに当時の作業が  
分業的であったことも併せて考慮する必要がある。

(註25) 久野健「法隆寺金堂天井板落書」(美術研究百四十号)

(註26) 「木画」は板二枚につき一文であり、「彩色」(一枚につき五文)、  
「界画」(一枚につき一文)に比して単調な作業であったと推定される。

(註27) 大日本古文书十二ノ二四七。

(註28) 亀田孜「古代の絵画」(平凡社世界美術全集日本一)、春山武松「日  
本上代絵画史」。

(註29) 大日本古文书十五ノ二三三。福山敏男「日本建築史研究」。

(註30) 大日本古文书十五ノ一八五。福山敏男前掲書。

(註31) さらに当時の技術者は必ずしも常に技術者として従事するとはかぎ  
らず、別の機会には一般雑色人として使役されることもあった。

(註32) 左方須理板四〇八枚と右方花木画四枚を画いた。

(註33) 河内古方呂のみ十五枚、七十五文で他の画師に比して著しく少数で  
何か特殊な事情が考えられる。例外とすべきであろう。

(註34) 河内古万呂を除く。註33参照。

(註35) 平野邦雄「秦氏の研究」(史学雜誌七〇ノ三、四)

浅香山木「手工業における律令制成立の一樣相」(北陸史学第七号)

(註36) 平野邦雄「秦氏の研究」

(註37) 井上光貞「王仁の後裔氏族と其の仏教」(史学雜誌五四ノ九)

(註38) 小林剛「御物金銅仏」

(註39) 元興寺塔露盤銘文によると、元興寺造營に参加した技術者として、

意奴弥首辰星、阿沙都麻(朝妻)首未沙乃、鞍部首加羅爾、山西(河内)

首都鬼の四名の伴造らしい名が挙げられ、彼らがそれぞれ工人を率いて従

ったと解される。右のうち「朝妻」「鞍部」は金工関係、河内は画工技術

者であろう。

(註40) (註1)参照。

(註41) 危田孜「古代の絵画」。

(註42) 厳密な意味で地方というよりも、ここでは広く在地的という意味に解したい。

(註43) 例えば、筑前太宰府附近の豪族に出自をもち、造東大寺司における

造營に参加していた「銅工宗形石麻呂」が、太宰府の造營に際して再び下

向して作業に従事した事実(大日本古文书五ノ四六四)などがその間の事

情を明瞭に物語っている。

(註44) 大日本古文书十五ノ一五〇。

(註45) 大日本古文书十五ノ二二二。

Ⅰ 画工 (画師)

○画工司人 △里人  
 ×造東大寺司人 部 Ⅱ画部  
 未 Ⅱ未選 番 Ⅱ番上工

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	所 属		
下 広 津	出 雲 八 百 依	伽 淨 人	河 内 久 治 良 ○未	紀 部 荒 嶋	相 季 田 次 万 呂 ×	秦 堅 魚	柏 原 佐 美 万 呂	笥 秦 大 市	秦 稲 村	笈 問 家 足	笥 秦 男 山	笥 秦 麻 呂	高 益 国	河 内 国 成	能 登 臣 国 依 ×白丁	能 登 男 人 ×	高 善 君 万 呂	阿 倍 万 呂 散位寮	判 太 稲 村 ○	弓 削 大 成			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	天平	18
																						勝宝	19
				●	●										●	●	●					宝字	20
					●										●	●							1
																							2
																							3
																							4
																							5
			河内園丹比郡土師里、 鯨にもつくる					稲守と同一人か				上総園町と同一人か (宝亀)		広道と同一人か (十二ノ三四)			公万呂にもつくる					備考 (本貫その他)	3
																						出典	4
																							5

46	河内西師次万呂	○長			河内国丹比郡土師里	四ノ二二七
45	君佐治万呂		●		枝打正介院文書	(〃)
44	客人木持		●			十二ノ二四六
43	春日持万呂		●			(〃)
42	丸部人主		●			(〃)
41	大原志我万呂		●			(〃)
40	勝老足		●			(〃)
39	赤染古万呂		●			(〃)
38	河内息万呂		●			(〃)
37	大石飽田万呂		●			(〃)
36	筭泰豊敷		●			(〃)
35	刑部太岐万呂		●			(〃)
34	星川嶋守		●			(〃)
33	赤染佐美万呂		●			十二ノ二四五
32	平群道足		●			(〃)
31	若倭部御吉野		●			(〃)
30	郡足国		●			(〃)
29	尾張大市		●			(〃)
28	高橋佐美万呂		●		沙美万呂にもつくる	(〃)
27	大鳥高人		●			(〃)
26	息長真繼		●			(〃)
25	息長豊穂		●			十二ノ二四四
24	息長画師		●		息長広長と同一人か	十一ノ八
23	尾張古万呂		●		太万呂と同一人か	五ノ二四六、十二ノ二四六 十五ノ二二三
22	佃広浜		●			(〃)

番号	氏名	所屬	備考	出典
69	辛人大万呂			周防国金色郡神前 四ノ二二八、十三ノ二五八、二五九
68	勝 継 人			美濃国不破字保 四ノ二二八、二六七、二六九、三五五、十三ノ二〇四、二〇九
67	上村主官万呂	△		右京九条四坊 四ノ三三八、二六五、二七一、三五六
66	物部福万呂	△		近江国犬上郡火田 ( )
65	刑部縁万呂	△		伯耆国相見郡天万 ( )
64	史戸安倍	△		津国西成郡安良里 ( )
63	丈部臣派主	△		左京一条二坊 ( )
62	布師浄足	×未		河内国和泉郡八木 ( )
61	息長丹生真人大甘	×未		右京九条四坊 四ノ三三八
60	笥秦道足	○未		近江国犬上郡斐田 四ノ三三七、十三ノ二二九
59	石作連目辟	○未		山背国久世郡奈美 四ノ三三七
58	辛国連広山	○未		右京八条四坊 ( )
57	河内西師広川	○未△		河内国土師郡丹比里 四ノ三三七、二六五、二七一、三五五
56	錦部連乙万呂	○		河内国若江郡錦部 ( )
55	茨田連豊主	○		右京六条三坊 四ノ三三七
54	息長丹生真人用守	○未△		右京九条一坊 四ノ三三七、二六五、二七一、三五五
53	河内古万呂	○部		河内国丹比部 四ノ三三七、二五九、二六〇、四ノ三五八
52	笥秦豊次	○部		近江国滋賀 四ノ三三七、二五九、二六〇、十五ノ四四四
51	九部国足	○部		近江国犬上郡 四ノ三三七、二五九
50	丈部葛嶋	○		四ノ三三七
49	西師浄足	○		四ノ三三七
48	大宅置広足	○部		山背国紀伊郡 四ノ三三七、四ノ二五九、四ノ三五八
47	館君志比	○		( )

18 天平  
 19  
 20 勝宝  
 1  
 2  
 3  
 4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 1 宝字  
 2  
 3  
 4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 1 神護  
 2  
 1 神護景雲  
 2  
 3  
 1 宝龟  
 2  
 3  
 4  
 5







17	山子相																			
16	他田小豊	×番																		
15	勾猪万呂	散位寮																		
14	奈広津	×末																		
13	九部小公	×番																		
12	奈九月	×番																		
11	甲賀深万呂	×番																		
10	穂積河内	×末																		
9	丈部真犬	×末																		
8	額田部酒人																			
7	船木宿奈万呂	×長																		
6	伊福部正月																			
5	阿刀兄万呂																			
4	刑部結																			
3	土部七忍	×長																		
2	路虫麻呂	×長																		
1	益田繩手	×大工																		

II 木工

○木工寮

×造東大寺司

121	笥秦宮足																			
120	建部研																			
119	小幡諸人																			
118	小長谷田虫																			



52	尾張連淡海	○長			●						廿二〇二七七
51	衣縫大市				●						正倉院御物銘
50	英保首代作	大西大寺工									統紀宝亀二年十月、三年四月、五年九月
49	泰綱麻呂	×									統紀神護景雲三年十一月
48	菅田細手				●						東大寺要録二
47	輕間連鳥麻呂	大安寺工									統紀景雲元年三月、同宝龜三年十一月
46	神磯部國麻呂	○長			●						統紀二年正月
45	猪名部百世	○長								元伊賀國人	四ノ二九四、十四ノ二七七、統紀東大寺要録二
44	猪部多婆理										天卒六年興福寺造營
43	針間父万呂										一ノ五五一
42	小田広麻呂	×小工									五ノ二
											廿五ノ一四七

Ⅲ 仏工

×造東大寺司  
番ノ番上工  
未ノ未選

10	奈家継																		四ノ四二二、十六ノ三二八
9	曾称子公																		四ノ四三二
8	今来人成	×番																	四ノ二九四、四ノ四二三
7	戸貴善																		四ノ四三二
6	相李田次万呂	×																	三ノ五六七、四ノ四二二、十三ノ二四四、七犬寺巡礼私記
5	佐為尺万呂																		四ノ四三二
4	田辺國持																		六ノ四三二、十三ノ六二、十四ノ三二五
3	安勒嶋足																		四ノ四三二
2	奈祖足	×																右京	四ノ五〇
1	國中連公麻呂	×大仏師																	天平十七年統紀以下類出
					天平 18 19 20 勝宝 1 2 3 4 5 6 7 8														





Ⅸ 石工

6	5	4	3	2	1	所属	備考	出典
春日広足	春日広成	但波清成	日佐真月	民鑑万呂	土師石国	天平18 19 20 勝宝1 2 3 4 5 6 7 8 宝字1 2 3 4 5 6 7 8 神護1 2 神護景雲1 2 3 宝龜1 2 3 4 5	或は同一人か	五ノ二五六以下 (2) 五ノ二六一以下 (2) 五ノ三六三、十五ノ四一七、 四三四以下 十五ノ三三〇

Ⅷ 浮工

9	8	7	6	5	4	3	2	1	所属	備考	出典
鳥部足島	介古万呂	額田万呂	物部万呂	丸部広万呂	猪使宿林広成	羽黒臣黒万呂	羽栗臣大山	力部広万呂	天平18 19 20 勝宝1 2 3 4 5 6 7 8 宝字1 2 3 4 5 6 7 8 神護1 2 神護景雲1 2 3 宝龜1 2 3 4 5	山背國乙洲郡小野 摂津國手島郡上裏郷	五ノ二三九 五ノ三三九以下、十五ノ四四一 五ノ一六二 五ノ一六一 五ノ一六一、二〇六以下 (2) 五ノ一四〇 五ノ一四〇以下 四ノ二六四以下、五ノ一九以 下

Ⅶ 葺工

10	9	備考	出典
高麗人万呂	刑部足人		十六ノ二七三 十六ノ三〇九

類別	工人名	所属	備考	出典
楨工	漆部 牧人	天平18 19 20 勝宝1 2 3 4 5 6 7 8 宝字1 2 3 4 5 6 7 8 神護1 2 神護景雲1 2 3 宝龟1 2 3 4 5		十六ノ三〇九
塗工	奈本 万呂			五ノ二六、十五ノ三六、十五ノ三六、十五ノ三六
楨工	奈小 鯨			十五ノ一七二
楨工	紀 豹 万呂			十六ノ三一

XII その他の工人

○造東大寺司人

番上

4	3	2	1	所属	備考	出典
阿太 広公	錦部 得万呂	奈 広 万呂	私部 在人	天平18 19 20 勝宝1 2 3 4 5 6 7 8 宝字1 2 3 4 5 6 7 8 神護1 2 神護景雲1 2 3 宝龟1 2 3 4 5	有人ともつくる	五ノ三〇、一三三以下、 十五ノ二二三以下、 五ノ二一六以下、 十五ノ四四八、 十五ノ四四八

XI 土工

○造東大寺司人

番上

3	2	1	所属	備考	出典
唐 東 人	唐 広 成	磯部 桑万呂	天平18 19 20 勝宝1 2 3 4 5 6 7 8 宝字1 2 3 4 5 6 7 8 神護1 2 神護景雲1 2 3 宝龟1 2 3 4 5		十六ノ三一一、三二二、 十六ノ三一一、十六ノ三二八、 十六ノ三二五

X 漆工

5	4	3	2	1	所属	備考	出典
宗賀 部 田嶋	春日 部 小園	物部 足 人	大田 部 知万呂	九子 人 足	天平18 19 20 勝宝1 2 3 4 5 6 7 8 宝字1 2 3 4 5 6 7 8 神護1 2 神護景雲1 2 3 宝龟1 2 3 4 5		四ノ四二九 (七) 十六ノ三〇八、 十六ノ三一一以下、 十六ノ三二五

## 二、平安時代初期における工人組織についての一考察——寺院工房

清水 善三

### はじめに

天平時代において造寺・造仏の中心的役割をはたした造東大寺司の構成・経済についてはすでにおおく論ぜられ、その大要が判明しているといつてよい。それに反して、次代の平安時代初期に活躍した技術者（仏師、両師、木工など）の実態に関しては二、三の論考があるにもかかわらず、なお不明な点がおおいようである。<sup>(1)</sup>

平安時代初期にいたつてこの問題がいちじるしくむつかしくなる理由は、この平安時代初期という時代が、八世紀末に廃止・縮小された造東大寺司をはじめとする官工房にかわつてやがて藤原時代の諸工房があたらしいかたちで再編成されてくる過渡期にあつており、<sup>(2)</sup>容易にその実態が把握しえないということ、さらには、この時代の工房、技術者に関する文献記録、たとえば天平時代の正倉院文書のごとき豊富な文書、あるいは平安時代中期以後の日記類のごとき詳細な文献・記録に恵まれることがほしいという事実などによつて、と思わ

れる。

それにもかかわらず、平安時代初期には、天平時代に活躍した造東大寺司の後身である造東大寺所がひきつづき東大寺内に置かれて、東大寺を中心とする主要寺院の仏殿建築および仏像などの營繕を担当していた事実があり、造東大寺所に関する記録も、東大寺要録をはじめとする諸文献にわずかながら散見するのである。東大寺において造立されたことが推定されるこの時期の彫刻遺品がほとんど確認できないために、<sup>(3)</sup>具体的な作品の上からは実証がたいけれども、前述のわずかではあるがのこされた文献資料の分析を通じて、この時代の技術者の実態の一面を推察することも不可能ではないだろう。以下、造東大寺所を中心に、それに付随する諸問題を考察する。

### 一

平安初期に活躍した工人組織でまず指摘できるのは天平時代の造東大寺司の後身と推定される造東大寺所の存在である。造東大寺所は、



表 一

工人名	所 属	年 号	記 事	出 典
1 上 首	画 師	延暦廿四年(八〇五)	高雄山寺において、画師廿余人とともに毗盧含那仏一軸、大曼荼羅一軸などを画く	叡山大師伝
2 秦宿弥伎麻呂	造西寺次官木工少工	大同元年(八〇六)	東大寺檢校に参加	平安遺文廿八
3 實泰画師笠麻呂	画 師カ	弘仁三年(八一二) 弘仁六年(八一五)	外従五位下となる 西市正となる	日本後紀
4 三嶋々継	造東大寺所木工	弘仁十四年(八二三)	東大寺長上工となる	東大寺要録第四
		天長二年(八二五)	大仏殿の八柱を切り、大仏の後に山を築く	
		承和元年(八三四)五月	造船次官となる	純日本後紀 第七
		承和元年(八三四)八月	造船都匠となり、阿波権掾を兼ねる	
5 栄井満足	木 工 頭	承和三年(八三六)	修理遣唐船使次官となる	
6 益田連満足	木 工 権 助	天長四年(八二七)	大仏修理に参加	東大寺要録第七
7 良枝朝臣朝生	遣 唐 画 師	承和三年(八三六)	右京七条二坊へ貫附する	純日本後紀
8 神氏勝助	造東大寺所仏師	承和五年(八三八)	東大寺毘沙門天像を修理する	東大寺要録第五、七
9 嶋 道 往				
10 三嶋首歴	造東大寺所木工	貞観三年(八六一)	大仏修理の功により従五位下を授かる	東大寺要録第三、七、十三代実録
11 忌(齊)部文山				
12 仁 算	仏 師	貞観五年(八六三)	延暦寺不動堂の不動明王像をつくる	山門堂舎記
13 矢田部良基	醍醐寺木工	延喜十九年(九一九)	醍醐寺下宿院の造作にしたがう	醍醐寺新要録第六
		延長七年(九二九)	東大寺造仏所に出仕する	
14 檜前貞則	漆 工	承平元年(九三一)	醍醐寺造御仏所に出仕する	類聚符宣抄第十
15 仁 海	造東大寺所大工	寛和二年(九八六)	大仏殿修理のため円融院より禄を賜う	東大寺要録第九

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

延暦八年（七八九）造東大寺司の廃止後まもなく東大寺の建築および仏像の營繕事業をひきつぐために設置された造管機関で、十一世紀中ごろまで存続し、その後東大寺修理所と交代した。<sup>(4)</sup> 造東大寺所に所属し、これを管理した知事僧などの職員、および木工・仏師などの技術者は、律令国家の官人として太政官符や僧綱牒などによつて国から任命され、造東大寺所の経済も国家から給与される封戸・修理稻によつて運営されるなど、造東大寺所の造管事業は國家的性格のいちじるしくつよいものであつた。

この造東大寺所による造管事業に参加した技術者の構成・編成の仕方、および造寺所の経済にはどのような特色が指摘できるだろうか。この問題を考察するための資料は、前述のように、東大寺要録をはじめ平安遺文に散見するわずかな資料、およびその他の断片的な記録によるほかはない。これら資料に出見するこの時代の技術者は表(一)のごとくである。以下、これによつて諸問題を考察する。

(一) まず、造東大寺所には、「寺家の工人」もしくは「東大寺工」とよばれる専属の技術者が所属して、東大寺関係の營繕事業に従事していた。

(イ) 天長二年（八二五）東大寺大仏の修理に際して「八柱を切り、山を築いて固め奉<sup>(7)</sup>」つた三嶋嶋繼は、弘仁十四年（八三三）には造東大寺所の長上工で従五位下の位階にあつた。承和元年（八三四）五月造船次官<sup>(8)</sup>、ついで同年八月造船都匠に昇進<sup>(9)</sup>、同三年（八三六）には修理遺唐船

使次官に転進している。<sup>(10)</sup> この三嶋嶋繼の例によると、造東大寺所に所属する工人は長上工（もしくは番上工<sup>(11)</sup>）の身分と位階を有する官人で、その昇進に応じては、やがて律令制度下の各機構の管理者の地位につきうる道がひらけていたことを物語っている。

このことは天平時代における造東大寺司所属の工人の場合にも指摘された。造東大寺司に参加した上級技術者はいずれも国から任命された官人で位階を有し、また、はじめは技術者として出仕したが、のちには各機構の管理者として出仕するにいたつたと推定されるものもいた。たとえば「河内画師」の姓を名のことから画師出身と考えられながら造東大寺司判官をつとめる外従五位下河内祖足、また、「寶秦画師」出身と考えられる外従五位下西市正寶秦笹麻呂、さらには「黃文画師」出身の正七位下画工司令史黃文連乙麻呂などをあげることができらう。

(ロ) 承和五年（八三三）東大寺講堂安置の毗沙門天修理に従事した「寺家長上」神氏勝助は従八位の位階を有する官人で、鴨道往、三嶋首磨など六人の「工」と、廿余人の「凡工」を率いる指導的立場にいた。<sup>(12)</sup> この記録によると、造東大寺所に所属する仏師の身分には、天平時代の官工房に通常の「長上工、番上工」の等級以外に「長上工、凡工」などの区別があつたかとも推定されるが、この等級については他の資料には出見することがなく、また他の判読の仕方もおこなわれているので、これ以上の詮索は避けることとする。

(ハ) 貞観三年(八六一) 頭部の墜落した大仏修理の際「轆轤之術」を究め「雲梯の機を構」<sup>(17)</sup>えて断頭をひきあげて接続した功により従八位下より一躍従五位下を授けられた齊<sup>(18)</sup>部宿弥文山は、「修理東大寺大佛木工」あるいは「修理大佛木工」<sup>(19)</sup>の呼称をうけている。彼も造東大寺所に所属する木工であつた、と思われる。文山は木工技術者にもかかわらず「轆轤之術」を工夫したことで名をのこしたが、大仏修理を担当した仏師については記録を欠いている。銅造の大仏修理であるから鑄工関係の佛師が主要な役割をはたしたと推定されるが、特記に価する作業内容がなかつたためかその名はこされてない。

以上の資料に出見し、長上工の身分と位階を有する工人たちは、造東大寺所に所属する技術者のなかでは指導的地位を占める上級技術者で、記録には名をとどめないが経験の浅いおおくの下級工人を率いて諸造営に参加した。天平時代の造東大寺司には「番上工」の下に「未選」と呼ばれる経験の浅い工人の等級があつたが、<sup>(20)</sup>造東大寺所にもこの制があつたか否かは不明である。

(二) これら造東大寺所に所属する諸工人の主要なる任務は東大寺関係の營繕であつたが、例外的には、東大寺以外の諸造営にも参加することがあつた。

(1) 大同二年(八〇七) 五月廿一日付の太政官符は、東大寺三綱に対して「御在所修理のため木工六名を進上」して欲しい旨を要求している。延暦年間の後半にはすでに造東大寺所の設置が確認できるから、<sup>(21)</sup>

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

記載の木工は、あきらかに造東大寺所に所属の木工と考えてよい。宮中関係の造営にも造東大寺所工人が参加する事実のあつたことを、この記録は物語っている。

(四) また、同年六月二日付の、同じく東大寺三綱所に宛てた太政官符は、<sup>(22)</sup>造東寺司から東大寺に対するつぎの要請を伝えている。すなわち、「(東大寺) 大仏修理の間、仕丁十二名を(造東寺司より) 本寺に遣送したが、修理を完了しても未だ返送していない。東寺はいま金堂造営のときに当つているので、至急返送されんことを」という要請である。文中の「本寺」は東大寺を指すものと解され、<sup>(23)</sup>十二名の仕丁はもともと造東大寺所に所属する工人であつたものを、東寺金堂の造営のため造東寺司に派遣されていたが、大仏修理という不測の事態に際してふたたび東大寺に遣送されていたと判断すべきもののようにである。

天平時代の造東大寺司においても、大仏完成以後になると造東大寺司所屬の工人が東大寺と関係のふかい諸寺院、たとえば新薬師寺、法華寺、唐招提寺などの造営に参加することがあつた。新薬師寺については、天平宝字六年から七年にかけての造営に際して設置された造香山薬師寺所が、造東大寺司の組織下にある一機構というかたちで置かれた事実から推定できるし、<sup>(24)</sup>法華寺については、福山敏男氏の研究によつて、天平宝字三年から翌四年にかけて法華寺阿弥陀淨土院の造営を担当した造法華金堂所の存在が推定され、<sup>(25)</sup>その際、天平宝字四年六

月造東大寺司において丈六觀世音菩薩像の造像に従事していた「佛工田邊因持」がやはり造法華金堂所にも仏工として参加しており、「上日」五十二日をあげ「二等」として繩二匹、綿六屯、布二端を給されている事実からあきらかである。<sup>(28)</sup>また唐招提寺については、文献上からの論証は不能であるが、金堂本尊盧舍那佛像の表現的特色に、天平時代の造東大寺司によつて制作された東大寺三月堂諸像の特色と共通するところがいちじるしいという作風の検討から推定できよう。<sup>(29)</sup>天平時代における諸官寺造営は、必要に際して臨時の造営機関（すなわち令外官）が設置されて運営された。その初期には造大安寺司、造葉師寺司などがあり、中期以後には造東大寺司、造西大寺司、造法華寺司などがあったが、その代表的存在は、規模の上でも、造寺・造仏の量からいつてもいうまでもなく造東大寺司であつた。そして、東大寺と關係がふかく、また造営が小規模な諸官寺の際には、とくに専属の造寺司が置かれることなく、造東大寺司の管轄下にある造寺所というかたちや、<sup>(30)</sup>造東大寺司所属の諸工人を派遣させるという仕方でも運営されることがあつた、と判断できよう。

(三) 一方、造寺所の経済・運営については、造東大寺所において造営がなされる場合、それが仏殿建築の場合であれ、佛像製作の場合であれ、まず園から「檢校使」による檢校をうけ、必要に応じては臨時の造寺司が設置されることがあつた。

(四) まず、天長四年（八二七）四月十七日付の太政官符は、大仏修理

に際して、園から派遣された檢校使在友弁直世王ら三名の牒する報告を載せている。そのなかで大僧都勤操、前大僧都護命、律師泰演、長上工三嶋鶴雄などの進上することとして、大仏の破損箇所の詳細を列挙し、<sup>(31)</sup>その修理方法に關して、さらに東大寺僧平智、葉上、泰智、大安寺僧平法などの僧侶、および木工頭榮井王、皇后大夫吉野、木工権助益田連満足など技術者の意見を徴したことを記載している。このことから、造東大寺所による造営に際しては、檢校使が派遣されて現状を確認し、その上で造東大寺所、木工寮などに所属する技術者の検討をへて修理方法が決定されたようである。

(四) 齊衡二年（八五五）五月には東大寺大仏の頭部が墜ちた。<sup>(32)</sup>直ちに參議從四位上藤原朝臣氏宗が東大寺に派遣されてその「大佛墜落之狀」を報告し、ついで九月、「修理東大寺大佛司檢校」となつた伝燈修行賢大法師真如が修理経過を奏上し、<sup>(33)</sup>おかれて天安二年（八五八）四月十九日從五位下藤原朝臣家宗が「造東大寺大佛長官」に任せられて<sup>(34)</sup>いる。技術者として名のみえるのは「修理東大寺大佛木工」齊<sup>(35)</sup>部文山で、彼は前述の「轆轤之術」を究めて「雲梯之機」を構え、断頭を引きあげて接続した。あたかも新造のごとくであつたといふ。<sup>(36)</sup>貞觀三年（八六二）三月十四日開眼供養の当日、仏師が籠にのり轆轤でひきあげて開眼を了えた。<sup>(37)</sup>

(四) 延喜十七年（九一七）十二月四日東大寺講堂および三面臨房を焼失した際、左少弁藤原當幹が勅使として檢校し、<sup>(38)</sup>翌年三月廿八日「造

東大寺講堂使」が設置され、長官正五位下平朝臣時望以下、次官、判官、主典の補任があつた。<sup>(39)</sup>講堂の再興供養は、承平五年(九三五)五月九日、僧千人を請じておこなわれた。<sup>(40)</sup>

ところで右の記録に名のである「檢校」をどのように解したらよいであろうか。「檢校」は、一般的に、修理費用の算定と、修理方法の決定を含めた造営事業の運営管理を任務としていた、といつてよい。

(イ) 造東大寺所における修理費用は、基本的には東大寺に定められた封戸によつて運営されたが、大仏修理、講堂再興などの、不測の、同時に巨額の費用を要する營繕には国からの臨時の支出があつたようである。たとえば延喜十七年に焼失した伽藍再興に際しては、大和国正税稻九千六百八十六束をもつて「東大寺大佛殿并西寶塔破損料」に当てたし、<sup>(42)</sup>延長七年(九二九)二月八日には、大和国調唐錢正税稻を「造東大寺講堂の官人以下の料」に支給されたこともあつた。<sup>(43)</sup>それら修理料は嚴重な「檢校」をへてその額の決定がなされた。たとえば、応和二年(九六一)風害により顛倒した東大寺講堂の修理には、国から派遣された「檢東大寺全破使」(檢校)による報告(檢東大寺全破使帳)と、東大寺側の破損報告(寺家注進損色帳)との間に「所相違己多」<sup>(44)</sup>いことが問題になつた。この例によつて、修理費の決定には、国から任命の檢校使と、東大寺側との双方の報告を資料として決定されたことがわかる。けれども、通常の修理造営の際には、国から定められた「東大寺修理料(封戸)」内でまかなうべきことがしばしば要請されている。前

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

述仁和五年(八八九)すではじまつていた東大寺毗沙門、提頭頼吒兩天王および東西兩塔修理の際には、「自今以後、須仰寺家并造寺所、便每有斯損、勅使檢校之後、勘知年中用錢、不更請用公物、便以彼修理内、宛修造件天王像并兩塔料」と述べ、「宣為恒例」としている。この勅にしたがつてか、延暦七年(七八八)八月廿三日伝燈大法師位會理が東大寺に派遣され毘沙門、提頭頼吒兩天王の修理を檢し、その結果、九日大藏省より「蕙草十二枚、墨四十五延」を、さらに十二月廿五日には長門国丹七十斤、胡粉七十斤を、いづれも兩像修理料として給され、<sup>(45)</sup>つづいて延喜十年(七九二)八月十三日には大和国正税稻五十三斛四斗七斤二合が兩天王の「彩色佛師」以下の食料として宛てられている。<sup>(46)</sup>

(ロ) 修理費用の算定とともに、修理方法の決定も「檢校」の重要な任務であつた。しかし檢校、および臨時に設置された造寺司長官は、前述のように行政的官人が任命されることがおこつたから(延喜七年兩天王修理の會理の場合は後述)、修理方法などの技術的判断には木工寮および東大寺所属の諸工匠の意見を検討して決定された。天長四年(八二七)大仏修理に際して、木工頭以下の技術者の検討をへて大仏の背後に築山を築くという修理方法の決定をみたことについては前にふれた。こうして修理方法の大要が決定されて以後の具体的な作業は、造東大寺所に専属の長上工などの諸工匠が技術的指導を担当したが、<sup>(49)</sup>これら修理造営の一般的管理も、檢校あるいは臨時の造寺司長官の任

務であつた。

このように、造東大寺所の營繕事業は、経済を固に依存することに付随して、国からの「檢校」と技術的管理をうけつつ運営されていたと判断してよい。

## 二

さて、上述のように、平安時代初期の造東大寺所に指摘される諸特色、すなわち造寺所の経済、工人の身分、および工人編成などの諸特色が、天平時代の造東大寺所に指摘される諸特色といちじるしく共通する性格をもつことは注目する必要がある。両者の間には、一貫する国家事業的性格と、それに付随して、機構組織と運営方法における類似性の存在することがまず確認されなくてはならない。

それにもかかわらず、造東大寺所の組織自体には、徐々にではあるが新しい傾向が胎動しつつあつた事実をも看過できないのである。平安時代初期の東大寺でおこなわれていた造営には、天平時代の東大寺に匹敵する大規模な造営はなく、天平時代につくられた仏殿・仏像の修理と、火災にかかつた仏殿・仏像の再興などを主要な造営内容としていた。先に引用した造東大寺所に関する現存のほとんどの文献がこのことを物語っている。そして、こうした両者の造営規模の相違が、両造寺所の機構的特色の相違と、それに付随して、造営事業に参加した諸工人と彼等を指導した統轄者との関係にもしだいに相違を結

果した、と予想されるのである。造東大寺所の機構的特色が、造東大寺所に比較していちじるしく縮小され、質的にも、東大寺僧の中から選出された「知事」を最高責任者とするなど「東大寺工房」ともいへば単一化された特色を帯びはじめたことについては後述する。むしろここでは、後者の問題、すなわち諸工人と、彼等を率いて造営に参加した技術的指導者との関係が、どのような展開をとげたかの問題をたどることがより重要である。

天平時代の造東大寺司による造営に際して、諸工人はその作事の量に応じて数人、もしくは数十人の集団をなして作業に従事したが、このとき技術的指導を務めたのは位階を有し長上工(もしくは番上工)の位置にある上級技術者であつた。たとえば、正倉院文書天平宝字二年三月十七日付「畫師行事功錢進文」(四ノ二六五)は東大寺大仏殿の左方須理板を彩色した画師十五名の行事を報告する文書であるが、その末尾に「上村主牛養」および「河内画師石嶋」の両名が画師を代表して署名を加えている。前者は画師司(画工司)長上工の身分で従七位の位階を有し、後者も画工司画部に属し正八位下の位階を有する上級技術者で、おそらく両画師とも、「須理板彩色」の技術面でも指導をはたしていたと考えてよい。ところが、このように上級技術者が技術的な面で指導的な役割を務めた事実にもかかわらず、造東大寺司内では、つねに行動をとる特定の技術者集団の成立、いい換えると、上級技術者を中核とする師弟関係の成立という事実は指摘しがたいのであ

る。このことは、要求された造寺・造仏の作業量の多寡に応じて機構・組織が拡大・縮小せざるを得なかつた造東大寺司の、いわゆる令外官的性格によることもあつたし、<sup>(51)</sup>また天平盛期以降、造營事業の増加にともなつて拡大された造東大寺司の組織はほとんど飽和状態をまねき、その結果、計画的・合理的な技術者の編成は困難であつたという事態による、と考へねばならない。<sup>(52)</sup>

右の問題に關聯して、従来より名のたかい国中連公麻呂の、諸工人に對する役割もあわせて考察する必要がある。公麻呂に關しては、正倉院に現存するおおくの文書に「金光明寺造佛長官」もしくは「造東大寺司次官」として署名を見出すにもかかわらず、造寺・造仏の際、彼が具体的にどのような役割をはたしたかの問題を判断する資料にはとほしい。東大寺要録第二所収の大仏殿碑文に「大佛師從四位下国公磨」とあり、また要録第七所引の「実忠二十九箇條事」にも「大佛師從四位下国中連公磨」と記載することよりすれば、少なくとも大仏造營などの特殊な造營に際しては、公麻呂が技術指導を任務として参加したとの推定も可能である。大仏造營に活躍した仏師（鑄工）は諸文献の伝える高市真磨、柿本小（男）玉、高市連大（真）國の三名であるから、公麻呂は、創造的な仏師として、これら鑄工を技術面においても指導したと判断しなくてはなるまい。しかし造寺司という組織全体の観点から考察するならば、公麻呂の本来の任務は、金光明寺造仏所、および造東大寺司という巨大な造營組織のなかで、判官、主典、史生以下の職員

平安時代初期における工人組織についての一考察（清水）

と、長上工、番上工以下の技術者など多数の構成員を行政的に組織・編成し、膨大な造寺・造仏事業を円滑に運営することにあつたと考へることが穩当であろう。

### 三

天平時代の造東大寺司に指摘される右の特色に對し、平安時代初期の造東大寺所にいたれば、どのような特色の展開が指摘できるだろうか。ここで、造東大寺司から造東大寺所への過渡期に活躍した東大寺僧実忠についての考察がおおくの示唆をあたえるように思われる。

実忠の生涯については不明な点がおおく、実忠に關する資料も、正倉院に現存する東大寺關係のわずかな文書をのぞけば、「東大寺要録」に所収の「東大寺権別当実忠廿九箇條事」によるほかはない。

「廿九箇條事」は、天平勝宝五年（七五三）より弘仁六年（八一五）にいたる間の、実忠自身の任務や業績をのべた上進書であるが、そのほとんどが簡略な記述にとどまり、各項の事実を詳細に検討することは容易ではなく、加えて、個々の内容のすべてが資料として信頼しうるものであるか否かについても危惧がないわけではない。けれども、いま各項の内容を整理し、造東大寺司が廃止された時期（延暦八年―七八九）以前と以後の各項を検討すると、当時の東大寺における造營機關の一般的推移に合致する内容が意外におおく指摘できるのである。「実忠廿九箇條事」およびその他の資料に出見する実忠の経歴・業績は表(二)の

表 二

	華嚴宗職	東大寺僧職	造營関係記事
七六〇	景雲元年 (七六七)	宝字四年(七六〇) 良弁上人 神護二年(七六六) の日代	宝字八年(七六四) 東塔露盤を構える 神護元年(七六五) 東大寺南春日町の礎をつくる 景雲元年(七六七) 新薬師寺西野の小塔をたてる 景雲三年(七六九) 西大寺御齊会廻幢をつくる 宝字七年(七六三) 東西小塔殿をたてる
七七〇	宝龜四年 (七七三)	華嚴少鎮 景雲元年(七六七) 檢校造寺 宝龜四年(七七三) 宝龜五年(七七四) 寺主 宝龜九年(七七八)	景雲三年(七六九) 西大寺御齊会廻幢をつくる 宝龜二年(七七二) 大仏殿副柱をたてる 延曆元年(七八二) 大仏御光を構える
七八〇	延曆九年 (七九〇)	造東大寺司廃止 延曆十五年(七九六) 東大寺上座 延曆廿三年(八〇四) 造東大寺所知事 大同二年(八〇七) 東大寺上座兼知事 延曆廿四年(八〇五) 大仏御背修理のため工匠を率いて伊賀袖に行き造材を運上する	延曆八年(七八九)
八〇〇	大同元年 (八〇六)	大同四年(八〇九) 修理別当	延曆廿四年(八〇四) 東大寺西大垣を固める 大同二年(八〇七) 食堂前庭を固め、谷水を防ぐ
八一〇	弘仁六年 (八一五)	弘仁六年(八一五) 東大寺権別当兼修理別当	延曆廿四年(八〇四) 東大寺西大垣を固める 大同二年(八〇七) 食堂前庭を固め、谷水を防ぐ



ごとく整理される。

まず、延暦八年造東大寺司の廃止以前における彼の経歴は、天平宝字四年(七六〇)より神護三年(七六六)にいたる間、良弁僧正の目代(代理)を務め、翌景雲二年より宝龜四年(七七三)にいたるまで華嚴宗少鎮および「檢校造寺」の地位にあつた。さらに翌宝龜五年(七七四)より宝龜九年(七七八)にいたる間、東大寺三綱中の寺主を、翌宝龜十年(七七九)より延暦元年(七八二)まで東大寺造瓦所別当を担当している。

以上のように、この時期の実忠は、華嚴宗の指導者となるとともに、良弁僧正の目代をはじめ造寺関係の檢校、別当などの技術的僧職を担当し、その僧職に付随するおおくの造営事業もはたした。その業績はやはり「廿九箇條事」に記載されており、東大寺関係と、東大寺以外の造営の二つに大別される。前者、すなわち東大寺関係では、まず宝字八年(七六四)東塔に露盤をかかげ、神護元年(七六五)東大寺の南春日町の堤をつくり、ついで景雲元年(七六七)より宝龜元年(七七〇)にいたる間、東西小塔殿を建て、さらに上記三つの業績と並行して、宝字七年(七六三)より宝龜二年(七七二)にいたるまで造大仏光所に仕出して大佛光背を造立、延暦七年には「大佛殿天井一丈」を切り上げて光背を「構建」している。他方、東大寺関係以外では、景雲元年(七六六)新薬師寺西野の小塔を建立し、同三年(七六九)西大寺御齋會廻鐘を建てた。<sup>(54)</sup> これら造営の際、実忠に率いられて作事に従つた工人はどの機関に所属する工人であつたろうか。それについて、「廿九箇條事」は、東

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

大寺関係の造営の記載には「率<sup>三</sup>諸匠工等<sup>二</sup>」「率<sup>三</sup>工匠等<sup>二</sup>」「催<sup>三</sup>工夫等<sup>二</sup>」と略記するにすぎないが、景雲三年(七六九)西大寺御齋會廻鐘を造立したことを記す項には「率<sup>三</sup>東大寺工<sup>二</sup>」と明記することが注目される。これはおそらく、一つには、この場合東大寺関係以外の造営であるから、その記録として、参加工人の所属を明記する必要があつたこと、第二には、そのころ造営事業がたけなわであつた西大寺には、造寺司が設置され、専従的な諸工人が所属して造営に従事していたので、<sup>(55)</sup> 実忠が率いて参加した工人とそれら西大寺工人との混同を防止、かつ「実忠と東大寺工人の力」で造営したことを強調する意図によるものであつたと思われる。したがつて、前述「廿九箇條事」に収録する東大寺関係の記載には「東大寺工」と詳記することが省略されたと推察できるのであり、このことから、諸造営に際して実忠に率いられて参加した工人はいずれも造東大寺司に所属の諸工人であつたと判断しなくてはならない。

天平時代の造東大寺司時代、造寺司に所属して諸造営に従事した工人には、狭義の「東大寺工」と、その他の諸機関から臨時的に動員された広義の「造東大寺司工」とが区別される。造東大寺司は膨大な量の造寺・造仏事業を消化する必要からいちじるしく組織の拡大が要求され、それに付随して、各種の機関に所属する諸工人が集合して総合的な造営機関をつくりあげた。たとえば画師の場合、造東大寺司画師(狭義の東大寺画師)、画工司画師、さらに必要に応じて諸園から召集さ

れた里画師など多系統の画師がいた。これらの画師は、作業内容、および作業に対する報酬の上でもまったく条件を同じくして集団を組み、造営に参加するのが通常であった。たとえば、天平宝字三年三月大仏殿須理板彩色(四ノ二六五、二六七)に従事した画師三十六名は作業場の都合から左右二班に分属したが、その所屬機関の分類は表(三)のごとくで、造東大寺司画師にやや差がめだつたのは、ほぼ同数の画工司画師、里画師などが配属され、「彩色」の作業内容に関しても、各所属機関の別にもなう相違は指摘できなかった。<sup>(56)</sup>

計	左方	右方	画工司	造東大寺	里画師	式部位	計
			画師	司画師		位	
11	6	5					
10	3	7					
14	7	7					
1	0	1					
36	16	20					

表(三)

それに対し、木工には狭義の造東大寺司木工、木工寮所屬の木工などがおり、まれには散位寮所屬の工人、中宮舎人も参加したが、その大半は造東大寺司木工であった。正倉院文書に名がみえ、造東大寺司に参加したと推定される四十数名の木工総数のうち所屬機関の判明するものは十八名をかぞえ、その内訳は、造東大寺木工が十四名に対し、木工寮所屬の工人は大仏造営に従事した木工寮長上工外従五位下神磯部國麻呂、および、同じく木工寮長上工正六位猪名部百世の二名にすぎなかった(のこりは式部位一名、中宮舎人一名)<sup>(57)</sup>。これら二名の木

工寮長上工は、大仏造営という特殊な場合に際して、技術的指導を任務として木工寮から出向した工匠であつたと判断すべきもののようにであるが、その他の通常の造営に際しては、造東大寺司に所屬する木工集団の手によつて一切の造営がはたされる場合がおおかつた。たとえば、宝字六年(七六〇)の石山諸堂造営には十五名の木工が参加したが、そのうち九名(長上工船木宿奈麻呂、番上工甲賀深方呂、秦九月、丸部小公、他田小豊、未選工丈部真犬、穂積河内、秦広津)が造東大寺司所屬、一名(勾猪万呂)が散位寮所屬であつた(他の五名は不明)<sup>(58)</sup>。この工人集団の技術的指導者はいうまでもなく造東大寺司長上工船木宿奈万呂であつたと考えてよい。「廿九箇條事」に記載するところ、実忠の作事内容のほとんどが木工関係の作事であり、絵画・造仏関係の作事はなかつたと判断できるから、以上の考察をへて、実忠に率いられて造営に参加した木工たちはすべて狭義の造東大寺司所屬の工人であつたと判断してよいと思われる。

このように造東大寺司時代の実忠は、造東大寺司という律令制的造営機関の機構と組織の枠の内部で、造東大寺司所屬の工人を指導して、東大寺およびその他諸寺院の造営事業に従事した。この場合、実忠が工人の指導に際してはたした役割はなにかという問題、いい換ると、彼の役割はいわば行政的・総括的指導であつたか、もしくは作事に直接する技術的指導であつたかという問題がとりあげられなくてはならない。造東大寺司による造営で、技術的指導をはたしたのはその技術集

団のなかでも上級技術者の位置にある長上工（もしくは番上工）であつたことは前にふれた。したがつて、先述「廿九箇條事」記載の、実忠が諸工人を指導して参加した造営作業においても、具体的な技術的指導は、やはり基本的には前述の長上工もしくは番上工などの工匠の任務であつたと判断しなくてはなるまい。実忠は良弁僧正の目代をつとめ、東大寺の造寺司政をあづかる僧職にあるものとして、造寺司の運営と、それに付随する職員・工人の行政的・総括的支配をその基本的な任務としていたと考えることが妥当である。

けれども、他方、右に指摘した考察といちじるしく性質を異にする事実が「廿九箇條事」に見出されることも看過できないのである。

「廿九箇條事」は実忠の技術的能力を強調するつぎのいくつかの記録をのせている。すなわち、宝字七年（七六三）より宝龜二年（七七〇）までつづいた「造大仏光所」の造営で、「大仏御光を造り奉る方を知」らぬため、国中連公麻呂がその指導を辞退したあと、僧正賢大法師の命を受けて、実忠が諸工匠を指揮、造立に成功したとする記載、あるいは宝龜二年（七七〇）「大仏殿副柱の構立」に際して、技術の困難を理由に「長上大工等」がみな辞退したあとをうけて造営に成功したとする記事、また延暦七年（七八八）「大仏殿天井と大仏頭部が甚だ近く」光背を構えることが困難という事態に際して、実忠が大工等の意見を押し「天井一丈を切り上げ給い、御光を嚴防（飾）し奉」つたとする記載その他が、実忠の技術的卓越さと、それに付随して、実忠と諸工人

との間に、技術的指導ともいふべき新しい関係が成立しつつあつた事実を推定させるのである。

実忠が彼の技術的能力を發揮しえたのは偶然的機会によるところがおおきかつたことも留意する必要がある。右に引用した「廿九箇條事」記載のほとんどが、本来ならば公麻呂、もしくは長上工などの諸工匠がはたすべき作事、あるいは指導すべき作事が技術的に困難なため、みな辞退していったところ、たまたま実忠が上司よりの命をうけ成功させたとの意味に解される。同じく「廿九箇條事」記載の、神護景雲年間（七六七―七六九）東西小塔の造営の際、「大工等の造様、甚だ醜」きたため、実忠が「大工等の作様を改」めて完成させたとする記事についても、本来ならば大工等の仕事であつた造様・作様を実忠が改めたという意味で、右と同じ指摘が可能だらう。これは、実忠の技術的能力を神格化するいわば演出的表現と解されなくもない。しかしこれらの記載のうちに、実忠と諸工人たちの関係の基本的なあり方がやはり推定可能と思われる。実忠が諸工人の指導において彼の技術的能力を發揮しえたのは、良弁上人の目代、および檢校造寺司という実忠の基本的職務に必然する結果ではなく、むしろ前述のごとき偶然的な事態に付随するものであつたと判断すべきものようである。その意味では、実忠と彼が指導した諸工人との間に、特定の固定的関係（すなわち後の師弟関係のような）を想定することも早計にすぎるだらう。

それにもかかわらず、「廿九箇條事」に記載する実忠の技術的業績

のあり方のうちに、つぎの二つの点で、造東大寺司における機構的特色と工人組織の形態をうちから破るあたらしい傾向が指摘されなくてはならない。

すなわち、(1)造東大寺司に基本的な工人組織、いい換えると、長上工もしくは番上工などの上級技術者の指導によつて運営される工人集団の組織を、さらに(実忠のように)高い立場から指導しようというあたらしい組織の成立への可能性が指摘できる事実である。その場合、指導者が僧侶であり、あわせて技術的能力をそなえ、行政的・総合的指導のみではなく、技術的立場からも工人を指導しようる点にこそ両者の間のあたらしい関係が指摘されなくてはならない。実忠に象徴されるこの技術的僧侶の出現は、すぐれた阿闍梨は同時にすぐれた芸術家でもなくてはならぬとする密教に普遍した阿闍梨観につながる傾向でもあるし、<sup>(61)</sup>やがて、後述のように、阿闍梨みづからが仏師・画師として作事をおこなう人物、たとえば、會理のごとき僧侶を出現させるにいたるあたらしい傾向を内在しているといつてよい。

(2) 右に閃聯して、東大寺僧実忠が造東大寺司に所属する工人を直接に率いて諸造営に参加することは、造東大寺司という造営機関の機構的・組織的体系のなかでは異質な傾向を孕んでいたと推定されるのである。造東大寺司の構成は、判官、主典、史生、領以下の事務的組織と、長上工、番上工、未選工以下の技術的組織の体系をもち、これら多数の職員・技術者を造東大寺司長官、および次官が行政的・総括

的に管理するという機構的体系が完成していた。もちろん、こうした造東大寺司による造営事業に対し、東大寺側の意向が反映されなかつたわけではない。東大寺関係の造営(とくに大仏造営など)には、良弁僧正以下、東大寺側の意向が東大寺内に設けられていた「檢校造寺」を通じて反映されたと判断される。しかし、その際にも、当然右の造東大寺司の機構的体系にそつて可能であつたと考えねばならない。それに反し、「檢校造寺」の位置にあるとはいえ、造東大寺司の機構的体系外に属する東大寺僧実忠が造東大寺司工人を直接的に率いて造営に参加することは、造東大寺司という機構的体系のもつ性格といちじるしく相違する傾向を内在しているといつてよい。これは、やがて、技術者の集団組織すなわち工房が、律令制度的・國家的機構と、それに付随する國家的統制から解放されて寺院に所属し、阿闍梨の指導をうけつつ諸造営を担当する、いわば「寺院工房」を成立させるにいたる新らしい胎動として指摘されなくてはならないだらう。前述「廿九箇條事」に記載の、国中連公麻呂が「造大仏光所」の造営を辞退し、そのあとをうけて実忠が成功したとする記事をめぐつて、公麻呂と実忠との間に確執が想定できるとすれば、<sup>(62)</sup>それは、右に指摘した造東大寺司の機構的体系における公麻呂の性格と実忠の性格との矛盾に起因するものではなかつたかという観点から再考されなければならない。

延暦八年造東大寺司廃止以後の実忠は、造東大寺司の後身である造東大寺所の管理指導に専念したといつてよい。すなわち延暦十五年(七九六)東大寺三綱中の上座を務め、延暦九年より十七年(七九八)まで、および大同二年(八〇七)より弘仁六年(八一五)までの二度にわたり華嚴大学頭を担当するかたわら、延暦二十三年(八〇四)造東大寺知事となり、大同二年には上座兼知事、ついで大同四年(八〇九)には修理別当<sup>(63)</sup>、弘仁六年には東大寺権別当を担当するとともに、ひきつづき修理別当を務めた。この間、造東大寺所の諸工人を率いてもつばら東大寺関係の諸造営に参加する。すなわち、延暦二十年(八〇二)より廿三年まで大仏御背修理を担当、あわせて東大寺北大門をつくり、延暦二十四年(八〇五)には西大垣の修理をおこなった。ついで大同二年(八〇七)食堂の前庭を固め、四年には食堂前の谷水を防いでいる。

天平時代の造東大寺司は、前述のように東大寺をはじめとする諸官寺造営を目的として、膨大な造営作業にたえうる巨大な機構的組織を構成し、令外官とはいえ律令制度下の一機構として経済と運営を固に依存する官工房であった。それに反し、造東大寺<sup>(64)</sup>の後身である造東大寺所は、経済とそれに付随する技術的管理をなお固に依存していたために、基本的には官工房的性格がつよくなった一面があるにもかかわらず、造寺所の機構的規模はより縮小され、しかも造寺所の

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

最高責任者は東大寺僧のなかから選ばれた知事があたり、さらに上位の東大寺別当、もしくは修理別当などもその管理に参加するという機構的特色にもなつて、造寺所の性格は、造東大寺司に比して、いわば「東大寺工房」<sup>(64)</sup>の性格をいちじるしく帯びはじめた傾向を内在していたといつてよい。実忠は延暦末年より弘仁六年におよぶ数十年間、この造東大寺所の知事、もしくは修理別当の位置にあつて造東大寺所の指導を担当するのである<sup>(65)</sup>。したがつて、この時期の、実忠が諸工人に対した関係は、より直接的で、前章で指摘した二つのあたらしい傾向、すなわち技術的僧侶の出現と、いわば「寺院工房」の成立という二つの傾向をいつそう押しすすめる役割をはたしたと考えてよいだらう。

## 五

九世紀末から十世紀前半にかけて、東寺に所属する真言阿闍梨として活躍した會理の存在は、実忠に指摘された右の傾向をより展開させたものとして看過できないだらう。會理に関する資料は六〇ページ以下の管見の「會理資料」による。會理についての研究はすでに二、三の成果があり、以下の考察もそれらの研究成果に負うところがおおきい。

まず、會理は仁寿二年(八五二)の誕生が推定され<sup>(67)</sup>、貞觀十五年(八七三)二十二才で出家<sup>(68)</sup>、宗徽より金剛界法を学び、また慈恩寺禪念より胎藏界法を受け、延喜八年(九〇五)重ねて受法に接した。僧職とし

ては、延喜十五年（九一五）東寺凡僧別当、延長六年（九二六）には権律師として東寺二長者をつとめ、ついで翌七年東寺別当となつた。承平三年（九三三）律師に進み、東寺別当に再任、同五年（九三五）権少僧都に昇進したが、この年、八十四才で没している。

この間、會理は真言僧侶としてしばしば修法・呪法の席に列した。まず、延喜八年（九〇二）東寺伝法職位の修法に連なり、延長三年（九三三）には勸修寺において設けられた胤子のための修法に列し「咒願」をはたした。延長八年広隆寺で催された天皇のための孔雀法には阿闍梨をつとめ、さらに同年東寺においては「後七日之法」を、醍醐寺では講師齊高、読師貞宗らとともに「咒願」をはたし、醍醐寺雜事記によれば、同九年にも醍醐寺に設けられた延喜帝の御忌に際して「咒願」をつとめたという。<sup>(69)</sup> さらに承平二年（九三二）、東寺の「後七日之法」に列し、歿年（承平五年）の五月、東大寺講堂供養に際しては七僧の一人として「梵唄」の役をつとめている。

以上のように、會理は東寺に在籍する真言阿闍梨として東寺の要職を歴任、それにとまらぬ真言諸寺院の修法に列して諸役責をはたし、僧位もしいにすすめて権少僧都の地位で歿した。その生涯と業績は、基本的には、真言阿闍梨として一貫した性質のものであつたことをまず確認しなくてはならない。後述のように、諸文献は彼の技術的業績をおおくかかげ、あわせて彼の技術的能力をたかく評価しているが、右に示した會理の生涯の経歴を考慮するならば、會理は単なる「木佛

繪像共究」め「木像繪像堪<sup>(70)</sup>其藝」<sup>(70)</sup>える僧侶であつたとも、またその業績によつて高位の僧職につきえたと判断することはできない。會理はまずすぐれた真言阿闍梨であり、その上で「木佛繪像共究」め「木像繪像堪<sup>(70)</sup>其藝」え、造寺・造仏を技術面からも指導しえた僧侶であつたと考えねばならない。東大寺要録第四の記載によれば、延長四年（九二六）東大寺講堂再興の際、會理は「小佛師五十餘名」を率いて千手觀音、挾侍虚空藏、地藏などの諸仏を造立したが、その供養修法（承平五年）のとき、彼が阿闍梨として他の六僧とともに「梵唄」の役責をつとめたことは、<sup>(71)</sup>會理の真言阿闍梨としての性格を端的に示しているといつてよい。

しかし右のことは、會理のもつ技術者としての側面の考察を無意味にすることはない。むしろ、彼が秀れた真言阿闍梨でありながら、あわせてすぐれた技術者でもあつたという事実が、この場合、天平時代より平安時代にいたる技術者の展開を考える上に重要なのである。

會理の技術的業績はつぎのようである。まず、東宝記の記載は、元慶元年（八七七）二十六才の若さで東寺食堂千手觀音像の造立に参加したことをつたえ、<sup>(72)</sup>寛平四年（八九二）には高野山慈尊院の弥勒如来像を制作したことも推定されている。<sup>(73)</sup> くだつて延喜七年（九〇七）東大寺毗沙門、提頭頼阨天王の修理を檢校し、醍醐寺縁起によれば、この年からじまつた上醍醐寺薬師如来坐像の造立にも指導をはたしたと思われる。延喜二十年（九一〇）には東寺五重塔の建立に参加、あわせ

て東寺食堂千手観音像脚部の修理にもたづさわつた。くだつて延長四年には、前述のように五十余人の小仏師を率いて東大寺講堂諸像の再興に従事、「東大寺要録」には「大佛師」の呼称をもつて記載されている。この他、會理は画筆にも巧みであつたらしく、大江親通「七大寺日記」および「七大寺巡禮私記」東大寺の条には、大仏殿の柱絵を會理の筆によるものであつたと記載し、また「東宝記第二」も、東寺灌頂院護摩堂の祖師影を彼のえがくところとつたえ、「瑜祇祕要決第二」にも、「或云」として、真然の建立になる饒南山中院小塔の柱絵三十七尊を會理僧都の筆としている。

これらの諸記録と関聯させて考えるべき現存の遺品は、東寺食堂千手観音像、および上醍醐寺薬師如来坐像である。兩像を制作した仏師を文献上から厳密に規定することはむづかしい。後者、すなわち上醍醐寺薬師如来像については、同縁起に「延喜上皇殊有敬感、奉為除病延命、造營根本堂舎、被安置薬師如来像、惠利僧都作」とある簡単な記載によるほかはなく、前者、すなわち東寺食堂千手観音像についても、「東宝記」には、惠利僧都作の作とも、會理の作ともつたえる二説をあわせ載せており、はやくからこの像の制作者が會理・聖宝のいづれによるものであるかの詳細を失っていたことを物語っている。その際、食堂千手観音像および上醍醐寺薬師如来像の仏師として、會理の名を共通して見出すことは、兩像に指摘される作風の共通性を考慮するときまことに興味深いといわねばならない。千手観音像および薬師如来兩像に指摘さ

平安時代初期における上人組織についての一考察(清水)

れる作風の共通性は、九世紀後半から十世紀初頭にいたる彫刻作風の同時代的共通性によることを考えさせるとともに、あわせて、兩像が同一の仏師集団によつて制作されたことによるのではないかと推定させるものをもっている。<sup>76)</sup>

このことから、會理の背後には、東寺を中心として真言諸寺院の造仏を担当した仏師の集団があり、會理はその集団を、行政的面から指揮しただけではなく、みづから仏師として技術面においても指導をあたしていたのではないかとの推定が可能となるのである。そして、會理はつねに聖宝の指導をうけつつ、仏師集団を統率して諸造營に参加していたと判断しなくてはならない。會理が聖宝に師事したことについては諸文献が<sup>77)</sup>つたえ、また、聖宝が晩年東寺長者であつた時期(延喜六年より歿年の九年まで)には會理も東寺伝法職の修法に連なつており、<sup>78)</sup>兩者の師弟としての密接な関係が想定できるのである。このように考へるなら、技術的な面においても、元慶元年(八七七)東寺講堂千手観音像の造立に際して、当時二十六才の會理は、聖宝が指導する仏師集団の一員として観音造立に奉仕し、さらに延喜二年、聖宝が東大寺中門二天像を造立した際にも、当時五十一才の會理はこの仏師集団の重要な構成員として参加し、いづれも仏師としての技術を学んでいたと判断してよい。東宝記の記載が、千手観音像の作者として、聖宝・會理作の二説をあわせ載せるのも、この仏師集団がむしろ「聖宝・會理工房」と呼ぶにふさわしい構成的内容をもつていたことを物語っている。そ

して、會理が聖宝からこのいわば「東寺工房」をまかされるにいたつた時期は、聖宝が延喜六年(九〇六)益信の跡を襲つて僧正となり、東寺一長者に任ぜられたころ、會理の業績でいえば、東大寺毗沙門・提頭頼純両天王の修理を檢校し、上醍醐寺薬師如来像の造立に着手した延喜七年(九〇七)前後のことではなかつたかと思われる。いご、會理は聖宝にかわつてこの仏師集団の指導者として、東寺をはじめ、東寺と関係の深い諸寺院の造営に参加するのである。

會理と彼の工房に属する工人との関係を暗示する記載が「東大寺要録第四」その他に見出される。しばしば引用したように、延長四年の東大寺講堂再興に際し、會理が仏師五十余名を率いて造営に従事したことをつたえる記載である。すなわち延喜十七年十二月一日西室二室より発した火は講堂をはじめ三面僧房などの諸堂舎を焼失した。直ちに造仏所が置かれて、延長四年講堂諸仏(千手觀音、虚空藏、地藏)の再興に着手、承平五年五月六日にいたつて開眼供養が営まれるのである。その造営に参加した技術者について、諸記録は「佛師會理、阿闍梨任<sub>(79)</sub>律師、小佛師五十餘人也」、もしくは「延長四年講堂御佛造立、佛師五十餘人、大佛師會理阿闍梨、任<sub>(80)</sub>律師」とつたえている。この簡略な記載からおおくを推論することは危険であるが、すくなくとも、會理が多数の仏師を指揮して講堂諸仏を造立したと解することに間違いはないであらう。そして、この「小佛師五十餘人」は會理の工房に属する仏師集団ではなかつたかとの推定も可能である。

「聖宝」會理」による制作と推定できる彫刻の現存遺品は前述食堂千手觀音および上醍醐寺薬師如来兩像であるから、この工房はいうまでもなく木彫を専門とする仏師集団であつたと考えねばならない。それに反し、九世紀の造東大寺所においてなされた造仏関係の作事は、文献から知られるかぎり、いづれも金銅仏および塑像の修理造営が主要な内容であつたから(天長二年、貞觀三年の二度にわたる大仏修理、および承平五年の講堂毘沙門天修理など)、これら造営に参加した仏師たち(たとえば承和五年の毘沙門天修理に参加した神氏勝助、鴨道往など)は、いづれも金銅造・塑造の技術を得意とする技術者であつたと思われる。ところが、延長四年講堂諸像の再興造営は、造仏の規模からいっても、またそれらが新造である点からいっても、従来、仏像修理を主要な作事としてきた造東大寺所の營繕内容とはいちじるしく相違するものであつた。加えて、九・十世紀は一木彫成像全盛の時期にあつており、講堂諸像の再興も、当然木彫像によるものであつたと推定されるのである。それにともない、これまで造東大寺所による造営において活躍し、金銅造・塑造の技術を得意としていた仏師に代つて、木彫制作に熟達した仏師の動員が必要であつたと考えねばならない。

以上の諸点を考慮するならば、諸文献記載の「小佛師五十餘人」は、造東大寺所の組織外から造営に参加した仏師集団で、木彫の技術を得意とし、「大佛師會理」によつて統括されるいわば「東寺工房」に所属の工人たちであつたと判断できるのである。會理はこれら仏師集団



を行政的・総括的に管轄する支配者であり、あわせて、みづから「木佛繪像共究」めた技術者として技術的指導をはたした。この會理のあり方のうちに、阿闍梨として高僧でありながら、同時に、技術者としても造寺・造仏に参加する技術的僧侶の出現と、寺院に所属し、僧侶によつて指導されるいわば「寺院工房」の成立という二つの事実が指摘されなくてはならない。延長七年(九二九)三月十六日の宣旨は、東大寺造仏所に出仕した漆工檜前貞則の上日数を報告しており、この文書の記載から、講堂諸佛の再興には造東大寺所内に造仏所が設置され、造仏所に出仕した工人の上日数が国に報告されるなど、九世紀末から十世紀にかけての東大寺の造營機関には、なお官工房的機構を強めるこす一面のあることも考慮しなくてはならないが、他面、造仏所に参加した仏師の工人組織自体には、上述のように九世紀前半の造東大寺所の工人組織とは本質的に相違する特色が存在した事実も正しく指摘されなくてはならぬ、と思われる。

## 六

延暦八年、天平時代の諸造營を担当した造東大寺司が廃止されたのち、それに参加していた諸工人がどのような変遷をたどつたかという問題についてはなお充分にあきらかにされてはいない。その際、諸国から招集されて造寺司に参加していた一部の工人は、おそらく、それぞれ出身地に帰国し、それにともない、造東大寺司で修得した高度の中

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

央文化を地方に伝播させる役割をはたすことになつたのではないか、という一問題も考慮に価いするであらう。たとえば、彫刻における造形的特色、および服制の形式などに、天平彫刻と共通するいくつかの特色が指摘される会津勝常寺薬師三尊像の存在がその一つの証左となりうると思われる。他方、のこりの大部分の諸工人たちは、平安時代にはいつてもなお存続していた律令制度下の技術的諸機構、および官營の諸工房などに引きつづき所属して諸造營にたづさわつていたと推定されるのである。天平末期から平安初期にかけての、国による諸造營はかならずしもすくなくない。延暦六年には長岡宮の造營がはじまり、またこのころ新薬師寺、西大寺、および法華寺、薬師寺など、官寺に準ずる諸大寺の造營も引きつづきおこなわれていた。さらに延暦十五年にいたると、平安遷都にともなう建築関係の諸造營、および東・西寺などの建立と諸伽藍に安置される仏像の造立もはじまるのである。造東大寺司廃止後もかなりの量におよぶ官營の諸造營がすすめられていたことがわかる。そして、これら官營の諸造營に参加した工人のおおくは、かつて造東大寺司に所属した諸工人ではなかつたかと考へることが穩当である。このように、天平時代末期から平安時代初期への転換期においても、一貫した官營の諸造營と、それに付随する官工房の存在が確認されなくてはならないだらう。

ところで、これら、いわば官工房に所属して諸造營に従事する諸工人の間には、かれらが所属した諸工房の形態と、その性格の上に、や

がていくつかの相違を結果したと推定されるのである。すくなくとも仏師の場合、木工、画師などに比較して、その事実は顕著であつたと思われる。

平安初期彫刻の作風展開の特色は、天平時代の彫刻の歴史が比較的単一な作風の流れとしてあとづけうるの<sup>(88)</sup>に對して、いちじるしく多様な作風系統の展開として捉えるほかはないところにその一つの特色があるといつてよい。この平安初期彫刻の作風系統の多様性は、とりもなおさず、それらを制作した仏師の存在形態（もしくは、かれらを指導した指導者の存在形態）の多様性を物語つているといわねばならない。

平安時代初期の彫刻作風は（九世紀前半の時期に限つて考えるならば）、つぎの四系統に大別して考察することができる。まず、(1)造東大寺所をはじめとする南都の諸官寺に存続していたと推定される保守的な作風（現存遺品では、広隆寺講堂阿弥陀如来像、(甲)真言密教を背景として抬頭した密教的作風（現存遺品では、東寺講堂諸像）、(乙)神護寺薬師如来立像、元興寺薬師如来立像などの一木彫成像の作風）、(2)宝善提院菩薩像、法華寺十一面観音立像などに指摘される檀像的作風ともいふべき特殊な作風系統の四つである。天平時代における単一な作風展開の歴史から、これら九世紀の多様な作風系統が具体的にどのような過程を経て展開したかの問題は、いま、平安初期彫刻史のもつともむつかしい論点といつてよく、これはまた別に論ずべき課題である。<sup>(89)</sup>

ところで、当面の課題である九世紀末の時期に眼をうつすと、すで

に古くから論ぜられているように、一面では、九世紀前半に指摘されたこれら四系統の作風の特色がしだいに稀薄化するという事実があり、他面では、あわせて、それら諸作風の特色のいわば混在という事実もあつて、すでに前述四つの作風系統の分類をたてることを不可能にしている。前者の問題に關しては、たとえば密教的作風の系統を例にあげると、九五〇年前後の制作が推定される安祥寺五智如来像には、承和六年制作の東寺講堂諸像に典型的に指摘された密教的作風の特色、すなわち豊満な感覺的・女性的作風の特色がいちじるしく失なわれはじめているし、他方、後者の問題に關しては、八八八年の制作が推定される仁和寺阿弥陀三尊像の表現的特色が、一方では、像全体の立体感・量感のとらえ方に、一木彫成像に独自の塊量的特色をそなえる反面、その相好（とくに兩脇侍像の）および身体部の肉どりの仕方などには、九世紀前半の密教像に類似する女性的・官能的表現の特色をもあわせて混在しているという現象に右の事実を認めることができるだろう。

このような九世紀末の、いわば諸作風の混在期、もしくは過渡期をへて、十世紀以後の彫刻史の展開をすすめる積極的、かつ主導的役割をはたしたのは、前述東寺食堂手観音像から上醍醐寺薬師三尊像にいたる一木彫成像の作風系統であつたといつてよい。この作風系統は、その後、まず岩船寺阿弥陀如来坐像（九四五）、さらには新薬師寺准胝観音立像（九七〇）、善水寺薬師如来坐像（九九三）などの作風へと展

開をすすめる、やがて十一世紀の康尚・定朝による藤原様式(和様)と交代する、と考えられる。その意味では、東寺食堂手観音立像から上醍醐薬師三尊像にいたる作風系統は、九世紀前半に存在した多様な作風、いい換えると、多様な中国彫刻の作風を摂取することにより成立した九世紀前半の彫刻作風の多様性を整理し、一応の決着を与えたものとして評価されなくてはならない。そして、このように、九世紀に指摘された彫刻作風の多様性を一元化し、やがて十世紀をへて十一世紀の和様が成立してくる基盤を準備した仏師集団として、とりもなおさず、「聖宝・會理」に指導された仏師集団、いわば「東寺工房」ともいべき仏師集団——東寺をはじめとする密教諸寺院を中心に活躍した仏師集団——の存在を考慮しなくてはならない。「聖宝・會理」工房は、基本的には、空海時代の初期密教的作風を学びつつ、他方、塊量的立体感・量感の把握を特色とする一木彫成像の作風の特色を摂取することを通じて独自の作風を完成、東寺を中心とする密教寺院をはじめ、東大寺などの、保守的な作風ののこしていた南都寺院の諸造営にも参加することによつて、十世紀以降の彫刻史の展開に、すなわち、九世紀前半に存在した彫刻作風の多様性を一元化するという展開に積極的な役割をはたした。「聖宝・會理」工房は、したがつて、工房史の上で、天平時代の官工房から、平安後期の定朝などの私工房への展開の過渡的役割をはたした、と同時に、彫刻史の上でも、九世紀までのいわば唐様から、十一世紀の和様へと展開する転換期を形成した仏師集団として評価されなくてはならないだろう。

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

## 註

- (1) 平安時代初期の造東大寺所に関する研究には、山本栄吾「東大寺の營繕機関について」(日本建築学会論文叢刊第六十卷)、および大河直躬「造東大寺所と修理所」(『建築史研究』三十五)の二つがある。小論をつづるに際してこの二文献に負うところが大きい。
- (2) 天平時代末期から平安時代初頭にかけて廃止・縮小された官營の造營機関にはつぎのものがある。(1)造營・勅巨二省、法華鑄錢兩司を廃止(延暦元年・嵯峨)。 (2)造東大寺司廃止(延暦八年・嵯峨)。 (3)薬師寺、西大寺木工各二人、東大寺別勅長上一人、法華寺、秋篠寺木工長上各一人を停む。西工司、漆部を内匠寮に、鍛冶部を木工寮に合併(大同三年・桓武)。 (4)内匠寮の雑工・長上画師を二人、木工寮の工四人を減ずる(大同四年・日本後醍醐)。
- それに対し、九世紀末ごろから、あたらしいかたちで官營・私營の諸工房が再編成されてくると考えられる。たとえば、宮中関係の作營機関は、三代実録仁和二年九月十二日条の「畫所大死」の記載によつて、九世紀末ごろから「畫所」というかたちで再編成されていたことがわかるし、仏師の場合は、十一世紀初頭の康尚・定朝らによる私工房の完成というかたちで指摘することができる。平安時代初期はこの両者の過渡期にあつているといつてよい。
- (3) 東大寺に現存し、平安時代初期の制作と推定できる彫刻遺品は、「試みの大仏」と通称される木造弥勒如来坐像、および四月堂手観音立像の二軀である。しかし、これらが当初東大寺において制作されたことを証する資料はない。
- (4) 造東大寺所に関する初見の資料は、延暦十五年(七八八)八月二日付の東大寺三綱より「造寺務所」に宛てた文書(平安遺文一四)である。これにより、造東大寺所は、すくなくとも延暦十五年までには設置されていたことがわかる。

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

- (5) 造東大寺所より東大寺修理所への交代は、東大寺修理所に関する初見の文書、すなわち、天喜四年十二月廿日の年記をもつ「東大寺修理所修理記」(平安遺文六二八、八五)、および天喜五年の年記をもつ数通の「東大寺政所切符」(平安遺文八三一―八四八)などの資料により、およそ十一世紀中ごろまでには行なわれていたことが推定される。
- (6) 東大寺に宛てられた修理造營のための封戸は、はじめ天平宝字四年七月廿三日「當造修二理塔寺精舎一分」として一千戸を定められたが(後日本紀卷十三、延暦十二年三月十一日新薬師寺修理料としてそのうちの一百戸を分割された。したがって平安時代初期の造東大寺所による修理造營は、基本的にはこのりの封戸九百戸によつて運営されていた(大河直躬前掲論文「造東大寺所と修理所」)。
- (7) 東大寺要録第七、「大佛後築山事」。
- (8) 統日本後紀、承和元年五月十三日条。
- (9) 統日本後記、承和元年八月十日条。
- (10) 統日本後紀、承和三年九月十九日条。
- (11) 造東大寺所に関する資料には「番上工」の身分にある工人は出見しない。しかし「長上工」が出見するのであるから、天平時代の制にてらして、当然「長上工」の下に「番上工」の身分もあつたと考えねばならない。長上工は考限六年の待遇をうける上級技術者で、番上工は考限八年の待遇をうける一般技術者である。
- (12) 大日本古文書、四ノ二三九以下頻出。
- (13) 日本後記、弘仁六年七月六日条。
- (14) 大日本古文書、四ノ二六〇。
- (15) 続々群書類従本「東大寺要録」第七には、「修二箇多聞天事」として、「(上略)仍令寺家長上從八位神氏勝助、工鴨道往、三嶋首磨等六人、廿餘人凡工、從承和五年六月八日一起首五十箇日間奉直(下略)」とある。

- (16) 平安遺文六三所収の「造東大寺司所記文案」には、「寺家長上從八位上神氏勝、助工鴨道往、三嶋首磨等、率二十餘人凡工」とある。
- (17) 日本三代実録、貞觀九年四月四日条、および東大寺要録第十、「御頭修理事」その他。
- (18) 東大寺要録第三、「御頭供養日記」。
- (19) 東大寺要録第三、「惠運僧都記録文」。
- (20) たとえば、天平宝字六年八月廿七日付の、造石山院所に参加した工人労働帳(大日本古文書、十五ノ二三七)には、「木工未選」として穂積河内、丈部真犬、秦広津ら三名の名をあげている。「未選」は「番上工」の下に位置する身分で、やがて正規の司工となりうる資格があつた。
- (21) 平安遺文三〇。
- (22) 註(4)参照。
- (23) 平安遺文三一。
- (24) 「使丁」は長上工、番上工などの技術者の下にあつて雑役を担当したが、別の機会には高度の技術的作業をおこなうこともあつた。
- (25) 大河直躬前掲論文「造東大寺所と修理所」。
- (26) 造香山薬師寺所に関する文書(大日本古文書、五ノ二二八、一九三、三七九、など)には、造東大寺司長官坂上守寸犬養、次官園中連公麻呂以下、造東大寺司所屬の判官、主典などの職員が署名を加えており、造香山薬師寺所が造東大寺司の管轄下にある一機構として設置されたことがわかる。
- (27) 福山敬男「奈良時代に於ける法華寺の造營」(「日本建築史の研究」所収)。
- (28) 大日本古文書、十六ノ三一四。
- (29) 本尊盧舎那仏の表現的特色は、一面では、相好の表現や、肩部から胸部にかけての量感のととのえ方などに、天平彫刻に特有の調和と均衡の精神を内面から破る豊満さと、激しい意志の動きへの志向が芽生えていることは否定できないが、他面、身体各部のプロポーションのとらえ方、および身にまとう納衣の処置などには、現実的諸要素を調和と均衡の原理によ

つてととのえようとす古典的特色、(すなわち、東大寺三丁堂諸像に共通する特色)がなお根強く存在していると判断しなくてはならない。

(30) たとえば(註26)参照。また、天平宝字六年の造石山院所なども例にあげうるだろう。

(31) 東大寺要録第七所収「大佛後築山事」。

(32) すなわち、一、「御尻」が一尺三寸八分折窪んだこと。二、像高が八寸減じたこと。三、「裂碎」した個所が「長広増益」したこと。四、新しく四処が裂碎したこと。五、面が西方へ六寸傾いたこと、など。

(33) 文徳実録第七、斉衡二年五月廿三日条。および東大寺要録第三、「御頭供養會」。同第十、「大佛御頭落事」。

(34) 東大寺要録第三、「御頭供養會」。および同十、「大佛御頭落事」。

(35) 文徳実録第十、天安二年四月十九日条。

(36) (註17)参照。

(37) 東大寺要録第三、「御佛供養會」。

(38) 東大寺要録第七、「講堂供養事日記文」。

(39) (註6)参照。

(40) (註6)参照。

(41) (註6)参照。

(42) (註6)参照。

(43) 東大寺要録第十、「講堂修理事」。

(44) 東大寺要録第十。

(45) 東大寺要録第十には、毘沙門、提頭頼吒両天王修理に関して、仁和五年と、延喜七、十年の年記を有する諸記録を取めているが、これを仁和より延喜まで連続した一度の修理と解するよりも、仁和、延喜の二度にわたる修理と考えることが正しいかも知れない。

(46) 東大寺要録第十には、毘沙門、提頭頼吒両天王修理に関して、仁和五年と、延喜七、十年の年記を有する諸記録を取めているが、これを仁和より延喜まで連続した一度の修理と解するよりも、仁和、延喜の二度にわたる修理と考えることが正しいかも知れない。

(47) 東大寺要録第十。

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

(48) 東大寺要録第十。

(49) 後述する東大寺要録第七所収の「実忠廿九箇條事」には、実忠の技術的能力とその業績を強調する諸事件を記載するが、そのなかで、長上工などの諸工匠が技術的困難を理由に造営を辞退したいくつかの記事を収録している。このことは、造東大寺所における具体的な技術的指導が、基本的に、長上工などの諸工匠の手によつてなされていたことを物語つてい

(50) たとえば、画師の場合では、天平勝宝四年閏三月十八日にはじまつた「六宗厨子彩色」では四十一名の画師が参加し(三ノ五六六、十二ノ三四三)、

天平宝字二年三月の「大仏殿須理板彩色」には三十六名の画師が(四ノ二天五、二六七)、また天平宝字六年造石山院所において造営の検視世音菩薩一

軀、神王二軀、磯座一条の彩色には二名の画師が参加した(五ノ二七二、十五ノ四四四)。仏師の場合は、天平宝字四年六月におこなわれた「丈六觀世音菩薩像」造立には七名の仏師が参加し(四ノ四三〇)、また、前記宝字六年

の造石山院所における造仏には三名の仏師が参加した(五ノ二五二、二七二)。

(51) 本間正義「天平時代の仏師と造仏所」(仏教藝術十六号)。

(52) 拙稿「造東大寺司における工人組織について」(仏教藝術五十五号)。

(53) 東大寺要録第二所収の「大仏殿碑文」には、「大鑄師從五位下高市真因、從五位下高市真磨、從五位下柿本小玉」とある。

(54) 造東大寺司所属の工人が東大寺以外の諸造営に参加することは、第一章に考察のように造東大寺司の通常のあり方であつたといつてよい。したがつて、実忠が諸工人を率いて新薬師寺、および西大寺造営に参加したのも、この通常のあり方にしたがうものといわなくてはならない。この東大寺

要録に所収の諸記載から、実忠が時勢をみるに敏なマキャヴェリアンであつたと解することには疑問がある(前非寛養、杉山三郎「実忠和尙造営」美術史叢

(55) 造西大寺司の存在については、続日本紀神護景雲元年八月廿九日の記載、「從四位下佐伯宿弥今毛人為三左大弁」造西大寺長官如故」によつて

わかるし、また、造西大寺司に参加した工人については、宝龜二年十月廿七日西大寺兜率天堂を構えたことにより正六位上に叙せられた英保首代作が知られる(『日本書紀』)。

(56) 拙稿「造東大寺司における工人組織について」。

(57) 拙稿「造東大寺司における工人組織」の付表による。

(58) 大日本古文書、十五ノ二三七所収の「造石山院所勞劇帳」、および四ノ五二五、五ノ一一一、二二二、その他。

(59) 「実忠廿九箇條事」の一項は、延暦廿年実忠が大仏御背修理にたづさはつたことを記載するが、その際、実忠は「率工匠等、自身往至於伊賀袖、造出心奉レ間様」、并令造雜材木」とあり、その作業内容が木工関係の作事であつたことを推定させる。

(60) 「実忠廿九箇條事」が勅録された弘仁六年まで、廿八年間、大仏殿は「動搖」なし、とする記載から逆算。

(61) 密教においては、阿闍梨はみずから図像の制作者であり、創造者であることが求められたようである。金剛智三藏について「歴代名画記卷九」はつぎのように記載している。「僧金剛智三藏は獅子園の人なり。西域の仏像を能くし運筆は持重なり。常の画の擬すべきにあらず。東京の広福寺の木塔の下の素像(塑像)はみな三藏が様(原型)をおこすと」。

(62) 筒井寛秀、杉山二郎「実忠和尚覚書」(美術史四十九号)。

(63) 修理別当は東大寺に在籍する僧侶のなかから任命され、知事の上位にあつて、東大寺を代表する資格で造寺所を管理することを任務とした。

(64) 前述したように、大規模な修理造営の必要際には臨時の造寺司が置かれて、長官以下、次官、判官、主典などの律令制的組織がたてられ(たとえば、延暦十七年の造東大寺講堂司の場合)、造寺司に参加した工人の上日数ががくに報告されることもあつた(たとえば、延長七年東大寺造佛所に出席した漆工指前貞朝の場合「類聚符資抄十」)。したがつて、ここでは、なお国家的統制が強く反映したという一面の存在が考えられなくてはならない。それに反して、造

東大寺所の場合は、修理造営に際して国から檢校をうける必要があつたとはいへ、東大寺僧知事、および修理別当などの管理にまかせられるという点において、よりつよく「東大寺工房」的の性格を帯びはじめていたといつてよい。

(65) 前述のように、「造東大寺所」に関する初見の資料は延暦十五年八月二日の年記を有し、三綱より「造寺務所」に宛てた文書(平安遺文十四)であるが、実忠はこのときすでに「上座」として署名を加えており、造東大寺所の創設の当初からふかく関係していたことを推定させる。

(66) 足立康「上醍醐薬師三尊像と會理僧都」(日本彫刻史研究)所収。蓮実重康「上醍醐の薬師如来坐像を中心として」(『仏教美術』四十二号)。佐和隆研「聖宝とその造像」(『日本の佛教美術』所収)。西川新次「聖宝・會理とその周辺」(『国華』八十八)。その他。

(67) 「東宝記」「東寺長者補任」は、彼の歿年を承平五年(九三五)八十四才、胸六十三としており、それより逆算して仁寿三年(八五二)の誕生が考えられる。

(68) 註(67)と同様の方法で、貞觀十五年(八七三)廿二才の出家が考えられる。

(69) 會理資料(十九)。

(70) 會理資料(四)、および(二十四)。

(71) この會理の阿闍梨としての性格は、すでに、蓮実重康前掲論文「上醍醐の薬師如来坐像を中心として」、および、西川新次前掲論文「聖宝・會理とその周辺」に同様の指摘がある。

(72) 後述するように、「東宝記」には、千手観音像の作者として、會理の作とともに、聖宝の作とする二説をあわせのせている。會理資料(七)。

(73) 和多昭夫「慈尊院弥勒菩薩像の作者」(『佛教美術』五十七号、特集「高野山の美術」)。

(74) 醍醐寺新要録も縁起の文を引いて、延喜七年會理の作としている。

(75) 會理資料(七)。

(76) 東寺食堂千手觀音立像(昭和五年の火災をうけて大破したが、そのために、かえつて後世補修の部分にかくされていた制作当初の姿をうかがうことができるようになった。像高五九三センチ、檜材の像で、その巨大な像容のために頭部から脚部にいたる心木を根幹として、その前面、および両側面からおおくの材を削ぎつけて像の表面細部の造形をほどこしている。仕上げは、表面に乾漆を重ね、布を張つて、その上から漆箔をおいている。

この像の表現の特色は、まず頭部から脚部までの身体部の立体感を、一個の塊りとして把握しようとするいわゆる塊量的表現にあるといつてよい。肩は左右に強く張り、胸部から腰部にかけての量感も固い厚味もち、重心は低く下半身に置いている。脚部にかかる衣文の処置も、厚くふかい襷をつくつて、その身体部の量感と立体感のとらえ方に適合する重量感と動感を強調するのである。相好の表情は後世の補修にわざわいされてきたかではないが、当初のものと判断される部分を通じて推定するにすぎない。なお九世紀木彫(たとえば、神護寺薬師如来立像、および元興寺薬師如来立像など)に通する重厚な表情をのこしているようである。

上醍醐寺薬師如来坐像(俗、様式的特色を異にする兩脇侍立像は除いて考え)の様式的特色も食堂千手觀音像と著しく共通するものをもっている。像高一七六センチ、檜材の像で、基本部を一本とし、膝部および両手を別木で削いでいる。強く張つた厚い肩部、胸部などに指摘される量感の捉え方は、頭部から膝部にいたる身体部を一個の塊量として捉える立体感の特色と密接に関係して、みるものを圧倒する量の大きさと重量感を示すのである。袖部、膝部にかかる衣文の処置も、その身体部の立体感と量感の捉え方にマッチしてふかく動的な襷をきざんでいる。両の手もよりあがつて太い。相好の表情に指摘される特色も、右の身体部および衣文の表現に合致するように、意志の強さと、重厚な気分をもっている。

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

これら二軀に指摘される塊量的な立体感、および重量感あふれる量感の捉え方、動的な衣文の処置、さらには重厚な相好の表現などにはふかい類似性が指摘されるといわねばならない。しかも、その相好にみられる類似性、すなわち、やゝ上方にカーヴする眼形、つき出した唇、角ばつた頬の張りなどのあらわし方、さらには、手の表現にみられる類似性、すなわち、ぼつてりとふくらんだ掌から急に細まる指のあらわし方などは、それらが同時代に造立されたという同時代的共通性を越える、より密接な關係を示していると考えねばならない。これらの類似性は、むしろ、兩像が同一の仏師集団によつて制作された事実に拠るものではないかと推定したのである。

(77) 會理資料(四)。(二、千四)。

(78) 會理資料(十一)。

(79) 會理資料(十二)。

(80) 會理資料(十六)。

(81) 東大寺講堂安置の諸仏、すなわち千手觀音、地藏、虚空蔵の三軀は、はじめ天平十九年に造立された。材質はいずれも乾漆造りで、像高は、前者が二丈五尺、後二者が一丈であつた。したがつて、延喜十七年の再興に際しても、同法量で再興されたと推定することが穩当である。これは、平安時代初期にあつては例のない巨像といつてよい。

(82) 類聚符宣抄第十(国史大系第五十七卷)。

(83) 檜前貞則については、同じく類聚符宣抄第十所収の承平元年九月廿五日の宣旨は、造醍醐寺所に漆工として出仕していたことを記載しており、彼が漆工であつたことがわかる。

(84) 拙稿前掲論文「造東大寺における工人組織について」。

(85) 陸奥国、磐城国などの東北地方には丈部(はせつかべ)の姓を名のる豪族がおおく勢力をはつていた(大部分は天平末期から平安初期にかけて、阿部陸奥臣、阿部公直臣、阿部安原臣、阿部信美臣、阿部素直臣、上毛野陸奥臣、下毛野陸奥臣などの姓を賜

ついで「続日本紀、続日本後期、三代実徳」。天平時代の造東大寺司に参加した大部姓の工人に、三名の画師（父部葛嶋、山村、浜止）、一名の木工（父部實大）が出見するが、これら工人は、あるいは東北地方に割拠した前記丈部氏の出身をもち、造東大寺司廃止後、出身地に帰国して中央文化をこの地方に伝播させる役割をはたす結果になつたのではないかと推定も可能である。

勝常寺薬師三尊像の表現的特色に天平的諸特色が指摘されるといふ事実も、右のごとき技術的背景があつて可能だつたのではなからうか。勝常寺像については、佐藤昭夫「勝常寺薬師三尊像考」（美術史廿二）を参照。

(86) 新薬師寺については、「新薬師寺の造営未だ終らずにより東大寺の封戸を入れる」（延暦十二年一七九三）とする「東大寺要録」第六の記載からわかるし、西大寺、法華寺、薬師寺などについては、「薬師寺、西大寺木工長各二人、法華寺木工長上一人を停む」とする「類聚三代格」大同三年の記事により、このころまで造営が続いていたことが推定できる。

(87) 東・西両寺は平安遷都と同時に建立に着手されたと考えられる。「東大寺要録」第六の記載は、東西二寺建立のために、延暦十二年東大寺の食封戸を割いて施入したとし、また、「東室記」第一は、「延暦十五年甲子、以大納言伊勢人、為造寺長官、建東西二寺」と記している。しかし、この二記事については異説がある（赤松俊秀「初期の東寺」仏教美術四十七号、特集「公開された東寺の美術」）。創建当初の東寺の本尊は、金堂安置の丈六薬師如来坐像で、左右に各八尺の日光・月光両脇侍を安置、本尊光背上部に七体の化仏を、下部には左右六軀の十二神将を配する珍らしい形式であつたといふ（東室記第一）。

(88) 天平彫刻の作風展開は、まず養老二年（七二八）ごろの制作が推定される薬師寺薬師三尊像においてその初期的成立がとめられ、ついで天平年間末年の三月堂不空羂索観音立像、および同堂日光月光像にその典型的作風が完成したと考えられる。それ以後の諸作品の作風的特色は、天平的作風から平安初期作風へのいわば過渡的段階にあるといつてよい。宝字年間

の制作が推定される唐招提寺金堂盧遮那仏像の作風的特色は、天平的作風の枠内にありながら、やがて平安初期彫刻に連らなる感覚的・動的作風を内在していると考えなくてはならない。

(89) この問題については、昭和三十九年度美術史学会全国大会（東京教育大学）において研究発表をおこなつた。詳細をほぶきたい。

(90) 広隆寺阿彌陀如来坐像の表現的特色は、平安初期彫刻に共通する量の大きさと、それに付随する気宇の深さをもちながら、反面、像のプロポーション、立体感の捉え方には調和と均衡を基本的原理とする天平彫刻の表現的伝統をつよくのこしている事実を見のがすわけにはゆかない。「廣隆寺來由記」によれば、この像の造立に関与したのは大安寺僧賢證であつたといわれ、南都寺院に存続した天平的伝統のつよい技術と技術者によつて制作されたことも推定できよう。

(91) 日本で制作された密教彫刻のもつともはやい記録は、弘仁十年の制作になる金剛峯寺旧金堂の七仏であつた。写真から判断するかぎり、七仏中の金剛王像には、豊満で女性的・感覚的表現、すなわち密教的作風が顕著である。しかし現存する遺品中では、東寺講堂諸像が密教的作風のもつとも原初的な姿をのこしていると考えてよい。東寺講堂諸像については、拙稿「東寺講堂諸像における教義とその表現」（美術史五十四号）で論じた。

(92) 後二者の作風の成立については別の機会に論じたことがある。拙稿「天平末期より平安初期への彫刻史の展開——木彫の成立——」（美術史五十一号、研究発表要旨）。また、前二者の作風的特色については、天平時代の技術的伝統との密接な関係が推定可能である。まず、(1)の南都諸寺院を中心とする保守的な作風の特徴からは、その背後に、天平時代の造東大寺司に所属していた仏師たちと共通する機構的組織の中で、保守的な意識をもつて諸造営を担当した仏師集団の存在が推定されるし、(2)の東寺講堂諸像をはじめとする密教彫刻を制作した仏師たちについても、別の観点から、天平彫刻の技術的伝統とのふかい関係が推察できるのである。



東寺講堂諸像には、たしかに天平彫刻と一線を劃して考えるべき図像的・作風の創造が顯著である。まず、図像的には、須弥壇中央に大日五仏・右(東)に五菩薩、左(西)に五大明王、東西に梵天・帝釈天、四方に四天王など廿一尊を安置し、これら諸尊の特異な配置によつて、密教の最高神である大日如来を中心とする密教の世界観を曼荼羅的に形象化している点、まさに密教彫刻に独自の創造といわなくてはならないし、作風のいづつても、女性的・官能的ともいふべき豊満な身体表現を強調する感覚的作風には、天平彫刻と一線を劃すべき創造が指摘されなくてはならない。

他方、これら作風的特色を創造しえた講堂諸像の技術面を考察するならば、まず一木彫成で彫り出した上から要所に乾漆を盛り、さらに厚めの彩色を加えて(五菩薩像は漆箱、四天王像はのぞ)肉身部の豊満な表現を強調するのである。この技術的特色は、あきらかに天平末期の諸像(たとえば、聖林寺十一面観音像などの木心乾漆像)の技術的特色を踏襲するものであり、その点、講堂諸像と、天平末期の諸彫刻との間に密接な技術的関係が指摘される必要がある(この問題については、西川新次氏の同様の指摘がある。「東寺講堂の諸仏」(國華七八二頁)。「天長・承和期のみほとけ」(角川版世界美術全集、日本図、平安上所収)。そして右に指摘された事実から、天平末期の木心乾漆像と東寺講堂諸像との間には、技術的特色を同じくする同一系統の仏師の存在が推定可能である。したがつて、東寺諸像などの初期密教彫刻は、技術的には天平的伝統をうけついで諸仏師が、新来の密教図像や仏画などを学んで密教的作風というあたらしい彫刻作風の創造をはたしたものと考へねばならぬだろう。

このことは、初期密教絵画を制作した画師の場合についても指摘可能である。入唐求法をおえた最澄、空海は、延暦廿四年および翌大同元年と相ついで帰朝するのであるが、その際、密教絵画に熟達した画師をとまなつていたとする記録はない。したがつて、初期密教絵画は、天平時代の造東大寺司、画工司などの官工房に所属して活躍していた画師たちの手によつ

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

て開花したと考へねばならない。唐より帰國した最澄は、その年(延暦廿四年)たたちに高雄山寺に法壇を建立し、初の密教灌頂会を修するのである。その修会に使用する密教絵画の制作について、「叡山大師伝」はつぎのよう記載している。「因茲、於高雄山寺、始建立法壇、設備法會、勅使小野朝臣守檢校諸事、勅召畫工上首等廿餘人、敬圖毗盧遮那佛像一幅、大曼荼羅一幅、寶蓋一幅、又繕寫佛菩薩神主、像幡五十余幅」。「畫工上首」については詳細を知りえないが、天平時代の造東大寺司に参加していた画工のなかに三名の上姓の画工を見出す。画工司長上工上牛養(介)(大日本書紀、四ノ三八、二六五、二七一、三五七)、造東大寺司画師上楯万呂(四ノ二六九、五ノ二四一、十三ノ一〇九、十六ノ三二九、十七ノ一一一その他)、および里画師上村主宮万呂(四ノ三三八、二天四、二七二、三五〇)の三名である。上氏は百濟系の帰化人で、河内國を中心に分布し、一部は右京(宮方呂、牛養や近江(熊方呂)などに分れたものもいた。天平時代の有力画師氏族であつた河内画師もこの上氏からの派生氏族と考へられる。天平時代、官工房において活躍した上姓の画師と、「畫工上首」との関係については推定の境でないが、もし両者を同系氏族と考へうるならば、ここにも、天平時代の画師と、初期密教絵画を制作した画師との間に存在する技術的伝統が想定できるだろう。

會理資料

一、〔血脉類集記第二〕(真言宗全集第三十九)

會理 年五十四。金剛界受宗叡。胎藏界受大イ禪念少僧都。廣隆寺別當。崩三十五。給工。二長者。承平五年十二月二十四日入滅。八十一。或入滅日不ニ分明一云々。

(裏書) 會理事 次第云

俗氏不ニ分明一。宗叡受法ノ弟子也。延長六年閏八月二十八日任ニ權律師一。同十二月加ニ長者一。承平五年十月少僧都。或入滅日不ニ分明一云々。

(裏書) 禪念事

慈恩寺律師。入唐。延喜八年七月二十一日卒。宗叡一禪念一玄靜一神日已上師資官位與列レ之私加レ之。世捐或本世増

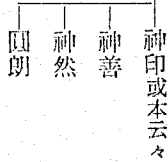
修澄

玄機

會理僧都

禪彦也イ

玄靜水尾阿闍梨



寂照然イ

二、〔野澤血脉集卷第三〕(真言宗全集第三十九)

第十二。寬平法皇御誕生五十六代清和帝貞觀九年也

(中略)

付法十三人

法三宮

寬運

會理年五十四

延徹

(下略)

元東寺凡僧別當。後任ニ律師一。加ニ東寺長者一。證記云。胎受ニ禪念一。金受ニ宗叡一。承平五年十二月二十四日寂。八十一。

三、〔東寺長者補任〕(群書類從本)

(會理に關する項を摘出)

延長六年戊子 權律師會理。

延長七年己丑 權律師會理。

延長八年庚寅 權律師會理。後七日法行之。

承平元年辛卯 權律師會理。十月廿七日轉正。

承平二年壬辰 律師會理。後七日法行之。

承平三年癸巳 律師會理。

承平四年甲午 律師會理。  
承平五年乙未 律師會理。十月十三日任權少僧部。宣命。十二月廿四日卒。八十四。

四、「東寺長者補任第一」(統々群書類従本)

(會理に關する項を摘出)

延長六年 權律師會理眞言宗東大寺。

延長七年 權律師會理。

延長八年 權律師會理後七日法。

九月廿二日於廣隆寺令修孔雀經法、御藥御祈也、依爲御神事於禁中不修之、彼寺當養者方之故也、請僧廿一口七箇日不斷奉仕、李部重王記云、延長八年七月十五日主上御惱、自九月廿一日可始行孔雀經法、主上云、發向伊勢弊使不可出七日、齋日在近、不可於禁法事、右少辨公忠奏曰、事已始行不可停廢、將廣隆寺令奉修、上件寺當養者故也、其法會會理律師爲阿闍梨請僧廿一口、七箇日不斷奉仕、第二日退位、結願次日崩御、

承平元年 權律師會理同日轉正宣命。

承平二年 律師會理後七日。

承平三年 律師會理

承平四年 律師會理

承平五年 律師會理

(十月十二日)任權少僧都宣命、十二月廿四日卒、六十二、宗淑

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

聖寶兩僧正弟子、禪念律師入壇資、重受、延喜十五年十二月廿五日任東寺凡僧別當、延長六年閏八月廿六日任權律師宣命、木佛繪像共究竟云々、

五、「僧綱補任第二」(大日本佛教全書本)

(會理に關する項を摘出)

延長六年戊子 權律師會理六月廿八日任眞言宗。東寺。

延長七年己丑 權律師會理任二東寺別當。

延長八年庚寅 權律師會理東寺別當。

承平元年辛卯 權律師會理同日轉正。東寺別當。

承平二年壬辰 律師會理別當。

承平三年癸巳 律師會理東寺別當。

承平四年甲午 律師會理東寺別當。

承平五年乙未 律師會理十二月十二日任權少僧部。十二月廿七日入滅。〔卷六十七〕

六、「東宝記第一 食堂」(統々群書類従本)

或記云、食堂事、奉安置丈六立像千手觀音、大師御作云々、本佛既爲御作、堂舍定大師御時被建立歟。

或説、千手非御作、先德云、千手會理僧都作云々。

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

七、〔東宝記第一 食堂〕(統々群書類従本)

一、本尊形像付壇下

(中略)

私云、常依爲「食堂」、大師御在世不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>本尊之安置<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>聖僧<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>主座<sub>一</sub>、件聖僧大師御作云々、千手觀音、不詳<sub>二</sub>安置由来<sub>一</sub>、此千手作者有多説、或云、聖賢御作、或云、會理僧都作云々。

八、〔東大寺要録卷十〕(統々群書類従本)

延喜七年八月廿三日遣<sub>二</sub>傳燈大法師位會理於東大寺<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>檢<sub>二</sub>毘沙門天提頭頼吨天并天王像修理<sub>一</sub>。九月於<sub>二</sub>大藏省<sub>一</sub>遺<sub>二</sub>草<sub>一</sub>二枚墨四十五延宛<sub>二</sub>東大寺毘沙門天提頭頼吨天并両天王像修理料<sub>一</sub>。

九、〔醍醐寺縁起〕(群書類従本)

(上略)〔而〕稍鳥唱<sub>二</sub>三寶<sub>一</sub>。尊師彌流<sub>二</sub>感涙<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時上<sub>二</sub>奏此由<sub>一</sub>。

延喜上皇殊有<sub>二</sub>敬感<sub>一</sub>。奉<sub>二</sub>爲除病延命<sub>一</sub>造<sub>二</sub>營根本堂舍<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>安置<sub>二</sub>藥師如来像<sub>一</sub>。惠利僧都作

十、〔醍醐寺新要録第一 藥師堂篇〕

一本尊事

會理僧都作事

縁起云、延喜七年、尊師奏ニ依テ山上藥師堂五大堂。建立シテ御願寺ト成ケリ。藥師像ハ會理僧都作、薄ニハ公家御沙汰トメ閻浮壇金

ヲサレケルト申傳タリ。

十一、〔東宝記第四〕(統々群書類従本)

一字多法皇於<sub>二</sub>東寺<sub>一</sub>御授與事

延喜八年戊辰五月三日癸酉、鬼宿、土曜、滅門、禪定法皇、御年四於東寺灌頂院令<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>傳法職位法三親王眞寂<sub>一</sub>、法皇御子、年三十五、會理年五十四、藤三十四、貞慶、年四十三、藤九延敏、藤三十四、玄照、年卅四、已上同藤卅五、日傳授、此日寛空入<sub>二</sub>灌頂壇<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>金剛輪并云云、已上寛信法務記、略抄<sub>レ</sub>之

十二、〔東大寺要録第四〕(統々群書類従本)

日本感靈録

(中略)

延喜十七年丁丑十二月一日夜自<sub>二</sub>西室<sub>一</sub>二室<sub>一</sub>失<sub>レ</sub>火講堂三面僧房燒亡午時別當權律師觀宥檢校觀賢僧正件講堂千手觀音并挾持虚空藏地藏各一鉢佛師會理阿闍梨任<sub>二</sub>律師<sub>一</sub>小佛師五十餘人也。東賜土處究藏西地藏云々

十三、〔眞信公記〕(統々群書類従本)

延喜廿年十月廿六日、□□中概□振三度、右近師所<sub>レ</sub>聞也、令<sub>二</sub>會理行<sub>一</sub>東寺<sub>遺方</sub>造塔事者、此宣言仰<sub>二</sub>淑<sub>一</sub>、是□法室召<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰也。

十四、〔叡岳要記上〕(群書類従本)

常行三昧堂

葺檜皮五間堂一宇。在三四孫庇。

堂上有金銅如意寶珠形。四方列〔圖〕九品淨土并大師等御影。

安〔靈〕金色阿彌陀佛坐像一軀。同四柱菩薩像〔各〕一軀。

或記云。胎藏彌陀五佛像。依相應和尚勸進東大寺會理阿闍梨所

造。本在「虛空藏尾」。元慶七年相應和尚依「慈覺大師遺命」移此地〔畢〕云。

十五、〔扶桑略記〕（國史大系本）

延長三年八月廿三日癸未。勅。於勸修寺奉〔風子〕為母后〔被〕修御法

事。以〔彼〕寺別當濟宗法師為權律師。法會請僧百口。以東寺

會理法師為咒願。以〔僧〕正增命法師為講師。聽者流淚。無不〔發〕心。〔下略〕

十六、〔東大寺別當次第〕（群書類從本）

第四十代權律師延做

延長二年二月卅日官符。三師宗。正〔聖〕。實僧正實。本寺東南院。親〔觀〕。有秩講院。長統氏。左京人。去延

喜十一年維摩講師。十八年二月廿日任律師。延長四年講堂御佛造

立。佛師五十餘人。大佛師會理阿闍梨〔任〕律師〔下略〕。

十七、〔扶桑略記〕（國史大系本）

平安時代初期における工人組織についての一考察（清水）

延長五年十月廿六日。供「義東大寺講堂」。或記云。請僧千人、講

師經賀任〔大〕僧都。讀師長海任〔少〕僧都。咒願觀賀任〔權〕僧正。三

禮觀宿任〔大〕僧都。俱會理。散華寬印。已上二人任〔少〕僧都。堂遠

安靈任〔權〕律師。〔已上〕

十八、〔醍醐寺雜事記第三〕

一醍醐天皇崩御事紀淑光記

延長八年從七月中句不豫九月廿二日壬午天皇有御讓位事廿七日丁亥

々三就先皇御車遷御於右近衛府大將曹司廿八日戊子是夜太上法皇為

勞間先皇留宿于右近府廿九日上皇受於山座主三歸三聚淨戒等未就崩

於右近府〔春秋〕四十六

十月十日庚子亥四就奉葬於醍醐寺北笠取山西方四面八十町〔東西八町〕

穴深九尺方廣三丈投倉高四尺三寸縱廣各一丈。魏孝子及右大臣從御

與後皆在行障內御前僧冊口在行障前天台西塔院主仁照奉仕御導師基

繼僧都奉仕咒願諸寺念佛僧八十六所央路設幕擊鐘念佛英明朝臣中右

大臣自宇多院有仰云醍醐勸修寺僧數召候山陵奉仕念佛并臣暨倍陵邊

行其事者爰濟高律師仁俊元方壹定法師候陵三日奉仕念佛云々。

念佛僧綱〔齋〕會理。凡僧十八人〔恩〕定助〔真〕定延〔定〕延〔清〕延〔行〕延〔下略〕。

十九、〔醍醐寺雜事記第三〕

一〔李〕部王記云延長九年九月廿四日今上奉為先皇御周忌於醍醐寺修

御齋會傳聞其儀也行事所安置金彩阿彌陀佛觀世音菩薩得大勢菩薩像

并三昧於本堂御前壇上上各懸天蓋列立白鍔平文花机於佛前備佛供香

花等堂南廂立高座二基堂南庇安置金字法華經及阿彌陀經紺紙水精軸  
納金銀平文

下机概加同講師濟高律師 讀師貞宗 咒願會理律師入堂衆二百口三禮平  
源

仁觀散花平塞（下略）  
一在其中

二十、〔醍醐寺新要録第六〕

一被行延喜之御忌事

（李部王）記云、延長九年。九月廿四日、今上奉爲先皇御周忌、於

醍醐寺、修御齋會、傳聞其儀也。行事所安置金彩阿彌陀佛・觀世音

菩薩・得大勢菩薩像并三昧於本堂御前壇上、々各懸天蓋、列立白鍔

平文花机於佛前、○堂南廂立高座二基、堂南庇安置金字法花經及阿

彌陀經紺紙水精軸、納金銀、  
平文機、加同下机、○堂中及禮堂、設二百僧座、○南中門

内壇、敷入禮公卿座中、門左右廊、設諸大夫座、經藏・鐘樓北廊

對、設式部省座、東西中門北廊、設堂童子座、○其北對設圖書座、

左右幡竿、懸七層大幡長五丈、上在蓋、々四角、懸小幡、其大幡層

下、又懸西小幡、諸幡手足皆有金銅鈴是幡先帝所始造、  
行命令畢其功也、未時叩鐘入

堂、公卿及所司各着座、是日雨降、講讀師興、入東西中門、留軒

廊、○講師濟高律師、讀師貞宗、咒願會理律師、入堂衆二百口三禮  
平源

仁觀散花平（下略）  
塞、一在其中

二十一、〔醍醐寺新要録第二〕

一被置年分度者二人事

僧綱牒醍醐寺司

應置年分度者二人事

三論宗一人 眞言宗一人

牒、玄蕃寮牒儀、治部省符儀、被太政官今年六月三日符儀、彼岸座

主十禪傳燈大法師位貞崇奏狀儀云、依件行之者、僧綱寮狀者、牒送

如件、寺宣承知、依件行之、故牒。

承平元年七月廿一日 從儀師密住

小僧都 權威儀師在判

權律師 威儀師

權律師會理 威儀師

律師延善 威儀師

權律師 威儀師

律師 威儀師永有

（下略）

二十二、〔覺禪抄後七日〕（佛教全書本）

○後七日

○内裏加持水

(中略)

濟高律師延長七年

會理律師承平二年

貞崇僧都二度承平七、天慶二、

寬空僧正三度天曆四、同五、天德五、

二十三、〔東大寺要錄第四〕(續々群書類従本)

日本感靈錄

(中略)

承平五年五月六日講堂供養請僧千人

萬僧供 九寺僧 專寺 興福寺 元興寺 大安寺 藥師寺 西大寺

法隆寺 天王寺 延曆寺 定者八人禪微兼イ 靜藏 眞修 勝源 玄念

源雲 晴基 檀海

納百廿人 甲百廿人 梵音百廿人 錫杖百廿人

讚衆百人

七僧

講師□賀少僧都 任權大僧都

讀師長海律師 任少僧都

咒願觀賢權大僧都任權僧正

三禮觀有少僧都 任大僧都

平安時代初期における工人組織についての一考察(清水)

唄 會理律師 任少僧都

散華寛印律師 任少僧都

堂達安靈 任律師

別當貞勝律師 任少僧都

二十四、〔東宝記第二 灌頂院〕(續々群書類従本)

一堂内梵字并祖師影像

或記云、(梵字二字)兩字大師御筆、或人云、峯數筆云々、祖師影

像會理僧都筆、又說云、貞崇僧都筆云々、勸修寺類秘抄云、東寺諸

師影、禪譽律師云、貞崇律師令繪云々、

(中略)

隆海法印記云、南壁(梵字二字)字、濟高僧都筆云々、

私云、梵字并影像筆者、諸說不同、未知實說、梵字大師御筆者

非无疑、大師御在世間未終造功、豈及壁板梵字沙汰乎、

云峯數筆之說有其謂歟、次祖師影像、會理貞崇兩說之内、會理

之說宜歟、木像繪堪其藝之旨、所載彼傳也、會理峯數共以宗叡

僧正弟子也、兩人有談合、梵字者、峯數書之、影像者、會理書

之歟、爲師範故、殊圖加宗叡僧正影歟、(下略)

一祖師名字

(中略)

勸修寺類秘抄云、

東寺北壁影、

弘法大師、入唐三御子、檜尾僧都、惠運僧都、貞觀僧正、眞然僧正、源仁僧都、

禪林僧正、峯毀僧都、於寛運園梨房寫レ之、

已上以寛信法務自筆記レ寫レ之畢、

私云、脇士像一々不詳其名字、舊記所載綴以如斯、抑禪林

僧正門資數輩、會理僧都殊所以圖レ加峯毀禪念兩人影レ者、峯毀僧

都者、號禪林寺後僧都、爲門徒貫首、故圖レ之歟、

昌泰元年、峯毀加任長者、或記、寛平七年十二月廿九日加任云

々、延喜八年四月廿九日入滅、年七十四、會理、延長六年加任、從三

延喜八年至今年經廿一年、承平五年十二月廿四日入滅、年八

十三、又彼會理者、宗寂聖寶兩僧正弟子、隨禪念律師、重受灌

頂、爲受法師範、故令圖之歟、（下略）

二十五、〔瑜祇祕要決第二〕（眞言宗全集第五）

率都婆印御素木加持事

（上略）

或云畿南山中院小塔、眞然、建立三十尊、柱繪、會理僧都筆也。此

經灌頂印信大師御筆法性塔云々。私拜彼塔圖。金龜上寶

塔。棟上中心、柱有五輪。非九輪。又四方角立獨股。五

股塔印義也。會理僧都禪念律師弟子。寛平法皇重受傳法之人也

云々。

二十六、〔七大寺日記〕（續群書類從本）

一東大寺。

大佛殿。

中尊盧舍那。脇士二體。如意輪、虛空藏。

繡佛二舖内。聖觀音、高六丈也。不空羅

口傳云。柱繪惠理僧都之筆也。索、但不可思議像也。

四天王并柱繪等可見。（下略）

二十七、〔七大寺巡禮私記〕（福山敏男氏の校訂「建築史五ノ二

六」による）

東大寺

一、東大寺高廣丈尺柱戸棟等事、

大佛殿一字二重高十二丈六尺、或云十二丈一尺四寸、東西長廿九丈、南北廣十七丈、

七間四面、有雲層、仍二蓋、下十一間、中間三丈、次左右四間各二

六尺、次左右四、柱八十四本、末口徑三尺、廿八本、長各廿八本、長各六丈

廿八本、長各三丈、皆有繪、口傳云、惠理僧都筆跡云云、



### 三、平安末期における造仏の一例

私工房

——「久寿二年、丈六阿弥陀仏像支度注文案」の場合——

清水善三

はじめに

「平安遺文」第十卷に、久寿二年（一一五五）八月の年記を有する「丈六像座筋支度注文案」（補遺八〇）、および「丈六金色阿弥陀仏像支度注文案」（補遺八一）なる二通の文書を収録している。<sup>注1</sup> 両文書は、同一の丈六阿弥陀坐像一軀を造立するに必要な材料と技術者の賃金を請求する文書である。まず「補八一」では、「御身御衣木料」、「光料」、「座料」、「御頭料」（螺髪の顔料、および肉髻と白毫）、「塗料」（漆）、「砂金」（箔金）などの項目について必要な材料を請求し、ついでそれらを使用して造営する技術者（仏師、鍛冶、漆工、金工など）の食料・功銭を算えあげている。請求者はこの造営の技術的責任者と推定される「能登講師慶興」である。つづく「補八〇」文書は、台座を裝飾するための材料と、その技術者の食料・賃金を請求する文書で、請求者は同じくこの作業の責任者（筋仏師）と推定される「散位藤原末弘」である。

文書の内容については理解しがたい個所もあるが、なによりも欠落のない完結した文書であるので、平安末期における造像の實際を

知る上に便利である。以下、両文書を検討することによって、まず、(一)丈六仏、光背、台座の形式・構造を復元し、(二)ついで材料費、工人数、造営期間、工人の賃金などを二、三の類例と比較検討することによって推定し、(三)最後に、「丈六仏」の造営にたずさわった仏師とその工房について少しく考察を加えたい。

#### 一、「丈六阿弥陀像」の復元

##### I 仏像の形式と構造

以下、「丈六仏」の形式・構造を文書に列挙する材料と対比させながら復元する（文書中のアラビア数字、ローマ数字は筆者による<sup>注2</sup>）。

○補八一 丈六金色阿弥陀仏像支度注文案

注進 丈六皆金色阿弥陀御支度事

合

##### I 一、御身御衣木料

(1) 尺七寸木五枝<sup>長各一丈</sup> 二枝前面斬  
一枝膝斬 二枝背斬

代千五百疋枝別三百疋

(2) 尺五寸木二枝長各七尺 左右肩斬

代四百疋枝別二百疋

(3) 尺七寸木一枝長五尺 左右股根新

代百五十疋

(4) 尺二寸木一枝長一丈五尺 御手等新

代二百五十疋

(5) 尺九寸二枝長各二丈 手并膝付木新

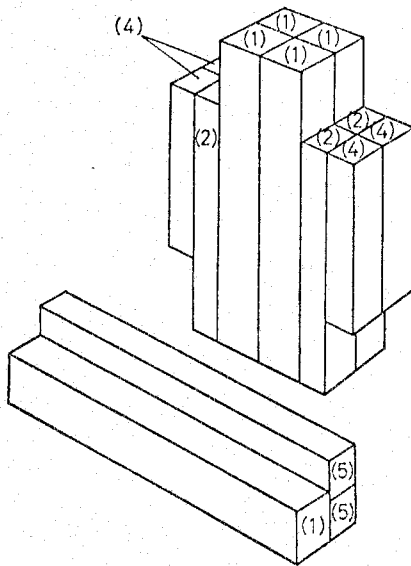
代五百疋各二百五十疋

仏師食新乃米伍拾斛

単功怪物三千五百疋

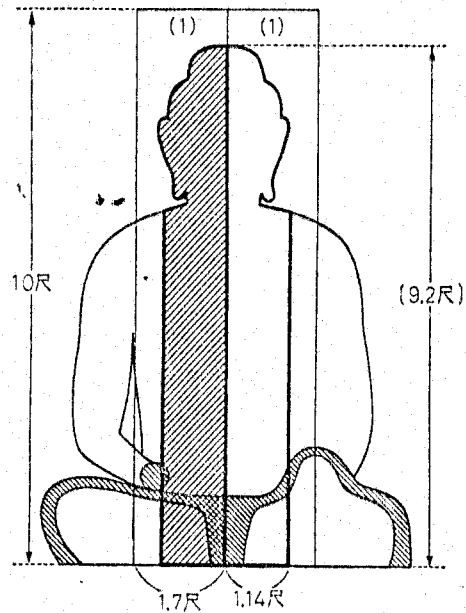
まず、(1)「尺七寸木五枝長各二丈」である。「尺七寸」の表示は、当時の用法では「方一尺七寸の断面を有する角材」のことと解されるから、「尺七寸木長一丈」の角材五枝<sup>注3</sup>を使って身体<sup>注4</sup>の根幹部と膝の主要部をつくる。割注に「二枝前面新」とあるから、構造図(図1・2

(図1) 「丈六仏」の構造図



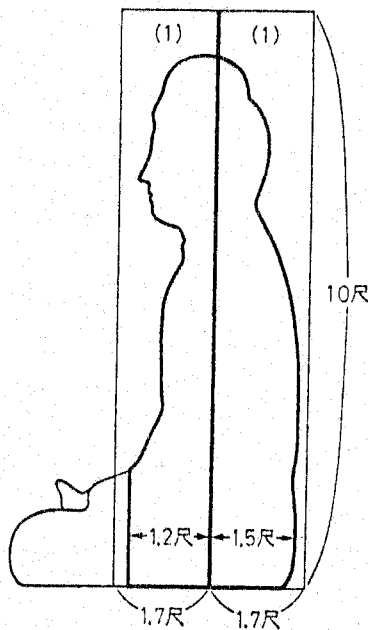
( )の番号は材料の番号と共通

(図2)



( )の数字は鳳凰堂像の寸法

(図3)



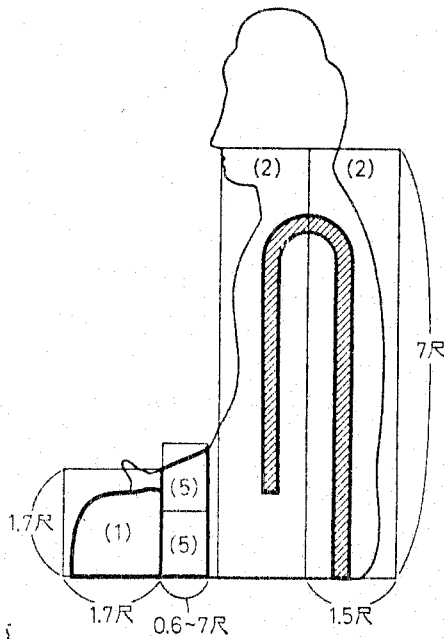
・3)の如く二材を正中線で突き合わせ、頭部先端から胴部・腰部をふくめて軀部前面部を共木で彫り出す。平安後期における丈六阿弥陀坐像の像高は九尺三寸前後が通例であるから、<sup>注5</sup>文書の「丈六仏」もほぼ同程度の像高であったのであろう。うぎに、割注の「二枝背

「新」を使って身体根幹部の背面をつくる。正面は前面材と同じく正中線で左右に縦矧ぎ、側面は耳の線で前面材と矧ぎ合わす。

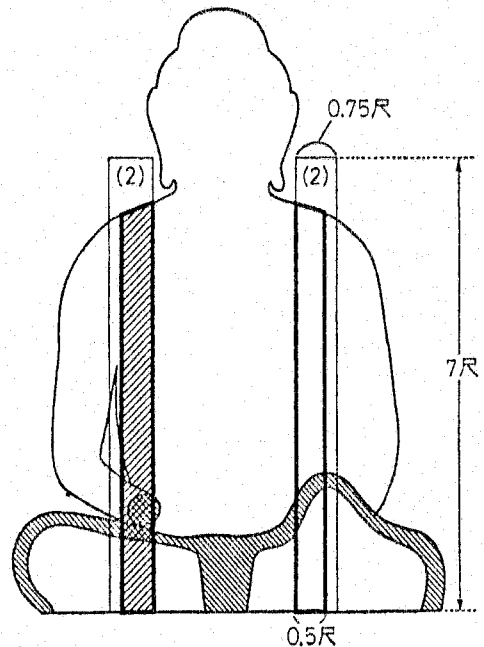
割注「一枝膝新」を横に用いて結跏趺座する膝の前半部（袈先を除く）とする（図4）。その場合、膝の後半部（身体の根幹部と矧ぎ合わす部分）が不足するから、(5)「尺九寸二枝長各二丈 手并膝付木新」の一枝で補う。「尺九寸」は当時の用法では「一辺が九寸乃至一尺程度の方形の断面を有する角材」と解されるから、二丈の長さを二分し、二段積みとして使用すれば可能である（図4）。

(2)「尺五寸木二枝長各七尺 左右肩新」は身体根幹部と肩両端部の間に挿入する材であろう。「尺五寸木」を縦に二分し、幅七寸五分、奥行三尺の材として使用する（図4・5）。(3)「尺七寸木一枝長五尺左右股根新」は身体根幹部と膝の横木を矧ぐとき腰の左右を

(図4)



(図5)



埋める材、いわゆる三角材であろう。二分して、長二尺五寸木として使用する。(4)「尺二寸木一枝長一丈五尺御手等新」は肩両端部から上臑部をつくる材、(5)「尺九寸二枝」ののこる一枝は下臑部、掌などの材であろう。

以上によって、「丈六仏」の形式・構造の大様が判明する。像高九尺余の坐像形式、構造は、頭部と胸部をふくめた根幹部を別木四材で縦矧ぎ、左右に幅五寸程度の材（身体根幹部と肩両端との間の部分）を寄せ、さらに両肩部、上臑部を別木で矧ぎつける。膝は三材を横に矧ぐ構造である。このうち、頭部と胸部を共木でつくり正中線で左右に別木矧ぎとする構造は鳳凰堂如来像と一致し、身体根幹部と肩両端部との間に別材を挿入する構造は法界寺阿弥陀像のそ

れに類似する。膝を二材、もしくは三材で横に短くのも通常の方法である。

## II 光背の形式

一、光斬但飛天光 化仏十三躰飛天十五躰支度

(1) 三寸半板八枚長一丈五尺 身光実斬

代八百疋枚別百疋

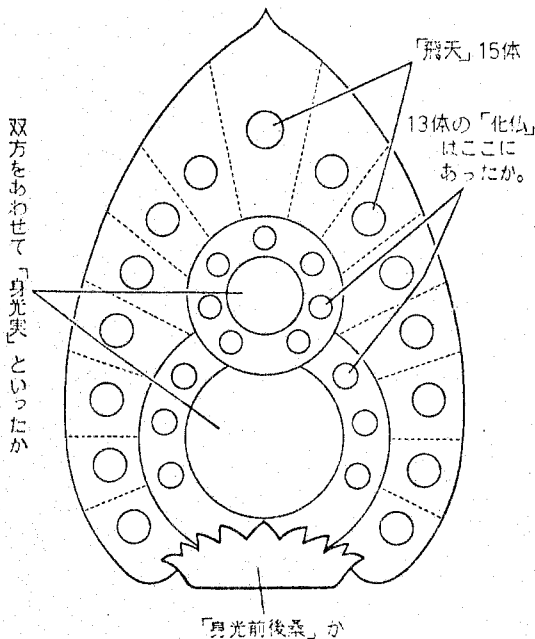
(2) 同寸法板二枚長八尺 同前後桑斬

代百疋枚別五十疋

(3) 五寸半板八枚長一丈 光延飛天十五躰斬

代千二百疋各百五十疋

(図6) 「丈六仏」の光背



(4) 八九寸木三枝長一丈五尺 化仏十三躰

代三百疋各百疋

仏師食斬乃米參拾陸斛 輕物千九百八十疋之内

身光食斬八石 輕物三百疋

飛天十五躰 食斬十五石躰別一石宛

輕物九百疋躰別六十疋宛

化仏十三躰 食斬十三石躰別一石宛

輕物七百八十疋躰別六十疋宛

光背の形式は、割注によって、飛天光背の形式で十三体の化仏と十五体の飛天を配していたことがわかる。まず(1)「身光実斬」は身光中央部の蓮実を指すのではなく、いまの名称でいえば頭光・身光部の円相部をあわせていうのであろう(図6)。「三寸半板」の表示は「三寸半の厚みを有する板状の材」を示す。この場合、幅の指定はないが、結果的に「三寸半板」で一尺二寸程度、「五寸半板」で一尺六寸程度の幅があれば各部の造作は可能となる(光脚部については後述)。鳳凰堂像および法界寺像の円相部はいずれも頭光・身光を通して縦材を短くしている。「丈六仏」も同じ構造になるとして、長一丈一尺、幅一尺二寸程度の板八枚を縦に短くすれば可能である。頭光・身光中央の八葉花卉、および円相周縁部の幅輪は浮彫で彫出する。

(2)「同寸法板二枚長八尺同前後桑斬」は光脚の材であろう。「桑」は光脚の表面に施す「藻文」のことか。鳳凰堂像の光脚は長六・九尺であるから八尺材は適当である。ただし前述の如く三寸半板の幅を一尺二寸程度と前提すれば、鳳凰堂像の光脚の高さ(一尺六寸)

に対しかなり背の低い光脚となる。もし「丈六仏」の光脚高を鳳凰堂像、法界寺像と同程度であったとすれば、三寸半板の幅を一尺二寸程度とする前提は再考しなくてはならない。

光縁部は(3)「五寸半板八枚長一丈光延飛天十五躰斬」とあるから、透彫りの雲気文や天衣と厚浮彫の飛天を共木から彫り出す構造であったらしい。法界寺像の光縁部は各飛天(最上部は宝珠と独鈷)を中央に配した十五の放射状の区割から成っているから、「丈六仏」の場合もこの方法によるとして、「五寸半板長一丈」八枚(幅一尺六寸程度と推定)を二分し(計十六枚)、光縁部の十五区割をつくる。

つぎに(4)「八九寸木」(一辺が八乃至九寸程度の正方形の断面を有する角材)長一丈五尺三枝を五等分して化仏十三軀を彫出する。<sup>注9</sup>

ところで、十三軀の化仏は光背のどの部分に懸けられていたか。

平安時代の遺品で飛天と化仏の双方を懸ける光背の例はない。文献では、鳥羽勝光明院丈六阿弥陀如来<sup>(保延二年三月供養)</sup>の光背の場合、十二光仏を「内光」(頭光・身光の円相部をいうか)に付け、廿五菩薩を「縁光」に付けたとする記録が参考になる。飛天光背以外では、三千院阿弥陀三尊像の中尊光背が光縁中に十三化仏をつけ、さらに頭光・身光円相部の周縁にそれぞれ七個と六個(計十三個)の円板を配し梵字各一遍を記している。<sup>注11</sup>「丈六仏」の場合も三千院像に近い形式であったのであろう(図6)。

### III 台座の形式

#### III 一、座斬

(1) 八九寸木四枝長一丈三尺 大座竿斬  
代三百廿疋各八十疋

(2) 八九寸木一枝長一丈 軽物代六十疋

(3) 三寸半板三枚長二丈 大座羽板斬

代三百九十疋各百卅疋

(4) 七八寸木三枚各二丈 同壁之斬

代三百疋各百疋

(5) 八九寸木二枚長二丈 立樽床斬

代二百疋各百疋

(6) 同寸木二枚長二丈 臥樽床斬

代二百疋各百疋

(7) 同寸木二枚長一丈八尺 臥花斬

代百六十疋各八十疋

(8) 七八寸木二枚長一丈八尺 花帷竿斬<sup>(マフ)</sup>

代百六十疋各八十疋

(9) 二寸半板六枚長七尺 花帷面斬<sup>(マフ)</sup>

代三百疋各五十疋

(10) 七八寸木二枚長一丈尺 花帷ソハノ料<sup>(マフ)</sup>

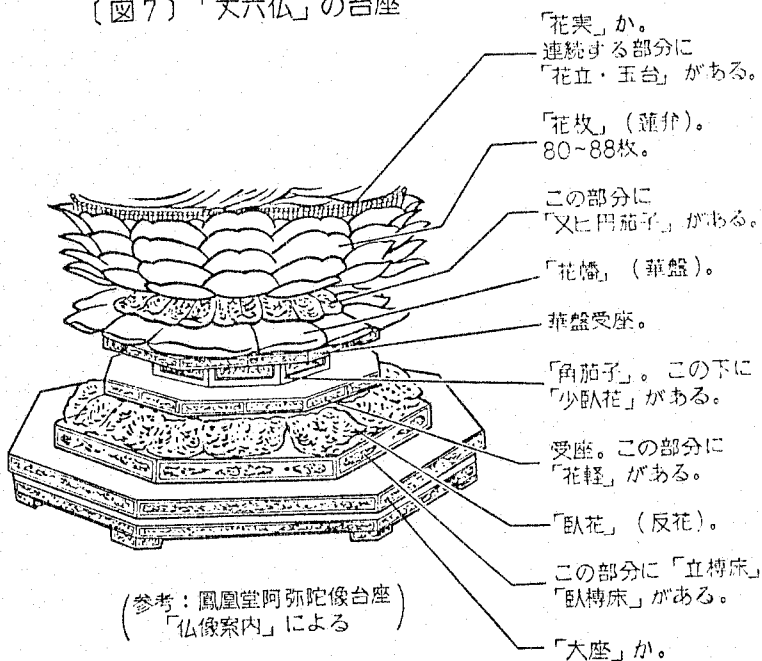
代百四十疋各七十疋

(11) 七八寸木一枝長二丈 少臥花斬

代百疋

(12) 三寸半板三枚長一丈五尺角加子并竿斬

〔図7〕「大六仏」の台座



(参考：鳳凰堂阿弥陀像台座  
「仏像案内」による)

「花実」か。  
連続する部分に  
「花立・玉台」がある。

「花枚」(蓮弁)。  
80~88枚。

この部分に  
「又ヒ門茄子」がある。

「花幟」(華盤)。

華盤受座。

「角茄子」。この下に  
「少臥花」がある。

受座。この部分に  
「花輕」がある。

「臥花」(反花)。

この部分に「立樽床」  
「臥樽床」がある。

「大座」か。

- 代三百疋各百疋
- (19) 五寸半板五枚長八尺 花幡料
- 代六百疋各百疋
- (14) 八九寸木二枚長一丈 又ヒ門加子新

代百廿疋各六十疋

- (15) 三寸半板二枚長二丈 花実竿料

代二百六十疋各百世疋

- (16) 同寸板八枚長九尺 花実面斬

代四百八十疋各六十疋

- (17) 五寸半板一枚長一丈 花実尻斬

代百五十疋

- (18) 四寸半板十枚長一丈五尺 花実ソハノ料

代二千疋各二百疋

- (19) 五寸半板十三枚長二丈 花平九十枚料

代三千九百疋各三百疋

- (20) 七八寸木二枚長二丈 花立并玉臺料

代二百疋各百疋

- (21) 檜樽廿寸 エリ物料代二百疋

仏師食料乃米參拾斛

単功二千五百三十疋

文書は台座の下部から上部へと順次記述されている。まず(1)~(4)の「大座」は八角の框座である(図7)。とすれば、(1)「大座竿料」は「竿」を「棧」と解して框座の内部で井桁に組む梓組に用いる。(2)「八九寸木一枚長一丈」は井桁の先端部を支えるつめ木の材か。八等分し、長一尺五寸として使用する。(3)「三寸半板三枚長二丈大座羽板斬」は八角框座の上部表面を張る板、また(4)「七八寸木三枚

同各二丈壁之新<sup>注12</sup>は八角框座の側面をつくる材と考えられるが、構造の詳細は不明である。

(5)の「立樽床<sup>たちくね</sup>新」、(6)の「臥樽床<sup>ふせくね</sup>新」ははっきりしない。鳳凰堂像その他の台座では框座と反花(臥花)との間に八角の上框座があり、法界寺像、法金剛院像、峯定寺千手観音像(久寿元年一一五四)など十二世紀の台座では、八角上框座の上部にさらに藻文(宝相華文)を配した「はまぐり座」がある。「丈六仏」の文書にいう「立樽床」が「上框座」に相当し、また「臥樽床」が法界寺像、法金剛院像などにみられる「はまぐり座」を指していたかどうか、あるいは「立樽床」、「臥樽床」とよばれるまったく別形式の部分があったかどうか不明である。

(7)「臥花」は反花である。鳳凰堂像の構造に準じて、「八九寸木二枚長一丈八尺」を四等分して八角環をつくり蓮華文の浮彫を施す。この場合、鳳凰堂像に比して幅はやや狭いが腰の高い反花が想定され、法界寺像、法金剛院像など十二世紀阿弥陀像の反花に近い形式となる。

(8)~(10)の「花<sup>(A)</sup>軽」も不明である。(8)の「箒」は内部の棧組、(9)の「面」は上部の板張り、(10)の「ソハノ料」は「側料」(側面の板張り)と思われるが、「花<sup>(A)</sup>軽」そのものが不明である。「花<sup>(A)</sup>軽」と(12)「角加子」(八角形の敷加子)との間に(11)「少臥花」(小形の反花)がある。(7)の「臥花」と同じく八方翹ぎの構造と考えて、長二丈の材を八等分し八角環をつくる。(12)「角加子」は(14)の「円加子」に対する

もので八角形の敷加子であろう。まず「三寸半板長二丈五尺」一材を四等分して井桁の棧を組み、他の一材を八等分し(長各三尺四寸)八角框座の側面をつくる。框座の高さは材の幅(一尺二寸程度)となる。この場合、鳳凰堂像(高六寸七分)より相当高い框座が復元されるが、框座の下部は「少臥花」の環内にかくれるから、表面に出る部分は少臥花の高さとの差(約五、六寸)となる。<sup>注13</sup>

(13)「花<sup>(A)</sup>幡」は八葉形の華盤である。ここでも鳳凰堂像の構造に準じて、「五寸半板長八尺」(幅一尺六寸程度)五枚を縦翹ぎすれば可能である。鳳凰堂像(厚六寸六分)に比してやや厚みの薄い華盤となる。(14)「又ヒ円加子」は「角加子」に対する円(球)形の敷加子であろうが「又ヒ」はわからない。<sup>注14</sup>材は「八九寸木」であるから、円加子の高さは出来上り七八寸程度のものか。二枝を長四尺木三材、長三尺木二材(計五材)に切断し縦五材翹ぎとすれば法界寺像程度(径四尺)の円加子ができる。

(15)~(18)の「花<sup>(A)</sup>実」は蓮弁でふかれた蓮肉(蓮実)であろう。鳳凰堂像の構造に準じるとして、まず(15)「箒」の「三寸半板長二丈」(幅一尺二寸程度)を二分し、四材を用いて井桁に組む。(16)「花実面<sup>(A)</sup>新」は蓮肉の表面を張る板、(17)「花実尻<sup>(A)</sup>新」は蓮肉の底部を張る板か。また(18)の「花実ソハノ料」は「側面料」であろう。鳳凰堂像では井桁によってできる八区劃の側面部をそれぞれ長さの異なる二、三枚の板(計廿八枚)を用いて八方吹に張る。鳳凰堂像の側面材は出来上り厚一寸半程度であるが、反りがあるから厚四寸半板は過大ではな

かろう。<sup>注5</sup> (19)「花平」は「花杖」ともかき、蓮肉を葺く蓮弁である。

「五寸半板長二丈」(幅一尺六寸程度)十三枚を七等分して九十一枚(長二尺八寸)とし、そのうち九十枚を使って蓮弁を彫出する。蓮弁にも反りがあるから五寸半程度の厚みは必要である。蓮弁の大きさは鳳凰堂像に比して出来上りでやや幅の狭いかたちであったようであるが、長さはほぼ同程度と推定されるから、「丈六仏」の場合も鳳凰堂像のように鉄製の差金をつくって葺軸に差込んだのであろう。

ところで、九十枚の蓮弁のうち幾枚を實際に葺いたか。総数の九十枚を使用するとすれば一重十八枚、五重葺きとなる。しかし、(1)蓮弁の葺き方は、八角框座、八葉華盤と関連してその倍数である一重十六枚か二十四枚葺きが通例で十八枚葺きの例はなく、また(2)後述のように「補八〇」文書の前半部(Ⅲ)は最上段の蓮弁から吊す垂飾の材料を請求する文書であり、その数は十六組と推定できるから、台座蓮弁も一重に十六枚を葺いていたとするのが妥当である。とすれば五重で八十枚、最下段にさらに半数(八枚)の蓮弁を葺いたとして八十八枚となる。蓮弁の数が増加するのは十二世紀以降の一般的な傾向のようである。

(20)「花立并玉台」のうち、「花立」は蓮弁の鉄柄(差金)を差込むための葺軸であろうが詳細な構造はわからない。「玉台」も不明である。安楽寿院阿彌陀像の台座には円茄子の上に蓮肉を支える円板状の受座をのせている。あるいはこれを玉台といったか。いずれ

にせよ、文書の記載の仕方からみて、「花立」と「玉台」は連続する構造のものようである。

(21)「檜樽」は檜の細材。「エリ物」とあるから、台座各部の端の部分に裝飾するため(たとえば八角敷茄子の上下端や八角角に貼る框など)の材か。「寸」は「村」の略字で、「材」と同義である。<sup>注7</sup>

IV 鉄、その他

IV (1)鉄三百延 クヘカラクリウタエノ料

代六百延延別二疋

鍛冶食料乃米參斛

炭直并車功軽物五百疋

(2)牛皮二枚膠料

(1)「鉄三百延」<sup>注8</sup>を使ってつくる「クヘカラクリウタエノ料」の意味は明らかではないが、通常、木像で鉄を使用する部分は光背の光縁部を背面から裏打ちしている鉄の帯と、台座の蓮弁を葺軸に差込むための差金(鉄柄)である。鉄を加工するに必要な炭の価は鍛冶工の功銭に含めて請求している。(2)「牛皮二枚」は膠の材である。

V 顔料、その他

V 一、御頭料

(1)空青六十両 (2)紺青五十両

御頭并飛天十五躰化仏十三躰御頭料

(3)玉二果 肉髻眉間新 代五百疋

(2)「紺青」は丈六仏、飛天、化仏の頭部を彩色する上塗りの顔料、



(1)「空青」は下塗りの顔料である。<sup>注19</sup>(3)「玉三果」(水晶)は「肉髻」と「肩間」(白毫)に用いる。

## VI 漆料

### VI 一、塗料

(1)真漆肆斗五升見下

漆工食料乃米貳拾斛

単功軽物千五百疋

(2)著布十段見下 (3)十尻布五段見下

(4)糟取布二段見下

(5)絞料絹六丈見下 (6)同新綿十五兩見下<sup>(7、)</sup>

(7)掃墨一斗五升見下 (8)土器三百六十口見下

(9)糯米一石見下 (10)伊與廻三果見下

(11)青廻五果見下 (12)炭二石<sup>塗所料</sup>見下

(13)油一升見下 (14)室筵卅枚見下

(15)梶樽卅寸見下 (16)桶杓各一口

「丈六仏」は漆箔像であるから、仏像、光背、台座の各部に金箔を押すに先立ち漆の下地をつくらなくてはならない。天然の漆液である(1)「真漆」は(6)「絞料綿」にしみこませ、(5)「絞料絹」にくるんでしぼり塵埃を除去し、(12)「炭」で加熱して水分を蒸発させ(透明漆)、(13)「油」(荏の油)を加え、(7)「掃墨」(油墨)を混入して着色し塗料に用いる。<sup>注20</sup>(9)「糯米」は粉末にして混ぜ糊料として使う。<sup>注21</sup>(10)「伊与廻」(荒砥)と「青廻」(中砥)も粉末(下地粉、砥ノ粉)

にして混ぜ下地塗に使用する。(3)「十尻布」(綴り布)、(4)「糟取布」はいずれも漆を精製する過程で必要なのである。(2)「著布」は仏像などの素地に張る麻布か。(15)「梶樽」(梶の細材)は混合棒などに用いたものか。各品目の注書「見下」は「現下」の略で、「現物支給」を示す。<sup>注22</sup>

## VII 押箔料、その他

### VII 一、(1)砂金陸拾兩 押箔料

(2)金一兩 打料 焼料 (3)炭一石代十疋

単功五疋 (4)塩一升代一疋

延料三疋 (5)紙二帖代四疋

食料乃米四斗

已上一兩打料軽物廿三疋

食料四斗

并陸拾兩打料軽物千三百八十疋

食料乃宋廿四石

(6)色皮五枚薄番料 (7)子リ絹四丈ヲシ口料

右、注進如件

久寿二年八月日 能登講師慶興

この部門は、(1)「砂金六拾兩」を用いて金箔をつくる作業と、(2)「金一兩」を用いて用途不詳(後述)の延板をつくる作業に分れる。砂金は(6)「色皮」(白牛皮か)にはきみ槌で徐々にうちのばしてつくる。箔の厚さや大きさによって異なるが、通常、練金一兩から四百

枚乃至六百枚の箔がつくられた。<sup>注23</sup>精練度の低い砂金の場合、練金の最低四百枚程度がつくられたとすれば一万六千枚となる。これらの金箔は仏像、光背、台座各部の漆地の上に貼り「綿」で押して固定されたが、仏像の主要部には幾重にも重ねて押されるのが普通であった。<sup>注24</sup>

これに対して(2)「金一両」の作業はより複雑な工程を必要としたらしく、(3)の「炭火」を使って加熱し特殊なかたちの延板に成形されたようである。(5)「紙二帖」はやはり間に延板をはさんで打ったのであろう(この工人を金熨工というか)。延板の形状ははっきりしないが、阿弥陀仏の胸部にあらわす「卍」印とも考えられる。<sup>注25</sup>(7)「子リ綿」(練綿か)と(4)「塩」も金の成形の過程で必要なのであろう。

Ⅷ 台座裝飾

○補八〇 丈六像座筋支度注文案

注進 丈六一躰座筋支事<sup>(度脱之)</sup>

Ⅷ 合 十六葉也、

- (1) 曳懸十六枚 枚別十五疋 并二百四十疋
- (2) 遊玉十六枚 枚別二百疋 并三千二百疋
- (3) 大円節十六枚 枚別四十疋 并六百卅疋
- (4) 同集節卅二枚 枚別卅疋 并九百六十疋
- (5) 次円節卅二枚 枚別卅疋 并六百卅疋
- (6) 中葉節卅二枚 枚別十五疋 并四百八十疋
- (7) 間露節卅二枚 枚別十五疋 并四百八十疋

- (8) 次小節三十二枚 枚別八疋 并二百五十六疋
  - (9) 脇葉節卅二枚 枚別六疋 并百九十二疋
  - (10) 同円節六十四枚 枚別六疋 并三百八十四疋
  - (11) 同葉節百廿八枚 枚別五疋 并六百四十疋
  - (12) 同円節二百廿四枚 枚別四疋 并八百九十六疋
  - (13) 炎火料十六枚 花覆輪 枚別卅疋 并三百廿疋
  - (14) 間露節打新卅二枚 枚別五疋 并百六十疋
  - (15) 脇中火打九十六枚 枚別二疋 并百九十二疋
  - (16) 小火打五百十二枚 枚別一疋 并五百十二疋
  - (17) 末天鈴十六口 口別卅疋 并四百八十疋
  - (18) 脇鈴六十四口 口別五疋 并三百廿疋
  - (19) 露笠三百廿蓋 定別一蓋 并三百廿疋
  - (20) 銅薄十五枚 枚別十疋 并百五十疋
  - (21) 同押薄三百枚 定別二枚 并百五十疋
  - (22) 大系金三百筋 定別一筋 并三百疋
  - (23) 同中千筋 定別三筋 并三百卅疋
  - (24) 同小千筋 定別五筋 并二百疋
- 已上、銅明金水銀炭直、單功食料加定、
- (25) 大瑠璃囊卅二口 口別廿疋 并六百卅疋
  - (26) 太ラ、大玉二百卅果 果別三疋 并六百九十疋
  - (27) 露三百廿果 果別五疋 并六百疋
  - (28) 色々大玉千五百果 果別一疋 并千五百疋

- (29) 同中玉六千果 正別五果 并二千二百足  
 (30) 同小玉二万果 正別十果 并二千足

IX 一、同花幡宝羅網支度

- (1) 大組節八組 組別八十足 并六百四十足  
 (2) 足組節百六十組 一組十足 并千六百足  
 (3) 殊宝卅二枚 枚別六足 并百九十二足  
 (4) 手節六十四枚 枚別四足 并三百五十六足  
 (5) 末大火打八枚 枚別十足 除覆輪定 并八十足  
 (6) 小火打三百五十二枚 正別一枚 并三百五十二足 口別十足  
 (7) 末大鈴卅二口 并三百廿足 口別二足  
 (8) 小鈴百六十口 并三百廿足 正別一蓋  
 (9) 露笠二百蓋 并二百足  
 (10) 帽額八枚 枚別百足 并八百足  
 (11) 辻節二百九十枚 枚別五足 并千四百五十足 口別七足  
 (12) 末大鈴廿四口 并百六十八足 口別三足  
 (13) 目鈴百廿八口 并三百八十四足 枚別四足  
 (14) 末大火打卅二枚 并百廿八足 枚別二足  
 (15) 目火打百六十枚 并三百廿足 枚別八足  
 (16) 末節六十四枚 并五百十二足 枚別四足  
 (17) 目節二百六十四枚 并千五百十六足 蓋別一足  
 (18) 露笠百廿蓋 并百廿足  
 (19) 中糸金千二百筋 并四百足 正別三筋

- (20) 銅薄十二枚 枚別十足 并百二十足  
 (21) 同押薄二百四十枚 并百廿足

已上銅明金水銀炭直、単功食料加定、

- (22) 大琉璃壺八口 口別廿足 并百六十足  
 (23) 太ラ、大玉卅二果 果別三足 并九十六足 手居料  
 (24) 中玉四千果 并八百足 正別五果  
 (25) 色々小玉二万果 正別十果 并二千足  
 (26) 露三百廿果 果別五足 并千六百足  
 飭仏師食料乃米貳拾解  
 単功二千足

右、所注進如件、

久寿二年八月日 散位藤原末弘

「丈六像座筋支度注文案」(補遺八〇)は「補遺八一」文書の台座を莊嚴する材料の請求文書である。文書の内容は前半(Ⅷ)と後半(Ⅸ)に分かれる。

まず前半(Ⅷ)について。文書には裝飾品の形状・数量とその使用場所についての記載はない。しかし、(イ)文書の初頭に「合六葉」とあること、(ロ)材料の数量がすべて十六の倍数であること、さらには後述のように、(ハ)その形状が種々の金属具やガラス玉を銅減金した針金に通してつくった瓔珞状の垂飾であったらしいことを考え合わせると、同じ形状の垂飾が十六組つくられたことは確かである。瓔珞状の垂飾をつけうる台座の部分は、八葉華盤を除けば蓮

弁以外にはない。十一世紀以降、丈六阿弥陀像の蓮弁は一重十六枚  
葎きが普通であるから、十六組の垂飾は最上段の蓮弁先端に懸けて  
用いたと考えられる。

これら各材料の材質、形状については不明なものが多い。(1)「曳  
懸」は垂飾を蓮弁から吊るための金具のことか。(2)「遊玉」は非常  
に高価であるから水晶製の玉とも考えられる。あるいは「曳懸」に  
付属する裝飾か。(3)「大円節」から(12)「脇円節」までは円形、葉状、  
露状など種々のかたちにつくりだした金属板であろう。「節」は上

と下、左と右のものを継ぐ役目を果すものの意か。上下、左右に針  
金を結んでガラス玉を通し、さらに他の「節」と連結していたので  
あろう。(13)～(18)も同じくいろいろのかたちにつくりだした金属板で  
あろう。(19)「露笠」は(27)のガラス製の「露」玉の上にかぶせる蓋状  
の金属具である。

(20)「銅薄十五枚」は(22)～(24)の「糸金」(針金)を銅減金するため  
の料。銅薄を水銀に溶かしてアマルガム(合金)とし、目的物に塗  
布したのち炭火で水銀を蒸発させる。この場合、銅減金されたのが  
(22)～(24)の「糸金」のみか、もしくは(1)～(18)までのあるものも減金さ  
れたのか、文書からはわからない。(21)「銅押薄三百枚」も(1)～(19)ま  
でのあるものを飾るために使われたのであろう。(22)～(24)の大、中、  
小の「糸金」は(1)～(19)までの部品をつなぎ、(25)～(30)までのガラス玉  
を通して垂飾をつくる針金である。

(25)～(30)はガラス玉らしいが、(25)「大瑠璃壺」の「壺」と、(26)「太

ララ大玉」の「太ララ」の意味はよくわからない。(27)「露」は垂飾  
の最下端に吊る水滴状のガラス玉、(28)～(30)「色々玉」は二色以上を  
配して模様をあらわすいわゆる蜻蛉玉をいうのであろう。

文書の後半(Ⅷ)は「一、座花幡宝羅網支度」とあるから、「花幡」  
(華盤)の周囲に吊る「羅網」、すなわち網状の垂飾である。材料  
の数量がいずれも八の倍数であるから、垂飾は八組で、それらを華  
盤の八葉部から吊りさげ相互に結んで網状(カーテン状)としてい  
たらしい。

列举されている材料のうち、前半(Ⅷ)の蓮弁垂飾に名がみえず  
「羅網」にのみ用いられるものは、まず(2)「足組節」、(4)「手節」、(5)  
「辻節」、(16)「末節」、(17)「目節」などである。いずれも針金に結ん  
で垂飾をつくる板状の金属具と思われるが、その形状はわからない。  
ただ(5)「辻節」については、ガラス玉に「辻玉」と呼ばれる丸玉が  
あり、二本の孔をT字形あるいは十字形に穿ち紐を通して念珠や瓔  
珞の交叉部に用いているから、「辻節」も同様の用途をもつものだろ  
う。(3)「珠寶」は安価な材料であるから珠形をした板金か。(10)「帽  
額」もわからない。ガラス玉では(22)「大瑠璃壺」の「壺」の意味が  
不明である。(20)「銅薄」を用いて(19)「中糸金」あるいは(1)～(18)のあ  
るものを銅減金し、また「銅押薄」を用いてやはり(1)～(18)のあるも  
のを荘厳したことは前半(Ⅷ)の場合と同様である。

## 二、経済的考察

I 材料費

二通の支度文書は、各部の材料を列挙したあと現物支給される一  
部の材料・工具をのぞき材料の価を絹(軽物)で請求している。単位  
は疋である。<sup>注4</sup>これを整理すれば表Iとなる。もっとも高額の費用を

〔表I〕 久寿2年(1155)丈六仏造立材料代・功銭

部 門	材 料 代	功 銭	合 計
御 衣 木 料	2800疋 ( 5.5%)	3500疋(26.1%)	6300疋 ( 9.8%)
光 料	2400疋 ( 4.7%)	1980疋(14.8%)	4380疋 ( 6.8%)
座 料	10340疋 (20.3%)	2530疋(18.9%)	12870疋 (20 %)
鉄 料	600疋 ( 1.2%)	500疋( 3.7%)	1100疋 ( 1.7%)
御 頭 料	500疋 ( 1 %)	?	500疋 ( 0.8%)
塗 (漆) 料	漆4斗5升(現物)	1500疋(11.2%)	1500疋 ( 2.3%)
薄 料	砂金60両(現物)	1380疋(10.3%)	1380疋 ( 2.1%)
(記印相か)	金 1 両(現物)	23疋( 0.2%)	23疋 (0.03%)
座 筋	34370疋 (67.4%)	2000疋(14.9%)	36370疋 (56.5%)
合 計	51010疋	13413疋	64423疋

〔表II〕 久寿2年(1155)丈六仏造立工人食料・功銭

部 門	職 種	食 料	延人員 (1斗)	単功 (軽物)	1人1日功銭
御 衣 木 料	仏 師	50石(27.4%)	1250人	3500疋(26 %)	2.8 疋
光 料	"	35石(19.2%)	900人	1980疋(14.8%)	2.2 疋
座 料	"	30石(16.4%)	750人	2530疋(18.9%)	3.37疋
鉄 料	鍛 冶	3石(1.64%)	75人	500疋( 3.7%)	6.6疋 (炭をよくむ)
塗 (漆) 料	塗 師	20石(11 %)	500人	1500疋(11.2%)	3 疋
薄 料	薄 師	24石(13.2%)	600人	1380疋(10.3%)	2.3 疋
(記印相か)	金鋳工	4斗(0.2 %)	10人	23疋( 0.2%)	2.3 疋
座 筋	筋仏師	20石(11 %)	500人	2000疋(14.9%)	4 疋
合 計		182石4斗	4585人	13413疋	平均2.95疋 (鉄工をのぞく)

要する部門は「座筋」で総額の六七%を越える。垂師の材料である  
金属具やガラス類、それに銅減金の費用は当時非常に高価であった  
ことがわかる。第二は「座料」(二〇%)で、御衣木料(五・五%)  
の約四倍に及ぶ。台座は御衣木料とちがって三寸半、五寸半程度の  
板材を多く使用する。当時の板の製材は、木

にくさびやのみを打ち込んで割る方法によっ  
ていたから、<sup>注5</sup>相当の労力を必要とし石高に比  
して高価となつたのであろう。「御頭料」(一  
%)が「御衣木料」の約六分の一、「光料」  
の五分の一に及ぶことも注意される。

II 工人数、造営期間

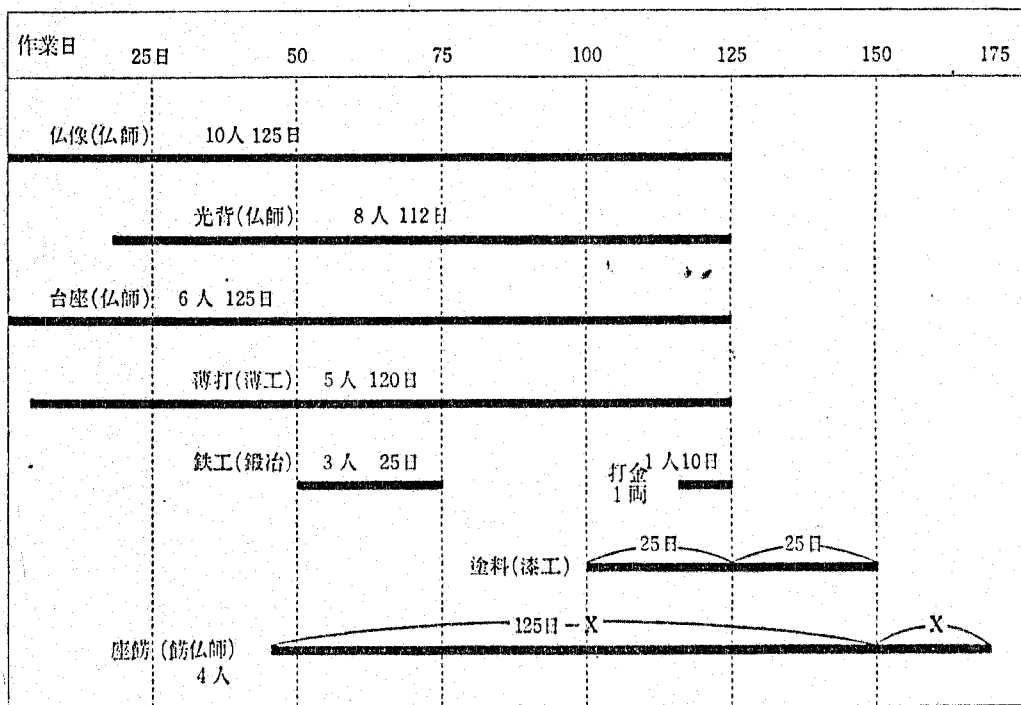
「支度文書」では工人の賃金を、各部門毎に  
食糧米と功銭(単功、絹布)に分けて請求  
している(表II)。文書では各部門の総計を  
記すのみで工人一人の単価は明記しない。そ  
こでやや時代は降るが、建保七年(一二一九)  
の「長谷寺観音再建記録」にならって一人一  
日四升の食糧米が支給されたと仮定すると、  
食糧米の総計を四升で除したものが各部門に  
参加した工人の延人員となる(表II)。結果は  
「御衣木料」が一二五〇人を算えてもともと  
多く、ついで光背、台座、薄料(砂金打料)、

塗料、座筋の順である。

平安後期には丈六仏一軀を造立するために、通常十名前後の仏師が集団を構成している。<sup>注37</sup>「丈六仏」造営でも慶興（後述）以下十名の仏師が参加したとすると、要した造立期間は一二五日となる（表Ⅲ）。他方、光背、台座も仏像と並行して制作されほぼ同時に完成されたと考えて、光背は八人の御光仏師が参加して一二二日、台座は六人で一二五日となる。同じくこの間三人の鍛冶が約二五日を費して光背の光縁部を裏打ちする鉄帯や蓮華の差金をつくる作業を行い、五人の薄工が一二〇日を要して砂金六十兩を打ち、薄に加工した。<sup>注38</sup>金一兩を使い「卍」印（推定）をつくる作業（延十人）も、一名もしくは二名の工人（金熨工）によって並行して行われたであろう。他方、「塗料」は漆工を十名と仮定して五〇日の作業となる。<sup>注39</sup>その半数（廿五日）を要して真漆の精製を行い、仏像、光背、台座など木作の終了後、のこる二五日を使って金箔を押しした。四名の筋仏師<sup>注40</sup>も右の諸作業と並行しながら一二五日の大半を費して瓔珞状の垂飾をつくり、他部門の作業が一切終了した段階でそれらの垂飾を蓮弁・華盤にかけて荘厳し、すべての造営が完成した（表Ⅲ、蓮弁・華盤を荘厳する期間をX日とする）。以上、もともと短い工期を想定して一五〇日乃至一六〇日の造立期間となる。

ところで丈六仏一軀を造立し、一切の荘嚴を加えて完成するに要した五ヵ月余の工期は、一木彫成像の造立期間に比すれば驚くべき短期間というべきであろう。それにもかかわらず、平安後期・鎌倉

〔表Ⅲ〕 丈六仏造立経過



時代においては、大工房を主唱する仏師たちが多数の小仏師を指揮して多数の仏像をさらに驚くべき短期間に造立する例が多くなる。

たとえば、万寿三年（一〇二六）中宮威子の泰准を祈願して等身釈迦以下廿七鉢仏が造立された際には、仏師定朝は小仏師一二五名を率いてわずか二ヵ月でこれを完成させ（総延人員七五〇〇人、一鉢宛二七七人）、また前出の「長谷寺観音再興」でも、当時慶派の有力仏師であった快慶は十五名の仏師を率い三十三日間という短期間に二丈六尺の巨像を完成した（仏像のみ。表Ⅳ。延人員四九五名）。

これらの諸例に比較すれば、仏師慶興を指導者とする工房は技術的な機能性の面でお未熟な段階に止まっていたと判断すべきものようである。

### Ⅲ 工人の功銭、その他

工人の賃金は食糧米と功銭（絹）の双方で支払われた。食糧米は通常、職種にかかわらず一律に与えられるが、功銭については職種によって差がある。「支度文書」は部門毎に功銭の総額を記すのみで工人一人の単価は明記しない。いまそれらの総額を工人の延人員で除せば工人一人の功銭単価が推定できる。平均は二・九五疋である（表Ⅱ）。<sup>注41</sup> 筋仏師がもっとも高く、以下台座をつくった仏師、漆工がこれにつき、御衣木仏師、御光仏師その他は平均価におよばない。筋仏師や漆工の功銭が高額であるのは作業内容の特殊性によるのであろうが、御衣木仏師の功銭（このなかには造仏の指導者慶興の功銭も含まれる）が台座造立に参加した仏師よりも安価であること

理由はよくわからない。御衣木仏師十名のなかには、技術的に熟達した仏師（したがって功銭の高い仏師）よりも経験の浅い小仏師が多数含まれていたために平均価が意外に低くなったと解すべきであろうか。

これに反し、前出の「長谷寺観音再興」では（表Ⅳ）、仏師の作料（功銭）として一日四斗四合の米が給され、<sup>注42</sup> 全工人の平均一斗九升九合を大きく上まわっている。

造立の責任者快慶は当時仏師工房のなかでもっとも勢力を誇っていた慶派の有力仏師であったから、快慶個人にはとくに高額の功銭が給され、その結果、<sup>注43</sup> 仏師功銭の平均価が高額になったと解される。それに反し仏師慶興とその工房の知名度は快慶に及ばず、したがって慶興個人の功銭もさほど高くなく、そのことが小仏師を加えた御

〔表Ⅳ〕 建保7年(1219)長谷寺観音再建造営

職種	代表者	参加人員	期間	延人員	食料(1日4升)	作料(功銭)	1人1日功銭
仏師	快慶	15人	33日	495人	19石8斗	200石(62.3%)	40.4升
御光仏師	行快か	7人	33日	231人	9石2斗4升	19石8斗4升 (6.2%)	8.6升
御光番匠	成行	5人	33日	165人	6石6斗	10石(3.1%)	6.7升
塗師	橘宗国	15人	27日	405人	16石2斗	70石(22%)	17.2升
簿師	佐伯宗長	7人	31日	217人	9石3斗	18石2斗9升 (5.7%)	12.7升
		49人		1513人	61石1斗4升	318石1斗3升	平均 19.95升

衣木仏師の平均価を塗工、飭仏師の功銭よりも安価にする理由となつたのであろう。

最後に、「丈六仏」一軀を造立するに要した総費用を概算する。材料費と工人の功銭を和したものが絹布(軽物)によって請求された総費用(六四四二三疋)である(表I)。まず気づくことは、総額に占める御衣木料の比(九・八%)が意外に少ないことである。それに反し、台座(木造部)には約二倍(二〇%)の費用が当たられ、光背、台座、座筋の合計が総費用の八二%を越えている。とりわけ総額の五七%に及ぶ費用が台座を莊嚴する金属具やガラス類に費された事実は藤原時代人の美的趣味を如実に物語るものとして興味深い。以上の絹布による支出に、砂金六十兩と金一兩、その他現物支給の材料・工具、および工人の食糧米を加えたものが丈六仏一軀を造立するに要した一切の費用である。

### 三、仏師について

#### I 散位藤原末弘

「丈六像座筋注文案」(補八〇)の請求者は「散位藤原末弘」である。(4)署名には技術者としての職種を記していないが、通常、請求文書の署名はその作業の担当者が行っている。たとえば「一尺観音勢至御筋支度」<sup>注4</sup>(建長五年七月)では「座筋」の担当者もしくはその指導者と推定される。「飭仏師橘吉弘」が署名している。したがって「丈六仏」の場合も、署名者の「散位藤原末弘」が「丈六座筋」を

担当した「飭仏師」とよばれる工芸的な技術者であると考えて間違いはあるまい。

(5)藤原末弘が「散位」<sup>注5</sup>の肩書をもつことも注意される。散位は位階がありながら特定の官職についていない官人を指す肩書で事務系、技術系の区別なく用いられたが、十一世紀以後には技術系官人の例が多くなる。彼らは当初、木工(番匠)ならば木工寮や修理職、工芸的技術者ならば内匠寮に所属して公の造営にたずさわっていたが、技術的組織の縮小や活動の衰退にともなうて官職からはなれ、その後は皇族や有力貴族の発願になる私的な(しかし多分に公的な性格をもった)造営に参加して指導的な役割を果すようになる。<sup>注6</sup>「散位藤原末弘」もその一人なのであろう。彼らが「飭仏師」なる名称でよばれるにもかかわらず例外なく俗姓を名のるのは、彼らの職分が直接仏・菩薩などの尊像の制作にかかわることのないいわば世俗的・裝飾的内容であることとともに、その出自が技術的官人であったことを物語るものであろう。「飭仏師」がいずれも「弘」字を名のることも、その事例が「末弘」「吉弘」の二例にすぎないために厳密を期しがたいが、内匠寮において、玉、ガラス、金属具など工芸的な細工にたずさわっていた特定の技術者の師弟関係を示す系譜的慣例によるのかも知れない。<sup>注6</sup>

#### II 能登講師慶興

「丈六阿弥陀仏支度注文案」(補八一)の請求者は「能登講師慶興」である。(1)この場合も署名には技術者としての職種を記していない



が、彼が「丈六仏」造立に参加した仏師の代表者であることは疑いない。造仏に必要な料物の請求を、担当の仏師もしくは仏師の棟梁が行うことは「筋仏師」の場合と同様である。<sup>注47</sup>

(9) 慶興が「講師」の肩書をもつことも、慶興の仏師としての性格を考える上に重要である。文献に名のみえる講師職の仏師は表Vの如くである。講師職は律令制度下において諸国の寺院・僧尼を監督し仏教経論の講説を勤める僧職のことで国司に準ずる権限をもっていた。したがって当初はその任用には厳しい制度が設けられ、承和四年(八三七)五階業(試業、複、維摩立義、夏講、仕講)を課すことが定まったが、十世紀以後になるとしだいに実質的な機能を失い、やがて報賞の対象として名譽職に近いかたちで技術者にも授与されるようになる。彼らは例外なく僧名の技術者で、有力寺院に所属する絵師(絵仏師)や大工、そして私的な工房を構える仏師でも有力貴族の発願になる造仏を担当した仏師などが僧侶に準じて講師職に叙されている。<sup>注48</sup> はじめて講師職を獲得した仏師は定朝の父といわれる康尚で、長徳四年(九九八)土佐講師、寛仁二年(一〇一八)近江講師となった。しかし次代の定朝以後は講師職より上級の僧職である僧綱位に叙されることが多く、法成寺造仏を遂行した定朝が治安二年(一〇二二)「外才」としてはじめて法橋位を得、ついで永承二年(一〇四七)には法眼位に叙されたのをはじめとして、後継者長勢は承暦三年(一〇七九)僧綱の最高位である法印位を獲得している。十二世紀以降では、仏師に対する僧綱位の叙位は通例のこ

ととなる。

このように、僧綱位が有力仏師の棟梁か、もしくはその上級仏師に授与されるのが通例になると、それより下級の僧職である講師職は有力仏師の中堅クラスか、傍系仏師の棟梁に授与される傾向を生む。<sup>注49</sup> 記録では、講師職の仏師で「円」「院」の字を名のる仏師は少なく、また胎内銘文によって講師職の仏師がつくったことがわかる作品には地文寺院や小寺院に安置されている彫刻が比較的多いのもこのことを物語っている(表V)。

#### 結 語 — 工房について

さて、以上知りえた二、三の結果を参照しながら、十二世紀中葉における、慶興の工房の位置について少しく考察し結論にかえたい。(1) まず技術的な面では、平安末期(十二世紀中葉)の段階においては極めて一般的な技術的内容をもつ工房であったことがわかる。

「丈六仏」の場合、像の根幹部を堅四材の別木で矧ぎ合わせ、その左右に肩中央部材を別木で寄せ、膝は三材を横に矧ぎ構造が復元されたが、この寄木法は当時としては通常の方法である。光背も、鳳凰堂像から法界寺像につながる伝統的な飛天光背の形式を踏襲しながら光中に十三光仏(化仏)を配するという時代の新傾向をもみせている。台座も、基本的には法界寺像や安楽寿院像に近い蓮台形式が想定され、平安末期における通常の傾向にしたがうものといえる。蓮弁や華盤を瓔珞状の垂飾で飾るモチーフも十二世紀以後の彫

刻にしばしばみられる傾向である。

(四)それにもかかわらず、経済的な観点からすれば、慶興の工房は、当時の彫刻界ではむしろ傍系の工房であると解した方がよいようである。(1)まず、丈六仏一軀を造立するに要した工人の延人員が類例

を大きく越える点である。当時仏像一軀を造立する集団の仏師数には基準があったようであるから(丈六仏の場合は十名前後)、このことは他の工房の造営に比較して長期間の工期を必要としたことを意味する。いかえれば、仏師集団の機能性の低さを示唆するものと解される。「円派」

〔表V〕 講師職の仏師

年号	西暦	仏師名	記事	出典
1	長徳四年 九九八	土佐講師康尚	この年、土佐講師となる	〔権記〕 長徳四・十二・廿四
2	寛仁(二) 治安二年 一〇八二	近江講師康尚	この間、関寺五丈弥勒像をつくる	関寺縁起
3	天治二年 一一二五	伊豆講師圓賢	二尺三寸千手像をつくり土地一処をうける	「平安遺文」二〇四九
4	延久元年 一〇六九	甲斐講師進明	観世音寺十一面観音像をつくる	胎内銘
5	大治五年 一一三〇	豊前講師義進(覚成坊)	大分長安寺太郎天像をつくる	〃
6	長承二年 一一三三	河内講師快俊	滋賀善明寺釈迦像をつくる	〃
7	康治三年 一一四四	丹波講師頼嚴	醍醐寺吉祥天像をつくる	醍醐雜事記
8	応保二年 一一六二	筑後講師嚴成	岡山高野神社隨身像をつくる	胎内銘
9	長寛三年 一一六五	肥後講師勝嚴	羽賀寺千手観音像をつくる	〃
10	治承三年 一一七九	武蔵講師慶円(六郎坊)	大平区千手観音像をつくる	銘札
11	寿永三年 一一八四	チクセ(筑前)講師	横蔵寺大日如来像をつくる	胎内銘
12	建久五年 一一九四	丹波講師快慶	東大寺中門二天をつくる	東大寺統要録
13	建久七、八年 一一九六、七	〃	東大寺大仏殿脇侍如意輪像をつくる	東大寺統要録
14	嘉禄二年 一二二六	近江講師経円	金剛輪寺阿弥陀像をつくる	胎内銘
15	?	講師五郎	金剛輪寺不動明王像をつくる	〃

「院派」などの流派が十一世紀末から十二世紀前半にかけて彫刻界をリードする主流工房となりえたのは、当時宮廷・貴族層から求められていた厩大な造仏の需要を、寄木造という量産に適した技法を駆使し、またその技法を効果的に生かすように仏師組織の分業化を徹底して消化したからこそ可能であったと考えてよいならば、その点慶興の工房における仏師組織の機能性

の低さは否定しがたく、慶興工房の位置を、円派、院派などの主流工房に属さない、いわば傍系の工房に属するものと考えなくてはならないだろう。

(2) 慶興をふくめた仏師の功銭が他職種の工人のそれに及ばない事実もこの想定を補う。「長谷寺観音再興」の快慶に比較して、仏師慶興の、彫刻界での著名度と社会的地位の低さがおおよそ想定できることについては既述した。

(3) 慶興が講師職に止まり、仏師として高度の社会的地位をえていたとは考えがたいこともここに挙げておいてよい。<sup>注50</sup>

(4) 慶興工房の彫刻界における位置の問題と関連させて考察すべきものに、「丈六仏」の造立を発願した檀那(施主)の問題がある。

当時「丈六仏」一軀を造立するために巨額の費用を必要としたことは既述の如くであるが、経済的にそれが可能であるような施主を想定するとすれば、また総費用の五六%を越える多額な費用を費して台座を荘嚴することに意義を見出していたような施主を想定するとすれば、なによりも宮中関係者か、有力貴族がふさわしいように思える。現存遺品では、仏像や台座・光背の各部に華麗な装飾を施すことで著名な峯定寺千手観音坐像の施主として平清盛が想定されていることも参考になる。<sup>注51</sup> 台座装飾の作業に「散位」の肩書をもち技術的官人としての出自が推察される飭仏師が参加している事実も、「丈六仏」の施主が皇族関係者か、有力貴族であったとする想定をつよめる。

以上、二通の支度文書を検討することによって、

(一) 従来、資料の不足から詳細に知りえなかった造仏の実際、とくに材料の請求方法やその費用、工人の賃金、造立期間などについて多少とも明らかにしえたことは意義あることと思われる。その際、文書の内容が当時もっとも流行していた形式と構造になる丈六阿弥陀像の支度文書であることから、考察の結果は決して特殊なものではなく、普遍性をもちうるものと考えてよからう。

(二) 平安後期における龐大な造仏事業が遂行されるためには、「円派」「院派」などいわば主流工房とその仏師たちの活躍が大きかったことは否定しがたいことであるが、それとともに、慶興の如き「円派」「院派」などの華やかな活躍のかけにかくされ、記録に名の出ることのなかった仏師とその工房の存在が想定できたことも意味あることと思える。しかも彼らは技術面においては、伝統的な、「仏本様」につながる阿弥陀如来坐像の「定形」をよくしており、当時の龐大な造仏の需要を満たす役割の一端を果していたのである。従来、その作者についてさまざまな観点から考察されながらなお定説をみない平安末期の遺品、たとえば大原三千院阿弥陀三尊像、即成院阿弥陀廿五菩薩像、万寿院阿弥陀像、滋賀浄嚴院阿弥陀像などについても、「円流」「院派」の仏師にかぎることなく、たとえば慶興のような、いわば傍系工房の仏師をもひろくふくめて考察することも必要なのではあるまいか。

注

1 旧石山寺藏、現奈良国立文化財研究所藏、原本は縦十六センチ、横十五センチ、表紙とも廿五枚の料紙からなる粘葉装の冊子形式である。この冊子には、まず、(1)「補正記」から引用する「十六羅漢記」を載せ、(2)ついで本論で考察する二通の支度文書をあげ、(3)最後に、仏像(立像)の一般的プロポーション、あるいは不動尊や一尺像などの特殊なプロポーションを記す「仏の寸法」なる記事を収録している。これら三文書の内容が相互に無関係であることについては疑問はないが、三者が同筆か異筆か、また「研究所本」全体が写本ではないか等の問題についてなお検討を要する。さらに本論でとりあげる二通の支度文書が当初石山寺に伝来したことから「丈六仏」は石山寺において実際に造立されたものと判断しうる可能性も大きい。この問題についても後日を期したい。

2 「平安遺文」を基礎とし、これに「研究所本」を参照して訂正を加えた。

3 「東大寺修理所修理記」(康平元年、「平安遺文」九一三一六)に記載する材木の表示(断面)と価格を整理すれば下表となる。「一尺一寸木」は「方尺木」より高価であるから断面積のより大きい角材と考えてよく、「一尺一寸」ではなく、「一尺一寸×一尺一寸」という正方形の断面をもつ材と判断される。したがって、本文の「尺七寸木」も「一尺七寸×一尺七寸」の材と考えてよい。他方、「尺九寸木」は「方尺木」より安価であり、断面

表示 (長二丈 以下同じ)		価格
尺五寸	十八石	
尺三寸	十石	
尺二寸	七石	
尺一寸	六石五斗	
方尺	六石	
尺九寸	五石	
八九寸	四石五斗	
七八寸	二石五斗	
七六寸	一石	
五六寸	?	
四五寸	三斗	
四三寸	三斗	
二三寸	二斗	

積がより小さい角材と考えなくてはならないから、(4)「一尺×九寸」の断面をもつ木か、(5)「一辺が九寸乃至一尺程度の正方形の断面をもつ木」のいずれかである。「二三寸木」の場合も、(1)「二寸×三寸」か、(2)「一辺が二寸乃至三寸程度の正方形の断面をもつ木」のいずれかである。この場合、(1)と(2)のいずれをとるべきかの判断は難かしいが、表の「方尺」から「尺五寸」にいたる表示がいずれも正方形の断面の一边を示す表示であることを考えると、「尺九寸」から「二三寸」にいたる表示も、正方形の一边の長さを示す表示と判断するのが妥当であろう。断面が長方形の場合には、たとえば「正目板五十枚、長七尺、広七寸、厚五寸」(福山敏男氏「竊殿造に関する造管文書」(「日本建築史研究・続」所収)、四三三頁)と明示することも参考になる。

4 当時の用法では、「一辺六寸程度以上の、ほぼ正方形の断面をもつ材については「枝」もしくは「支」の単位を用い、五寸半程度以下の厚みをもつ板状の材については「枚」の単位を用いている。

表の作成には、実測のほか、井上正氏「浄嚴院阿弥陀如来像に就いて」(「国華」七九一号)を参照した。

	像高(尺)	膝張(尺)	膝厚(尺)
鳳凰堂阿弥陀像	9.2	7.73	1.3
法界寺阿弥陀像	9.23	7.66	1.3
万寿寺阿弥陀像	9.35	7.8	右 1.25 左 1.45
浄嚴院阿弥陀像	9.07	7.59	1.45
仏性寺阿弥陀像	9.28	7.78	1.36
邦恒堂阿弥陀像	9.32	7.7	1.5

6 注3と同じ。

7 ただし、頭部・胴部を共木彫成したあと、頭まわりに割刻ぎを行っ  
たかどうか、また鳳凰堂像のように、背面二材の処理に際して後頭部  
を切り離して内列を行ったかどうかは、文書の記載からは判断できな  
い。

8 古記録にみる「板」の記載には幅の表示を欠くものが多い。万寿三  
年八月八日の「左経記」にも「尺九寸木十三余枚、三十余枚、二寸半  
板百枚」とある。当時、材の発注は、その都度仏師が「支度注文」で  
用途と寸法を袖工に提示してつくらせたようであるから、たとえば  
「三寸半板八枚長一丈五尺身光実新」の提示のみで袖工には幅の寸法も  
諒解できたのであろう。この場合、(1)袖工が「身光実新」の用途のた  
めにはこの程度の幅があれば可能であると判断したか、もしくは、(2)  
一般的に、厚さ三寸半板の幅、厚五寸半板の幅というように厚さによ  
って一応の規格があったのかわからない。

9 十三躰の化仏は本文でのべるように頭光・身光の円相部に配された  
と考えざるをえないから、化仏の大きさも、円相周縁部の幅(二重の  
幅輪で囲まれる部分、鳳凰堂像の場合は頭光で約七寸、身光で約一尺  
一寸)を越えることはできない。材の幅(一辺が八乃至九寸)は適切  
であるが、一材の長三尺は、大形の円相部を想定しても過大である。  
これについては疑問のままのこしておく。

10 「長秋記」長承三年四月十日条。

11 三千院阿弥陀像の場合、頭光・身光の蓮華唐草文、周縁部左下方の  
蓮華唐草文をのぞく光背彫刻はすべて後補であるから厳密を期しがた  
いが(毛利久氏「三千院阿弥陀如来及両脇侍像」(日本彫刻史基礎資  
料集成)第三卷所収)、古代末以降の光背形式を伝えるものかと思わ  
れる。

12 研究所本には「同壁并之料」とあるが、いまは「平安遺文」にした  
がっておく。

13 この場合、(1)「三寸半板」一枚が余ることとなるが、いまは疑問の

ままのこしておく。

14 研究所本では「又七」とあり、「平安遺文」のように「又七」とはよ  
めない。

15 使用材はあわせて「四寸半板」六乃至七枚となる。文書では「十枚」  
が請求されているが、余材をどの部分に使用したかわからない。

	一重の 連弁数	重 数	総 数
鳳凰堂阿弥陀像	16	4	64
法界寺阿弥陀像	16	4	64
法金剛院阿弥陀像	24	3	72
安樂寿院阿弥陀像	24	3	72
白水阿弥陀像	24	5	120
峯定寺千手 観音坐像	16	4	64
三十三間堂 千手観音坐像	16	8	128

17 正倉院文書にはしばしば「村」が用いられている。樽は厚さ、幅を  
記材することがさほど大きい意味をもたないような細材であるから、  
通常は、たとえば「樽七十寸」(「平安遺文」第三卷、九六一頁)、「椀  
樽三百七十五寸」(「同」、九六七頁)のように本数のみを記載してい  
る。長さについてはある程度の規格があったらしく、文書には記載を  
みない。

18 「延」は正しくは「擬」とかくが、その正確な量は明らかでない。

19 一兩は一斤の十六分の一、約三七・五グラムに相当。「空青」につ  
いては、「建保七年長谷寺再建記録」(「美術研究」六二号)に、「下塗  
料空青三升用畢置了」とある。

20 漆については、松田権六氏「うるしの話」、小林行雄氏「古代の技術」  
に負うところが大きい。油は漆を塗る刷毛の洗液(洗刷料)としても  
用いられた。「延喜式」(内匠寮式)に「御斗帳一具。(中略)。漆一斗

四升、掃臺四升、洗刷料、油四合(下略)」とある。

21 前出の「長谷寺再建記録」には、「糯米一石野科」とある。

22 当時、通常の流通にのらず入手し難い材料や、造寺・造仏の施主であった寺院あるいは貴族のもとに諸国から年貢として貢上されていた品物は、現物で支給されたのであろう。「門葉記」に収録する「八方天像支度注文」(「鎌倉遺文」七三四号)では、「真漆四升八合」「砂金二両二分」が現物で支給されている。

23 (1)天平六年「造仏所解」に「金薄打料用物 練金小一百五十三両兩 別打金薄六百枚(下略)」、また(2)天平宝字四年「造金堂所解」に「金薄一万七千八百五十枚 練金卅三・兩打替」とある(小林行雄氏「古代の技術」)。

24 前出の「長谷寺観音再建」の場合は、「御面」十一重、「本師」七重、「衣」二重、「御座」一重の金箱が押された。

25 現存遺品では、安楽寿院阿弥陀像の胸部に「卍」印がきざみつけられているのが参考になる。絵画の遺例は多い。文献では、仁平二年三月六日、鳥羽法皇の五十御賀に際して造立された皆金色釈迦如来像の胸部に「朱満字」が描かれていたという例がある(兵範記)。

26 ただし、(20)「銅薄十五枚」、(21)「銅押薄三百枚」は銅減金や押薄をするための材料、また(22)「大糸金」、(23)「中糸金」、(24)「小糸金」は針金であるからおおよその数量をあげればよく、必ずしも十六の倍数であることを要しない。同様に、(25)「色々大玉千五百果」、(26)「中玉六千果」、(27)「小玉二万果」など著しく多量な材料もおおよその数量をいうのであろう。

27 峯定寺千手観音坐像では蓮弁先端に針金でつくった簡単な環状の金具を打ちつけその金具から垂飾を吊るが、法金剛院千手観音坐像の場合には、幅約一センチの帯状の金具を蓮肉と蓮弁との間からのばし、その中途に環状の金具をつけ垂飾を吊っている。帯状金具の先端には宝珠形の裝飾がつく(ただし後補か)。「曳懸」はこうした垂飾を吊るための金具をいうのであろうか。ただしその形状は不明である。

これについては異説もある。毛利久氏は、二つの類例をあげて、寸法を記入した下書(下絵)であろうと想定されている(「引懸について」史迹と美術、四三九号)。とすれば垂飾のデッサン(図面)ということになる。この場合いくつかの疑問がわく。(1)何故、下絵が十六枚も必要か。この垂飾は、本文で述べたように材料の数量がすべて十六の倍数であるから、まったく同種類、同量の材料を用いてつくる十六組の垂飾である。したがってそれらの形状も同一であったとするのが穏当である。図面は一枚で足りるのではないか。(2)蓮弁垂飾にのみ「下絵」が請求され、文書後半(六頁)の、華盤に飾られる垂飾の「曳懸」が請求されていないのは何故か。本文で後述のように、後者もほぼ同種類の材料を用いた垂飾である。華盤の垂飾は、普通華盤の八葉部分に先の曲った針金を打ってそれに懸けるか、華盤下部の八角受座の周囲に帯状の金具をめぐらしその金具から吊っているから(峯定寺像、法金剛院像)、蓮弁垂飾のように、特殊な懸金具を使用することはない。法金剛院像は、蓮弁垂飾のようである。ともかく「曳懸」については断定を避け、後考を俟ちたい。

28 注27参照。

29 (19)「露笠」の数量と(20)「露」の数量は一致する。また文書後半の、露笠の数量(9)と(10)、合計三二〇)と(20)「露」の数量も一致する。

30 日本ではガラス玉を指す語として、「瑠璃」「琉璃」「吹玉」などが用いられた(小林行雄氏「古代の技術」)。

31 「研究所本」に「平安遺文」とも「納」とするが「羅網」であろう。

32 いま鳳凰堂像では華盤の八葉が八方に分岐する付根の部分に、また法界寺像では八葉の先端から約十二センチのところをいずれも垂飾を吊ったらしい釘がのこされていることも参考になる。

33 石田茂作氏「奈良時代に於ける玉の種類と用途」(「奈良時代文化雑攷」所収)。

34 養老令(賦役令)に「絹・純八尺五寸、六丁成疋。長五丈一尺、広二丈二寸」とある。

- 35 村松貞次郎氏「大工道具の歴史」、大河直躬氏「番匠」。
- 36 「承久二年七月廿九日、塗師十二名下向、大工宗國、奉塗御光。(中略)。食物五石五斗二升、毎日一人四升」とある。
- 37 久寿二年十月廿二日、仏師法眼院朝は「小仏師十名」を率いて「丈六仏一軀」を造立し、また仏師法橋院慶も、仁安二年六月十二日、「小仏師十余名」を率いて「丈六仏一軀」を造立した(いづれも「兵範記」)。このことは、寄木造が普及し、技術の特殊性にともなっていない仏師の分業的な就業が要求された際にも、丈六仏一軀をつくるためには十名前後という仏師の構成がもっとも機能的であったことを示唆している。
- 38 「長谷寺観音再興」では、「打薄」に仏像を造立した仏師(十五名)の約半数(七名)が参加しているから、「丈六仏」の場合もこの例にしたがった。
- 39 「長谷寺観音再興」では「塗師」は仏師(十五名)と同数であるから、「丈六仏」の場合もこの例にしたがう。
- 40 「長谷寺観音再興」では「粧仏師」は仏師の三分の一(五名)であるから、「丈六仏」の場合も仏師十名に対して四名と仮定した。三名では工期が約一七〇日となり、他部門の工期と調和を失する。
- 41 鍛冶の功銭は炭代を含む価であるから除外する。
- 42 仏師の作料総額(二〇〇石)を延人員四九五名(参加人員十五名、工期三十三日間)で除せば仏師一人一日の作料が推定できる。
- 43 仏師に対する作料は、御光仏師の作料が延人員に一日の功銭を乗じたらしい端数のある額(十九石八斗四升)で記されるのちがいが、まとまった石高(二百石)で請求されていることからすると、有力仏師の場合には給金方式ではなく請負方式がとられたことも考えられるが、この問題については後日を期したい。万寿三年定朝が一二五人の小仏師を率いて等身釈迦以下廿八体仏を造立した際に「作米」として「米千石」が支給されたことも参考になる。

- 44 「門葉記」(二三三)、鎌倉遺文七三三三。
- 45 大河直躬氏「番匠」。
- 46 たとえば、木工寮に所属する平安から鎌倉にかけての木工に、「園」「貞」「時」「宗」字を名のる木工が多いことも参考になる。
- 47 文献にみえる支度文書とその請求者は表の如くである。

請求年月日	西暦	仏	像	署名者	出典
1 長寛三年四月廿八日	一一六五	三尺愛染王十牒	法橋明円	平安遺文 三三四六一七	
2 長寛三年四月廿七日	一一六五	三尺愛染王十牒	法橋院慶	〃	三三四八
3 建久五年七月廿七日	一一九四	一尺八方天八牒	法橋覺朝	鎌倉遺文七三四	
4 建久五年七月十七日	一一九四	一尺観首勢至二牒	法橋覺朝	〃	七三三
5 建保七年三月十七日	一一一九	長谷寺二丈六尺観音一牒	法眼法慶 法橋行快	建保度長谷寺再建記録	

- 48 講師職の大工には、たとえば寛弘六年(一〇〇九)伊勢講師となつた堂達如庄、近江講師となつた貞円(「東大寺要録」巻七)、絵師では嘉保二年(一〇九五)六条太上天皇のために安鎮法本尊十六幅を描いた丹後講師明舜がいる(「安鎮法日記」)。
- 49 このことについては、すでに浅香年木氏による同様の指摘がある(「日本古代手工業史の研究」)。
- 50 ところで、「慶」の一字から慶興が属する仏所の位置をいくらかなりとも推定できないであろうか。十二世紀後半における仏師流派の情勢は、院助にはじまる院派と、長勢の息子円勢以下の円派、それに頼助を祖とする康派の三大仏所によって指導されていた。円派は円勢の弟子長円、賢円以降、おおむね「円」の一字を名のり、院派も「院」の一字を名のるのを通例としていたが、奈良仏師の祖といわれる康派も康助、康朝などおおむね「康」の一字を名のっている。康派の仏師が「慶」の一字を名のるのには康朝の弟子康慶にはじまるものであり、それ以前の康派に「慶」字を用いる仏師はいなかったようである。

十二世紀ごろ「慶」字を名のっていた主要仏師は院派に属する院慶と、長勢の息子といわれる兼慶の二仏師である。院慶の場合は、「院」の一字によって院派の系譜に属することを示しており、「慶」字に系譜的な意味があったとは考え難い。他方兼慶は承保二年（一〇七五）にはじまる法勝寺造営に参加、講堂釈迦像を造立して法橋に叙されたが（承暦元年、一〇七七）、文献にはその後の活躍を伝えず、また有力な弟子の輩出もなかったためか、独立した仏所を形成するまでにはいたらなかったようである。したがって十二世紀中葉においては、有力な仏師工房のなかに「慶」の一字を系譜的に名のる仏師の流派（集団）が存在したとは考え難いようである。むしろ慶興は、そうした有力仏所のかげにかくれて記録に名のでることのなかったいわば傍系工房の仏師と解する方が穏当のようである。

51 中野玄三氏「峯定寺諸像の系譜―長寛元年造立仁王像の銘文を中心にして―」（国華九二六）